

村のあたりにはあるべき小治田宮は、今の雷土村、飛鳥村、岡村、坂田村などのあたりの地の内にぞありけむ、又或説に、十市郡の大福村其地なりと云るは違へり、(已上記傳)この小治田の鮎田と云ふを開墾したるに因て、この姓を賜へり、と見ゆ、細井貞雄云、鮎田は和名抄に鮎、和名安由とあれば、吾湯田也、今耕田に時として水を増灌くを、湯をかくると農人のいへることあり、則其製を始しならん、(萬葉集第十三に、小治田之年魚道之水乎、間無會、人者挹云々、とある年魚道は、尾張國愛智郡をいへる事ながら、尾張國に依せもなき地號の、小治田をとり出て云ふべきにあらざる)と云り、神名式伊勢國安濃郡阿由太神社もあり、天孫本紀、饒速日命、四世孫、六見宿禰命、小治田連等祖とみえ、連姓は、右京神別にあり、此氏人は、稱德紀(神護景雲二年十二月甲子)、尾張國山田郡人、從六位下小治田連藥陽成紀に、(元慶五年十月十日)左近衛小治田宿禰春雄とみえしのみなり、拾芥抄姓尸錄部に、小治田連、小治田宿禰とあり、

弓削宿禰石上同祖

弓削は、和名抄河内國若江郡弓削、由介郷、神名式同郡弓削神社あり、此地は、弓削部の住るに依りて地名となれるなるべし、弓削は由介と訓べし、弓削はもと弓を造れるより負る姓と聞ゆ、綏靖紀に、乃使弓部稚彦造弓と見えなればなり、天孫本紀、十三世

孫物部尾與連公の條に、弓削連祖倭古連、女子阿佐姫、次加波流姫と云みえ、また十四世孫(尾與連子)物部守屋大連公亦曰弓削大連あり、雄略紀に、弓削連豐穗、持統紀に、弓削連元實兒などみえ、天武紀、十三年己卯、弓削連賜姓曰宿禰、廢帝紀、天平寶字八年秋七月辛丑、授刀少志從八位上弓削連淨人、賜姓弓削宿禰、九月乙巳、弓削宿禰淨人、賜姓弓削御淨朝臣、稱德紀、神護景雲三年四月癸卯、從五位上弓削宿禰牛養等九人、賜姓弓削、朝臣、外從五位下弓削連耳高等卅八人、宿禰光仁紀、寶龜六年二月辛未、先是天平寶字八年、以弓削宿禰爲御清、朝臣、連、爲宿禰、至是皆復本姓、(こは孝謙の御世のみたりなるを改めたまへるものなり)七年三月辛卯、勅前日勅弓削宿禰、復弓削連、但故從五位下弓削宿禰薩摩、依舊勿改、陽成紀、元慶元年十二月廿五日辛卯、右京人外從五位下行陰陽權助弓削連是雄、賜姓宿禰、神饒速日命之後也、とあり、此氏人のものに見えたるは、稱德紀廿八(神護景雲元年八月戊子)弓削宿禰大成、また(神護景雲三年十月甲子)弓削宿禰東女、また(寶龜元年八月辛亥)流道鏡、弟弓削淨人、淨人男廣方、廣田廣津於土左國、光仁紀、寶龜三年四月丁巳下野國言造藥師寺、別當道鏡死、道鏡俗姓弓削、連、河内人也、略涉梵文、以禪行聞、由是入內道場、列爲禪師、寶字五年從幸保良時、侍看病、稍被寵幸、廢帝常以爲言、與天皇不相中得、(不相中得は讀かたし中不相得の訛か)天皇乃還平城

別宮而居焉。寶字八年太師惠美、仲麻呂謀反伏誅、以道鏡爲太政大臣禪師、居頃之崇以法王、載以鸞輿、衣服飲食一擬供御、政之巨細莫不取決、其弟淨人自布衣、八年中至從二位大納言、一門五位、者男女十人、時大宰主神習宜阿曾麻呂、詐稱八幡神教、誑耀道鏡、々々信之、有觀觀神器之意、語在高野天皇、紀泊于官車、晏駕、猶以威福由己、竊懷僥倖、御葬禮畢、奉守山陵、以先帝所寵、不忍致法、因爲造下野國藥師寺、別當遞送之、死以庶人葬之、また御淨朝臣は稱德紀廿六の三左從五位下弓削御淨朝臣秋麻呂、また廿七の十五左從五位下弓削御淨朝臣鹽麻呂、又廿八の二右從五位下弓削御淨朝臣廣方、また廿八の廿二左從五位下弓削御淨朝臣美夜治、弓削御淨朝臣等能治、また三十の十三左正五位下弓削御淨朝臣美努久賣、乙美努久賣などあり、

冰宿禰石上同祖

この氏は、供御の水を掌るより負し姓なるべく覺ゆ、其は水取、連も此同祖にて、御水ごりの事を掌り、延喜主水式に、其供御水者云々、凡供中宮水者云々、凡東宮水者云々、なごみえ、氷室云々、河内國讚良郡讚良一所ごあるも由あればなり、天孫本紀十一世孫物部大前宿禰連公氷連等、祖麥入宿禰子、此連公石上穴穗宮御宇天皇、御世(安康)元爲大連次、爲宿禰奉齋神宮ごあり、天武紀十三年十二月己卯、氷連賜姓曰宿禰ごみえ、

此氏は、孝德紀白雉四年に、遣唐學生氷連老人(眞玉之子)持統紀四年に、氷連老ごあるは同人にて、唐軍に虜はれし事みゆ、文德紀齊衡三年四月戊戌、散位外從五位下氷宿禰繼麻呂卒、繼麻呂字宿榮、左京人、晩而入學、日夜不倦、精於算術、天長二年、爲主計算師、稍遷、承和八年、爲算博士、兼爲主計助、年老致仕、嘉祥元年、特拜駿河介、卒時年七十六、また政事要略(六十一)の二十九、寛平六年左衛門少志正七位下氷車貞梳あり、車は連の誤字なるべし、

穗積臣伊香賀色雄命男大水口宿禰之後也

この氏、上穗積朝臣の下にみえてそこに云へり、天孫本紀に據るに、大水口宿禰の子、大綜杵命の子、伊香賀色雄命ごあれば、本文誤まれり、大水口宿禰孫伊香賀色雄命之後也、ごあるべきなり、

矢田部連伊香我色乎命之後也

古事記(仁德段)に、此天皇云々、又娶庶妹八田若郎女、又娶庶妹宇遲能若郎女、此之二柱無御子、云々、天皇戀八田若郎女、賜遣御歌曰、夜多能比登母登須宜波古母多受多知迦阿禮那牟、阿多良須賀波良許登遠許會須宜波良登伊波米、阿多良須賀志賀云々、故爲八田若郎女之御名代、定八田部也、ごみえ、舊事紀、天孫本紀に、十世孫物部大別連公、此

連公難波高津宮御宇天皇御世詔爲侍臣奉齋神宮輕島豐明宮御宇天皇太子兔遲稚郎子同腹妹矢田皇女難波高津宮御宇天皇立爲皇后而不生皇子之時詔侍臣大別連公爲皇子代后號爲氏造改賜矢田部連公姓とあるによりて此氏は皇后の爲に置る矢田部の部造として賜へること知るべし記傳に云舊事紀に后號爲氏云々とはさかしらに改めたる文と見えて爲氏造など云こと聞えず此は此皇后の御子代として矢田部を定めて大別連を以て其部造として矢田部連と云姓を賜へる由物に記せるを取て其意をえわきまへすみたりに書たるものなり彼紀にはかゝる類つねに多し部造は何れにまれ其部を掌る者也さて此舊事紀にては八田皇女の御母は此物部連氏の女にて大別連は其弟なれば其由縁を以てぞ八田部をば掌らしめたまひけむさて和名抄に攝津國八田部郡八部也多部郷あり常陸那珂郡河内郡久慈郡また備中賀夜郡いづれも八部郷あるは古へ八田部の民の居りし地なるべし矢田部の族は大和神別に矢田部攝津に矢田部造河内に矢田部首あり合せ考ふべし崇神紀六十年秋七月丙申朔己酉詔群臣曰武日照命一云武夷鳥又云天夷鳥從天將來神寶藏于出雲大神宮是欲見焉則遣矢田部造遠祖武諸隅一書云一名大母隅也而使獻とみゆこの武諸隅は天孫本紀に伊香色雄命の子大新河命の子にて物部武諸

隅連公とある是なり推古紀二十二年六月遣犬上君御田御矢田部造名は闕たり於大唐(舊事紀には矢田部御孀連公とあり)天武紀十二年九月丁未矢田部造賜姓曰連續後紀承和二年十二月丁酉攝津國人散位矢田部造聰耳弟從八位上貞成等賜姓與野宿禰陽成紀元慶元年十二月廿五日辛卯讚岐國寒川郡人木工大允正六位上矢田部造利人移貫山城國愛宕郡なごみえたり神名式大和國添下郡矢田坐久志玉比古神社二座(並大月次新嘗)ありこは櫛玉饒速日命にて矢田部連の祖神なるべし然らば此氏人の此に住るが祭れるにやあらむ

矢集連同上

矢集は和名抄駿河國駿河郡矢集也都女美濃國可兒郡矢集ありこれに依りて也都女と訓べし天孫本紀に大母隅連公矢集連等祖とみえ天武紀十三年十二月己卯矢集連美濃矢集連下の矢集二字は一本に據る賜姓曰宿禰とあれば美濃にすめる氏人もありしなり故可兒郡に郷名もあるなるべしこの氏人は聖武紀(天平十七年正月)外從五位下箭集宿禰堅石廢帝紀(天平寶字八年九月)矢集宿禰大唐また東大寺正倉院文書(天平五年正稅帳)に右京三條四坊矢集宿禰石依後紀桓武紀(大同元年二月庚申)收故從五位下箭集宿禰虫麻呂功田五町養老六年以刪定律令功所賜也依無胤

子收焉光孝紀仁和元年十二月廿九日己卯節婦加賀國加賀郡大野鄉人道今古授位二階免戶内田租表其門閭以旌貞節也今古生年十三適故前加賀權掾大神高名經二十餘年高名身死今古廬于墳側歷年不去哭泣之聲日夜不斷今古母箭集清河子年二十一始適於人其夫死後不更再醮全守一節齡七十六終於室內母子繼踵貞潔无虧焉

物部肩野連同上

肩野は和名抄に河内國交野加多乃郡神名式に同郡交野神社ありこの地名を負しなり天孫本紀に十四世孫物部臣竹連公肩野連宇遲部連等祖とみえ陽成紀元慶元年十二月廿七日癸己右京人散位從五位下肩野連道主近江少目從七位上肩野連乙守並賜良棟宿禰道主言先祖出自神饒速日命也とあり右京神別に肩野連あり上に引る片野神社はこの氏人の祖神を祭れるにはあらざる歟考ふへし

柏原連同上

柏原は上總近江播磨肥後などにもありいつれの地名を負るにや詳かならず和名抄駿河國駿河郡柏原加之波々良とあるによりてカシハバラと訓べし桓武紀延暦四年十一月祀天神於交野柏原養宿禰也とあるは上の肩野の連にも由ありて聞ゆ考ふべし拾芥抄姓尸錄部に柏原連見ゆ

依羅連饒速日命十二世孫懷大連之後也

依羅は和名抄に攝津國住吉郡大羅郷また河内國丹比郡依羅郷あり古事記水垣宮段に作依網池此は河内國也書紀推古卷に河内國作依網池とみゆ記傳にかく河内と津國と二ツの依網池あれども丹比郡と住吉郡とは相接て大依羅社も依羅池も殊に此二郡界によりて又近き地なるを以て見れば本は一つなりしが二國に分屬たるものなり仁德紀十三月秋九月依羅屯倉阿弭古捕異鳥獻於天皇曰臣每張網捕鳥未嘗得是鳥之類故奇而獻之云々是今時應也云々この依羅と云は此人の網を張り應を捕て獻れる功を美て此時に始て賜へる稱にやありけむと云るが如くなるべし懷大連は天孫本紀に伊香色雄命の子大新河命の子物部五十琴宿禰その子伊菑佛連の子にて十一世孫物部布都久留連公此連公大長谷朝御世雄略爲大連奉齋神宮依羅連柴垣女太姬爲妻生一兒とありて懷は布都久留と訓べし推古紀十六年八月物部依網連抱齋明紀三年依網連稚子稱德紀に神謔景雲元年七月河内國志紀郡人依羅造五百世麻呂丹比郡依羅造里上等十一人賜依羅連とありこの氏は出雲國天平六年計會帳東大寺文書に大帳使史生大初位上依網連意美麻呂あり

柴垣連同上

柴垣は古事記反正段に、多治比之柴垣宮、また書紀に、河内國丹比柴籬宮とあるによりて、シバカキと訓へし、天孫本紀に、十二世孫物部小事連公柴垣連、云々等祖なり

佐爲連、速日命六世孫伊香我色乎命之後也

佐爲は古事記(神武段)に、伊須氣余理比賣之家、在狹井河之上、山由理草之名云、佐爲と見え、神名式大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社、なごある狹井にて、其處に住るより、負る氏なるべし、天智紀(齋明帝七年)九月、皇太子御長津宮、以織冠授於百濟王子豐璋、云々、乃遣大山下狹井連、檳榔云々、率軍五千餘、衛送於本郷、また天智天皇の元年十二月、狹井連、檳榔とあるは同人と聞ゆ、天武紀十三年十二月、狹井連、賜姓曰宿禰、とみえ、文武紀四年六月甲午、勅云々、狹井宿禰尺麻呂等、撰定律令賜祿、各有差とあるのみ、

葛野連同上

葛野は和名抄に、山城國葛野郡葛野(加度乃)とある地名を負る氏なるべし、古事記(應神段)に、一時天皇起幸近淡海國之時、御立宇遲野上、望葛野、歌曰、知婆能加豆怒、哀美禮婆毛々、知陀流、夜途波母美由、久爾能富母美由、とよめる加豆怒、これなり、古言のま、

登美連同上

にカヅヌと訓へし、史に見あたらす、拾芥抄姓尸録部に、葛野連とみゆ、

登美は、大和の國の地名にて、鳥見ともかけり、神武紀に、戊午年十有二月丙申、皇師遂擊長髓彦、連戰不能取勝、時忽然天陰、而雨水、乃有金色靈鷲飛來、止于皇弓弭、其鷲光暉煜狀如流電、由是長髓彦軍卒皆迷眩、不復力戰、長髓是邑之本號焉、因亦以爲人名、及皇師之得鷲瑞也、時人仍號鷲邑、今云鳥見是、説也、とあり、然ればその以前は長髓、邑と云しを、鳥見と改しものとみゆ、さてこの長髓彦のために、饒速日命は君とあがまへられて、此地に居りし事、書紀にみえたるが如し、其みうせにし後の事を、舊事紀天孫本紀に、葬斂於登美、白庭、邑、以此爲墓者也、とあり、神名帳に、大和國城上郡等彌神社とある地にて、今の世に、外山村といふ、この名の遺れる地なる、神武紀に、立靈時、於鳥見、山中とある鳥見同し地なり、

水取連同上

水取は、和名抄、主水司、毛比止里、乃豆加佐、とあるによりて、モヒトリと訓へし、神武紀に、宇陀水取等之祖ともありて、同訓なり、天武紀十二年九月丁未、水取造、賜姓曰連、三代實錄清和紀に、貞觀六年四月、左京人散事從五位下水取連夏子、水取連繼男等、賜姓

朝臣神饒速日命之後也、また同月廿五日己卯、左京人主水令史正七位下水取、連繼人散位正八位下水取、連繼主、賜姓宿禰、とみえ、踐祚大嘗祭式に、行立次第云云、次主水司水取、連一人、執蝦蟇、水部一人、執多志良加、とあるにて、古へより朝廷の御水を執る事を掌る事知るべし、水部はモヒトリベにして、水取、連につける部曲とみゆ、この氏人のものにみえしは、文徳紀、(齊衡元年正月壬辰)正六位上水取、連繼雄、また(同十二月丙午)正六位上水取、連柄仁とみえたるのみ、

大貞連、饒速日命十五世孫、彌加利大連之後也、
攝政之年、任大椋官、于時家邊有大侯楊樹、太子巡行卷向宮之時、親指樹問之、即詔阿比太連、賜大侯連、四世孫、正六位上千繼等、天平神護元年、改字賜大貞連、

大貞は、文字によりて於保左太と訓べし、本文によるに、於保左太は大侯に同じく、樹木の枝の廣がりたる状を云るものなるべし、貞を一本に眞と作り、新谷望之が考に、大貞は大眞の誤りなるべし、嵯峨紀第廿一に、大眞、連とかき、靈異記にも、大眞とかけり、ことに姓氏錄の趣にては、大侯の字を、大貞とかへられしとあれば、大貞といはんことつきなし、大眞ならんには、於保末と訓べければ、其依ありと云り、饒速日命十五

世孫は、上の穂積、臣の條に、六世孫伊香色雄、命まで記せり、其子十市根、命の子、物部、昨宿禰の子、物部、五十琴宿禰の子、伊苜弗連の子、物部、目、大連の子、荒山連の子、尾輿、連の子、物部、大市御狩連公にて、十四世にあたり、饒速日命をも數ふる時は、本文の十五世に符合へり、さて彌加利、大連は、此にいはゆる大市御狩連公にあたり、天孫本紀に、此、連公、譯語、田宮御宇天皇、御世、爲大連、奉齋神宮、とあれば、上宮、太子攝政とある時代にもかなへり、其ほごに大椋官、即大藏官に任されしとみゆ、太子の卷向宮に巡行せる時、大侯の楊樹ありけるを見めでたまひて、阿比太連、こは物部連の同族にや、詳らかならず、に仰せて、大侯、連と云ふ氏を賜ひしなり、後紀の桓武紀、延暦廿三年十一月甲申、左京人從七位下大侯、連三田次、賜姓大貞連、嵯峨紀、弘仁二年閏十二月戊申、大和、國人從八位下大侯、連福貴、麻呂、賜姓大眞、連、仁、明紀、承和四年三月丁酉、大和、國人內藏史生大侯、連福山、賜姓大貞連、とみえたれば、此氏人の大和に貫たるもありしなり、和名抄、大和、國、添上、郡、楊生郷あり、此地若しくは楊樹の大侯によりて負へる名にはあらざるか、拾芥抄、姓尸錄部に、大貞連とあり、

曾禰連、石上同祖、

曾禰は、下文に眞神田曾禰連あり、眞神田は、大和、高市、郡なれば、曾禰もそのほごりに

や、和名抄、攝津國武庫郡會禰、また神名式、和泉國會禰神社あるによりて、會禰はソネと訓べし、この氏人は天武紀二年四月、遣云々大山中會禰、連韓犬、祭大忌、神於廣瀬、河曲、文武紀、慶雲元年正月癸巳、從六位下會禰、連足人、聖武紀、天平八年二月戊午、從五位下會禰、連五十日虫、また天平寶字五年九月には、伊賀牟志と作り、命婦なり、仁明紀、承和八年閏九月甲子、伯耆國八橋郡人、陰陽博士正六位下春苑宿禰玉成母、會禰、連家主、女姉妹男女等一姻、改本居貫、附右京三條一坊、陽成紀、元慶五年四月辛巳、阿波國那賀郡人、從七位上、椋部夏影、從八位上、椋部吾麻呂、從八位下、椋部安成、并白丁十九人、復本姓會禰、連、類聚國史、桓武紀、延曆廿一年九月丙辰、美作國人、會禰、繼人、また天長六年六月己巳、因幡國高草郡人、會禰、連、廣刀自女などあり、

衣縫造石上同祖

衣縫は職號なり、則女工の事にて、後に縫女など云ふ是なり、衣縫造は其縫女どもを掌る官の長と聞ゆ、應神紀に、縫衣工女ありて、日本紀私記に、岐奴々比乎牟奈とあるに依て、岐奴々比と訓へし、衣縫に、韓國より來れる職工と我國にもとよりありしものとあり、此なるは我國の職工なり、和泉神別に衣縫氏あり、石上同祖とある石上は、左京神別、石上朝臣、神饒速日、命之後也といへり、氏人は、日本靈異記上卷に、小墾田宮

御宇天皇之代、有縫、伴造、義通者云々とあり、縫は衣縫か、縫の上に衣字脱たるなるへし、文武紀第三に、大寶三年二月丙申、從七位下衣縫造孔子、賜連姓、仁明紀、承和八年三月癸酉、右京人孝子衣縫造金繼女、居住河内、國志紀、郡年十二歲始失親父、泣血過人、服闋之後、親母許嫁、而窃出住於父墓、且夕哀慟、母不復謂嫁事、其後還來定省、每父忌日、齋食誦經、累年不息、至冬節、則母子買雜材、惠賀河構、借橋惣十五箇年、母年八十而死、哀聲不絕、常守墳墓、深信佛法、焚香送終、勅叙三階、終身免戶田租、旌表門閭、令衆庶知、また東大寺正倉院文書、天平七年京職の符に、少屬衣縫、連人君などあり、拾芥抄、姓尸錄部に、衣縫造とみゆ、

輕部造同上同祖

輕部は、和名抄、和泉國和泉郡輕部、加留倍とあるによりて、加留倍と訓べし、舊は職號にてありしならん、細井貞雄が考に、其業は朝廷の大命を各國に傳ふる早使を承奉りしなり、其由は輕の冠辭に、阿麻陀牟加流乃衰登賣、古事記下卷遠飛鳥宮の段、天飛輕之媛女の義なりと師の云はれき、萬葉集第二に、天飛也輕路者、又第十一にも、天飛也輕の社とあり、第四に、天翔哉輕路從などみえて、輕に天飛のことを冠せいへるは、輕は雁の義なりと云は、彼漢土蘇武の故事に云るは、附會のことなり、輕は輕人の義

天人之際、乃殺之、帥其衆而歸順焉、天皇素聞饒速日命、是自天降者、而今果立忠効、則褒而寵之、此物部氏之遠祖也、また古事記(神武段)に、八十建、また兄師木弟師木を繫たまへる時の事の條に、故爾邇藝速日命、參赴白於天神、御子、聞天神、御子天降坐、故追參降來、即獻天津瑞以仕奉也、故邇藝速日命娶登美毘古之妹、登美夜毘賣、生子宇摩志摩遲命、此者物部連穗積、臣、孫也、また舊事紀の天孫本紀に、七世孫建膽心大禰命、伊香色雄命子也、弟大新河、命、此命、繼向珠城宮、御宇天皇御世、垂仁天皇なり、云々、賜物部連公姓、則改爲大連、また弟十市根、命、此命、繼向珠城宮、御宇天皇、御世、賜物部連公姓、云々、とありて、この御世に、物部連を賜へりともいふ、抑物部は母能々布部といふことに、布辨を約て母能々布とはいふなり、さて其母能々布と云は、總て武勇職を以て仕奉る建士の稱にして、萬葉歌に是を宇治の枕詞に云へるも、いちはやしといふ意なり、又三卷には、武士とも書り、後世までも武士をものふと云へり、さて又朝廷に仕奉る人等を、凡て母能々布と云て、母能々布之八十伴緒などよめるも、萬葉に多きは、上代に武勇職を主とせられし世の古言の遺れりしなり、さて物部と云ふ者は、一部の武士にて、其は上代に殊に勇て、武事の勝れたる輩なりし故に、其部を殊に武士部とは名づけられしなり、されは母能々布と云は、凡て武き人の稱、物部と云一部の武

人の稱にて、差別あるを萬葉などに、母能々布にも物部と書る故に、まきはしきことあるなり、さて上代に物部と云へる者の見えたるは、崇神紀に、物部八十手とある是れなり、この物部は姓にあらず、物部の人をいふなり、姓氏錄に、原造神饒速日命、天降之時、從者天、物部現度、造之後也、また坂戸、物部、同神、從者、坂戸、天、物部之後也、また二田、物部、同神、從者、二田、天、物部之後也、と見え、舊事紀、饒速日命天降段に、五部造爲伴領、率天、物部、天降供奉、とありて、其五部の中に、二田造と云ふも、坂戸造と云ふもあり、又天物部等二十五部人、同帶兵仗、天降供奉、とありて、此二十五部皆某物部と云名等なり、其中に二田物部と云ふもあり、又島戸物部と云ふもあるは、姓氏錄に、現度造とある是歟、現一本に峴と作り、島の字の誤にや、さて姓氏錄の右の三氏は、未定雜姓部に收れり、未定雜姓といふは、勘尋氏姓、職由本系、而此等姓、祖違古記事漏舊典、雖加研究、稽所不及、故集爲別卷、號曰未定、附之於末、以俟後賢、とありて、慥ならざる姓ごもなり、然れば右の天物部などある類も、皆實は御孫命の御天降の御從神なりけむを、僞りて饒速日命の伴神とせること上に云へるが如くにて、祖違古記と云へるものなり、されど物部といふ稱は、神代より有て、彼御天降の御從にて、天より降れる故に、天物部とは云なるべし、書紀雄略卷に、遣物部兵士三十人、誅殺前津屋并族七十人、また天

皇便疑御田、奸其采女、自念將刑而付物部、また付物部使刑於野、欽明卷に、有至臣所將來民、筑紫、物部莫奇、委沙奇、能射、火箭、など見え、職員令、囚獄司に、物部四十人、掌主、當罪人、決罰事とあり、か、れば後には降りてたゞ刑人の事を掌りていと賤職となれるなり、雄略の卷にも、既に其さま見えたり、さて物部連氏は、遠祖宇摩志摩遲命、武勇勳功ありける故に、上件の天物部の人等を帥領しめたまひしより、舊事紀に、宇摩志摩遲命、率天物部而翦夷荒逆云々、と云へるは、實なるべし、子孫世々、相嗣て物部を率領て仕奉れるによりて、書紀雄略卷に、物部目連自執大刀、使筑紫開物部、大斧手、執楯叱於軍中、云々、大斧手以楯翳物部目連云々、目は人名なり、續紀九(廿六右)に、石上朝臣勝男等率内物部云々、これら物部を率ゐたる證也、此姓を賜はれるなり、書紀崇神卷に、物部氏遠祖、大綜麻杵、又物部連祖、伊香色雄、垂仁卷に、物部連、遠祖、十千根などいふ人見ゆ、されど此姓を賜ひしは何時とも見えず、傳二十一、師木縣主の下、考へ合すべし、さて垂仁卷二十六年の處に、物部十千根大連とあれば、此より先に既に此姓は賜へるなり、舊事紀に云、饒速日命、兒、宇摩志摩遲命、云々、七世孫、建膽心、大禰命、伊香色雄命、子也、弟安毛、建美命、弟大新河命、纏向珠城宮御宇、天皇御世、賜物部連公、姓、弟十千根命、同御世、賜物部連公、姓と云り、さも有けむ、姓氏錄にも、伊香色雄命は、饒速日命六世孫、

大新河命は、七世孫とあり、さて仲哀卷に、物部膽昨連、履中卷に、物部伊莒佛、大連、同長眞膽、連見え、雄略卷に、物部連目爲大連と見え、此後も位貴き人世々に見えたり、さて天武卷、十三年十一月戊申朔、物部連、賜姓曰朝臣、續紀卅三に、又寶龜六年十二月甲申、從三位石上朝臣宅嗣、賜姓物部朝臣、以其情願也、同十年十一月、勅中納言從三位物部朝臣宅嗣、宜改物部、賜石上朝臣、宅嗣卿は、麻呂大臣の孫、中納言弟麻呂卿の子也、大納言正三位にて、天應元年六月に薨年五十三、姓氏錄、左京神別、天神、石上朝臣、神饒速日命之後也、宇麻志麻遲命十六世孫、物部連公麻呂、賜物部朝臣姓、改賜石上朝臣姓とあり、一本には、細書二十九字は無し、細書は後人の舊事紀に依りて書加へたるものなるべし、連公と公字を添へたるは例なきことにて、舊事紀にのみ然あるなり、さて物部連麻呂は、天武卷に出たれば朝臣姓を賜へるは、信に此人の世なり、又石上と改まりしことは、書紀に見えざれども、同卷の末、又持統紀に、石上朝臣麻呂と見え、次に十八氏を擧たる處にも、石上とあれば、是も此人の世に改まりしこと明し、舊事紀に、饒速日尊十七世孫、物部連公麻呂、淨御原朝、御世、改連公、賜物部朝臣姓、同朝御世、改賜石上朝臣姓と云り、麻呂は、續紀に、養老元年三月癸卯、左大臣正二位石上朝臣麻呂薨、大臣、大連物部目之後、宇麻子之子也とありて、凡物部氏の事、饒速日命より麻呂大臣ま

での世次、舊事紀五卷に具に擧たり、其文の中には信がたきことども多けれども、歴世の次第などは大方違へることもしと見ゆるは、家譜を取て記せるものなるべし、さて石上と改められし由縁、傳十八石上神宮の下に云るが如し、さて代々住地も即石上にぞありけむ、古今集雜上詞書に、石上並松がみやづかへもせで、石上と云ふ所にこもり侍りけるを云々とあるを以て見れば、今京に移りて後も、此氏大和石上に昔の宅地など猶そのまゝにぞ持たりけむ、〔抑宇麻志麻遲命の子孫、物部連氏より支別たる氏々甚多くして、姓氏錄にも數多見え、續紀四十(卅六左)に、外從五位下韓國連源等言、己等、是物部大連等之苗裔也、夫物部連等、各因居地、行事別爲百八十氏、云々とあり、百八十とはたゞ百にも多く餘りて、數の多きをいふ古言なり、又神名帳に、諸國に物部神社いと多し、こは其國々に居住る此氏人の祖神を齋へる社と見ゆ、其中に物部天神社と云ふもあるは、正しく邇藝速日命を祭れるならむ、さて持統紀に、四年春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣、樹大盾云々、是は天皇即位の時の儀なり、續紀に、神龜元年十一月己卯、大嘗云々從五位下石上朝臣勝男、石上朝臣乙麻呂、從六位上石上朝臣諸男、從七位上榎井朝臣大島等、率內物部、立神楯於齋宮南北二門、また延曆四年正月丁酉朔、天皇御大極殿受朝、其儀如常、石上榎井二氏、各暨梓楯焉、貞觀儀式大嘗祭儀

に、石上榎井二氏人各二人、率內物部卅人、著紺布衫、立大嘗宮、南北門神楯、戟、門別楯二枚、戟四竿、云々と見えたり、此氏人此事を仕奉るは上代の式の遺れるなり、〔榎井朝臣は、物部氏より別れたる氏なり、孝德紀に、物部朴井連稚子、齋明紀に、物部朴井連鮪などいふ人見え、天武紀に、朴井連雄君と云人を、物部雄君連とも記されたり、此雄君連は、壬申の年の大功あるに依て、天武五年に卒れる時、贈位など有りて、氏上としたまへる人なり、然れば榎井朝臣は此人の子孫なるべし、さて同十三年に、五十二氏に朝臣、姓を賜へる中に、此氏見えざるは、朴井連とも稱ながら、此時はなほ物部連の内にて共に朝臣にはなれるなるべし、さて正しく榎井朝臣と改まりしは、彼麻呂公などの石上朝臣と改まりし同時の事なるべし、續紀、文武天皇二年十一月己卯、大嘗榎井朝臣倭麻呂、暨大楯とある、是榎井朝臣と見えたる始なり、又養老三年五月、榎井連持麻呂、賜朝臣姓などもあり、舊事紀、物部氏の歴世の中に、榎井臣等祖と云ふあれど、臣と云へる尸も違ひ、又書紀の趣と合ざれば、信がたし、姓氏錄には、此氏見えず、たゞ和泉國神別に、榎井部といふありて、饒速日命後也とあるのみなり、朴井てふ名は、推古紀二十葉に見ゆ、さて河内和泉神別に物部あり、また物部連ありて、下に見えたり、合せ考ふへし、

眞神田曾禰連神饒速日命六世孫伊香我色乎命男氣津別命之後也

眞神田は飛鳥の眞神原とある地にや、崇峻紀元年、飛鳥衣縫造祖樹葉之家始作法興寺、此地名飛鳥、眞神原亦名飛鳥、苦田萬葉集卷二卅三右に、明日香之眞神原同八(五十四右)に、大口能眞神之原などある、眞神原に由ある地ならむか、若然らば大和國高市郡にて、枕詞燭明抄、大口眞神原注云、是は昔、明日香地に老狼ありて多、喰人、土民恐れて大口神といふ、名其處號大口眞神原、見風土記とありといへる地なり、なほよく考ふへし、曾禰は式に、和泉國和泉郡曾禰神社、和泉志に、南北曾根二村あり、此社は北曾根に坐せりとあり、國內神名帳にも、和泉郡從五位下曾禰國津神社、曾禰西國津神社などある、曾禰同地と聞ゆるが上に、同郡物部社、また大庭社、二田國津社、泉南郡布留社、みな物部氏に由縁あるを按ふに、曾禰連の曾禰は決めて此地なるべし、氣津別命は、天孫本紀にはみえず、神名式、大和國高市郡氣都和既神社に由縁あるか、下に左京神別に、曾禰連、和泉神別に、曾根連あり、氏人は、天武紀に、曾根連、韓犬、聖武紀、天平九年二月に、曾禰連、五十日虫(卷廿三の十七丁)に、伊賀虫とあり、東大寺正倉院文書(天平十七年内藏寮解)に、從七位上行大屬曾禰連(名欠)、類聚國史(第五十四)、天長六年七

月に、因幡國高草郡人、曾禰連、廣刀自などあり、大和廣瀨社神主曾禰系圖に、當國廣瀨郡城戸郷河合村累代居住云々、十市根連の子、曾根連、建男、敏達天皇御時、賜曾根連氏尸、その後曾根連、韓犬廣瀨神主、始天智天皇御時、授大山中位、其子韓麻呂、後改足人とあり、世代あまた闕たれど、神主誠教の時、嫡庶二流に分れ、嫡を曾根、庶を楡口と稱して、世々本社に仕奉れる由みえたり、

大宅首、大閉蘇杵命孫、建新川命之後也

大宅は、武烈紀なる影媛の歌に、暮能婆播爾於夜野、該須擬とある地にて、和名抄に、大和國添上郡大宅とあれば、於保夜計と訓へし、大閉蘇杵命は、天孫本紀に、五世孫大綜杵命、此命輕境原宮御宇、天皇御世、孝元爲大禰、春日、率川宮御宇、天皇御世、爲大臣とみえ、其子伊香色雄命の子、大新河命、此命纏向珠城宮御宇、天皇御世、垂仁、元爲大臣、次賜物部連公姓、則改爲大連、奉齋神宮、其大連之號、始起此時とみえ、氏人は、東大寺正倉院文書(播磨正稅計會帳斷簡)にて、年月欠に、長門國鑄錢司主典從七位下大宅首佐波、清和紀(貞觀八年八月三日)に、左京人備中權史生大初位下大宅首、應取(應取は宇治拾遺

猪名部造伊香我色男命之後也

にあり、告大納言伴宿禰善男云々、等同謀行火燒應天門とあるのみ、

猪名部は和名鈔に伊勢國員辨郡(爲奈倍)とあるに依て爲奈倍と訓べし、雄略紀に猪名部御田、また木工猪名部、眞根なごみえたるは木工なり、その木工の長として其を率ふる事を掌る氏と聞ゆ、其は雄略紀に十八年遣物部菟代宿禰物部目連、以伐伊勢朝日郎云々、菟代宿禰相持二日一夜云々、天皇聞之、怒、奪菟代宿禰所有猪名部、賜物部目連、とあるにて猪名部の物部氏に隸りし事知るべし、また伊勢朝日郎をうたせたまへるも伊勢國に因みあり、氏人は東大寺正倉院文書(天平勝寶元年八月)大納言藤原家資人猪名部造常人、清和紀(貞觀十二年十二月十九日の條)に猪名部造財麻呂、その子豊雄、その子善繩、光孝紀(仁和三年正月七日)木工大允猪名部造有吉などあるのみ、さて此氏後に春澄、朝臣となれり、其は清和紀(貞觀十二年三月十九日辛丑)參議從三位春澄、朝臣善繩、善繩字名達、左京人也、本姓猪名部、造爲伊勢國員辨郡人、達官之後、移隸京兆、祖財麻呂爲員辨郡少領、父豊雄爲周防大目、善繩幼而明慧、骨節非常、財麻呂見爲奇童、加意養育、爲孫傾產、曾无吝惜焉、善繩齡逮弱冠、入學事師、耽讀群籍、未嘗輟手、博涉多通、妙於藻思、凡所閱覽、多誦於口、有兼人之敏、時之好學、无能及者、天長之初、奉試及第、被補俊士、四年爲常陸少目、以秩俸充研精之資、五年、賜姓春澄、宿禰兄弟姉妹五人、同以預之、後改宿禰爲朝臣、停俊士之號、補文章得業生、七年、對策詞義甚高、式部省

評處之丙第、是年春、內記闕、帝本自重士、虛釋此職、以俟善繩、至于夏五月、善繩擢第、六月、遂補少內記、文路榮之、尋轉大內記、八年、兼播磨少目、九年、叙從五位下、十年、拜東宮學士、大內記如故、承和元年、兼爲攝津權介、三年、遷兼但馬介、九年、春、加從五位上、秋七月、嵯峨太上天皇崩、皇太子見廢、善繩以學士左遷、周防權守、十年、遷文章博士、於大學講范、曄後漢書、解釋流通、無所淹礙、諸生質疑者、皆洵汰累惑、嘉祥元年、進正五位下、三年、授從四位下、仁壽二年、遷爲但馬守、四年、遷刑部大輔、齋衡四年正月、爲伊豫守、同年十二月、兼爲右京大夫、天安二年、授從四位上、貞觀二年、拜參議、三年、爲式部大輔、四年、加授正四位下、五年、兼播磨權守、六年、遷兼近江守、先是奉詔撰修續日本後紀二十卷、迄于十一年、筆削甫就、詣闕獻之、藏之太政官、是年春、初病發、加劇、二月七日、授從三位、薨於東宮里第、時年七十四、善繩性周慎謹朴、不以己所長加人、昔者爲文章博士之時、諸博士每名家更、以相輕短長在口、亦弟子異門、互有分爭、善繩謝遣門徒、恬退因彼、終不爲傍議所及、爲人信陰陽、多所拘忌、每有物惟杜門齋禁、不令人通、乃至一月之中、門扉十閉、亦其家宅不治、垣屋口罕言、死、吊門遂絕、及登公位、齋忌稍簡、雖年齒頽暮、而聰明轉倍、文書之美、晚路加麗、貞觀年中、追改策刺、進爲乙第、唯子姪之外、家稀嘉客、賓筵不展、風月長閑、有子男女四人、具瞻魚水、並爵至五品、然无繼家風者、長女治子爲正四位下、典侍、この春澄の氏人は、同書

(貞觀八年正月七日甲申)に、正六位上春澄、朝臣具瞻、また(同十五年九月九日辛未)侍從從五位上春澄、朝臣高子、奉幣氏神、向伊勢國、勅賜稻一千五百束、以爲行旅之資とみえ、(元慶元年二月廿二日甲子)掌侍從五位上春澄、朝臣高子、改名給子、以觸中宮諱也とあり、さて此の氏神と云るは、神名式に、伊勢國員辨郡猪名部神社とみえ、三代實錄、貞觀元年五月廿六日辛巳、授伊勢國從五位下員辨大神正五位下、同八年閏三月十三日戊午、伊勢國正五位下員辨神、授從四位下とある神社是にて、猪名部氏の氏神なり、本社は北大社村に在りて、土俗今も猪名部寺の廢址と云るかあり、此地を大社と云は、三代實錄に、員辨大神とある社の事にて、其大社のあるより村落の名に唱ふるべし、大社村の産土神と云ふ三社の内に、八王子と俗稱する神、即本社と云傳へて、祭禮の幟等にも古くより、猪名部神社と書記し來れるが、其社頭の北に高塚とよふ陵墓の大なるものあり、其餘小冢は若干境内にあり、世俗の人は神社地に陵墓あるを異しむ事なれど、諸神本懷集に、ワカオヤオホチ等ノ先祖ヲバミナ神トイハヒテ、ソノハカヲヤシロトサタムルコトマ、コレアリ、コレヲノタグヒハミナ實社ノ神ナリ、と載たるを思ふへし、猪名部氏の祖先の陵頭に、祠を建て氏神と稱し、末裔の春澄氏其祭祀を奉せしならむ、社域に千載の陵墓の存するはあまた例證あり、又村邑の北を去て長

者の金塚と稱する地あり、これ恐くは猪名部造財麻呂、同豊雄等氏の長者として、此に住し春澄良繩卿の生産ありし舊蹟にやあらん、(猪名部社辨斷)と云るあたれる説なれば此に取て引るなり、

新撰姓氏錄考證卷之八終

新撰姓氏錄考證卷之九

常陸 栗田 寬 著

左京神別中 起大伴宿禰靈佐伯連二十三氏

天神 大伴宿禰高皇產靈命五世孫天押日命之後也初天孫彥火瓊杵尊神駕之降也天押日命大來目部爲天韃負部天韃負之號起於向高千穗峯然後以大來目部爲天韃負部奏曰衛門開闔之務此也雄略天皇御世以天韃負兒語相併奉衛左右勅依奏是於職已重若一身難堪望與愚兒語相併奉衛左右勅依奏是大伴佐伯二氏掌左右開闔之緣也

五世孫はいまだ考へず古語拾遺には高皇產靈神云々其男名曰天忍日命大伴宿禰祖也とあり古事記(皇孫御天降の段に爾詔天津日子番能邇々藝命而離天之石位押分天之八重多那雲而伊都能知和岐々々豆於天浮橋宇岐士摩理蘇理多々斯豆天降坐于筑紫日向之高千穗之久士布流多氣故爾天忍日命天津久米命二人取負天之

石靱取佩頭椎之大刀取持天之波士弓手挾天之眞鹿兒矢立御前而仕奉故其天忍日命此者大伴連等之祖天津久米命此者久米直等之祖也また神武帝の大和に打入りたまふ時の事を故爾於宇陀有兄宇迦斯弟宇迦斯二人故先遣入咫鳥問二人曰今天神御子幸行汝等仕奉乎於是兄宇迦斯以鳴鏑待射返其使故其鳴鏑所落之地謂訶夫羅前也將待擊之而聚軍然不得聚軍者欺陽仕奉而作大殿於其殿內作押機待時弟宇迦斯先參向拜曰僕兄兄宇迦斯射返天神御子之使將爲待攻而聚軍不得聚者作殿其內張押機將待取故參向顯白爾大伴連等之祖道臣命久米直等之祖大久米命二人召兄宇迦斯罵詈云伊賀所作仕奉於大殿者意禮先入明白其將爲仕奉之狀而即握橫刀之手上矛由氣矢刺而追入之時乃己所作押見打而死爾即控出斬散故其地謂宇陀之血原也云々とあり記傳に大伴とは多くの伴を帥るを以て云り又此氏の伴の多く廣きよしは万葉七に靴懸流伴雄廣伎大伴爾とあり又八十伴緒の中にも此伴を殊に崇め稱美て大伴とは云か万葉廿に大伴乃宇治等名爾於敵流宇治は氏なりと家持卿のよまれたるなどを思ふへし續紀(天平勝寶元年)の詔に又大伴佐伯宿禰波常母云久天皇朝守仕奉事願奈伎人等爾阿禮波汝多知乃祖止母乃云來久海行波美豆久屍山行波草牟須屍王乃幣爾古曾死米能拵爾波不死止云來流人等止奈母聞召須

是以遠天皇御世始皇今朕御世爾當利豆內兵止心中古止波奈母遺須云々万葉十八長歌あり考ふへし又天平寶字元年詔に又大伴佐伯宿禰等波自遠天皇御世內乃兵止爲而仕奉來云々と見ゆさて上に引る如く書紀神武卷に大伴氏之遠祖日臣命帥大來目督將元戎とみえ古語拾遺には逮于神武天皇東征之年大伴氏遠祖日臣命帥督元戎剪除兇渠佐命之勳無有比肩など見えて此氏は祖神天忍日命よりして世々もはら武事を以て皇朝の御守護とある職なり(後世の左右近衛大將左右衛門督左右兵衛督などの職の如し然れば後の稱を以ていはゞかの中臣忌部五部などは文官此大伴久米などは武官なり然るを後には文を尊ばるゝ故に六衛府は太政官より卑きを上代には武を尊ばれし故に此氏などいとたふとかりきさて書紀垂仁紀に大伴連遠祖武日と云人見ゆ(此人倭建命の東國征たまふ時にも御從せられたり垂仁卷に出たるは廿五年なるを其より景行天皇の四十年までは百十五年なり命長かりし人なりけむ)雄略卷御世始に大伴連室屋物部連目爲大連(大連も後世の大連の如し上代には臣姓の人をば大臣とし連姓の人をば大連として政を執らしむ)大連てふ號は垂仁紀に始めて見ゆ此御世に大伴氏より分れて佐伯氏と云出來たり其より大伴佐伯と相竝べりさて後に大伴金村てふ人も大連なりき孝德天皇の

御世に、大伴長徳連右大臣たり、其子御行卿は大納言にて、大寶元年正月に薨られて、右大臣を贈りたまへり、是れ贈官のはしめなり、天武天皇十三年十二月戊寅朔己卯、大伴連佐伯連賜姓曰宿禰とあり、さて本文(即姓氏錄の文)に大來目部の上に帥字無く、又天鞠負とは大來目部を云ひ來れるを雄略、御世に至て、此號を大伴大連には賜へるなり、然れば上に久米氏の事を此記に依て己が云へる趣此と合り、さて後に近衛府衛門府兵衛府を共に由介比乃都加佐と云ふも、此天鞠負より出たるなり、さて大連公とは室屋大連と云ふなり、書紀景行卷に日本武尊居甲斐國酒折宮、以鞠部賜大伴連之遠祖武日とあるは、傳の異なるるべし、愚兒語とは雄略紀に大伴談、連とありて、談此云箇陀利とある人なり、此氏人衛門事は、江家次第御即位儀に、開章徳興禮兩門、伴佐伯帶劔着五位禮服、率門部三人入自兩門、居會昌門内左右廂胡床云々、次伴佐伯兩門下壇對北面立、次令門部開門還本座、諸門皆應各還云々、兩氏閉門云々、また大嘗會儀に、伴佐伯宿禰開大嘗宮南門とあり、續紀文武天皇の大嘗には、大伴宿禰手拍堅楯杵と見ゆ、手拍は名なり、大伴大田宿禰條には高魂命六世孫天押日命とあり、また佐伯宿禰大伴宿禰同祖云々とみえ、類聚國史に弘仁十四年四月壬子改大伴宿禰爲伴宿禰、觸諱也、淳和天皇の御諱を大伴と申せり、抑古姓にも名にも、何にも大

と云ふは、崇め稱美たる物なるに、今此氏罪なきに大てふことを除かれたるは、こゝろうし、必ず大のかはりに美稱を添へまほしきわざなり、右に引る万葉七卷なる歌の詞などに依て、廣伴宿禰などこそあらまほしけれ、日本紀略に天慶六年七月一日癸未、賜參議正四位下伴宿禰保平爲朝臣とみえたり、以上この氏は、次に大伴連、また右京に大伴大田宿禰、河内に大伴山前連などあり、合せ考ふべし、式に山城國葛野郡天津石門別稚姬神社名神大月次新嘗、伴氏神社大月次新嘗と竝記せるは、下の佐伯宿禰の條に云る説と由縁あり、河内國志紀郡伴林氏神社あり、

佐伯宿禰大伴宿禰同祖道臣命七世孫室屋大連公之後也

佐伯の事は、皇別佐伯直の條に云り、道臣命は大伴宿禰の條に、古事記を引て云るを見るべし、道臣命は天忍日命の後にて、天忍日命は高皇產靈命に出たり、其は伴氏の系圖に、高皇產靈尊の子天忍日命の子天津彦日中咋命の子天津日命の子道臣命、初號物部臣命、後改名道臣命、神武帝草創之時、有軍功之人也、本朝將軍之始也とみえ、其子味日命の子稚日臣命の子大日命の子角日命の子豐日命の子健日命、初號武日命、日本武尊東征、日與吉備武彥共副將軍矣、この人、景行紀、四十年七月、日本武尊東征の條に、天皇則命吉備武彥與大伴武日連、令從日本武尊云々、十月蝦夷既平、自日高見國

還之、西南歷常陸、至甲斐、國居于酒折宮、云々、以初部賜大伴、連之遠祖武日也、その子武持、初賜大伴、宿禰、姓、任大臣、第十二代景行、御宇、始以武内爲棟梁、臣、成務、御宇、始號大臣、仲哀天皇、御宇、又以武持號大連、大臣、大連相並、知政事、とあり、こは仲哀紀、大伴、武以連、とある人なり、其子室屋、大連とあり、室屋は雄略紀二年秋七月、百濟、池津媛、遠天皇將、幸姫於石河、橋、天皇大怒、詔大伴、室屋、大連、使來、目部、張夫婦、四支於木、置假度上、以火燒死、九年三月、紀、小弓等をして新羅を伐しめたまふ時の事を、紀、小弓宿禰亦収兵、與大伴談連等會、兵復大振、與遣衆戰、是夕、大伴談連、及紀崗前來、目連、皆力闘而死、談連、從人、同姓津麻呂、後入軍中、尋不見其主、出問曰、吾主大伴、公何處在也、人告之曰、汝主等果爲敵手所殺、指示屍處、津麻呂聞之、踏叱曰、主既已陷、何用獨全、因復赴敵、同時殞命とみゆ、其子を談といふよしみゆ、この系圖の内には疑はしき事もあれど、本文に七世、孫室屋、大連と云へるに粗かなへり、大伴、宿禰の條に引たる文に、雄略天皇、御世、以天、勅、負部、賜大連公、奏曰、衛門開闔之務、於職已重、若一身難堪、望與愚兒語相伴、奉衛左右、勅依奏、是大伴佐伯、二氏、掌左右、開闔之緣也とあり、此文ふと見ては大伴氏の勅負部の長として衛門開闔を務こと、此天皇の御世より始れる事の如く聞ゆれども、勅負は元より此家に屬たる職にて、衛門開闔も此職に屬る元よりの務なり、其は古語拾遺に、

神武天皇の即位の事を記せる處に、日臣命師來目部衛護宮門、掌其開闔とあるにて知るへし、然るに此御世まで御門の左右を一人して務め來しを室屋、大連公に是職を賜へる時に、一人にては堪がたき重職なれば、其兒連語と二人にて左右を務めむと奏せる故に、奏しのまゝに許したまひしより、大伴佐伯、兩氏にて、左右の開闔を掌る事と成れる由なり、欽明紀に、十七年春正月、百濟、王子惠請罷云々、遣阿倍臣佐伯連云々、率筑紫、國舟師、衛送、達國、崇峻紀に佐伯、連丹經、手、舒明紀に佐伯、連東人、孝德紀に佐伯部子麻呂、みえ、天智紀五年三月、皇太子親往於佐伯、子麻呂、連、家、問其所患、慨嘆元從之功、天武紀に佐伯、連男、また佐伯、連廣足爲大使、遣高麗國などみえ、同紀に十三年十二月、大伴、連、佐伯、連、賜姓曰宿禰、佐伯は和名抄に、佐倍木とあり、さて右京皇別下に佐伯直とあるは、此氏の本にて、大伴と同祖のこゝある佐伯氏は未なりとあり、持統紀朱鳥五年に、以直大貳贈佐伯、宿禰大目とあるは、宿禰となりし故の事なり、さて大伴佐伯、兩氏の門部を帥て衛門の事を掌る趣は、江家次第御即位儀に、開章德興禮兩門、伴佐伯、帶劍着五位禮服、率門部三人、入自兩門、居會昌門、内左右廂、胡床云々、次、伴佐伯、兩門下壇、對北面、立、次、令門部、開門、還木座、諸門皆應、各還云々、兩氏閉門云々、また大伴會儀に、伴佐伯、宿禰、開大嘗宮南門などあるにて知るべし、平田篤胤云、此を按ふに、

門部連と云しは大伴氏と同祖にて、其安牟須比命とあるは天忍日命の父神なる事疑なし、此安牟須比と申す神はしも、浮穴門部兩氏の文に御名の出たまへるのみにて、何なる産靈の功績ありし神とも知られたまはぬが、塾按へば此は天之底立神、亦名は天角凝魂命に在りける、(寛云此説うけ難し、更にさる證ある事なし、)いで其由は、まづ天忍日命は決めて天手力男神に坐すなり、然るは此、神天照大御神の石屋戸を闔て、幽居せる其戸を開て引出し奉れる功績に依りて、手力男とも、石門別とも、御名に負坐し、然して大御神の新宮の御門を守護りて、其開闔を掌たまへる故に、阿居多都命と申せり、然れば是神の御末の氏々多かる中に、必ず其功を繼て御門を守り、其開闔を掌り、武事もて仕奉る氏家なくて叶はぬ謂なるに、一氏も然る家の無きは不審しき事の極ならずや、其は彼石屋戸段に功績ありし諸神、一柱も御從して降たまはざるなく、其末なる氏々、其職を繼ざるは一氏も無ればなり、爰に是御天降の時に天手力男神の御靈を副たまへる事はみえたれど、(寛云、こは亦名石戸別命として、云へるなり、)其現身の御從して降たまへる事の所見ざるが甚異きに合せて、必ず此神の掌賜ふべき職をし、天忍日命掌たまひて仕奉らし、其御末の氏々、其職を繼て、靱負の武職は更なり、衛門の職にも仕奉れる例なきは、是忍日命やがて天手力男神

に坐す故なる事、更に疑ひなき物なりと云り、稱德紀、天平勝寶三年十月戊辰、賜佐伯諸魚連、姓、また佐伯、直も此同祖なり、仁明紀、承和四年冬十月癸丑、左京人從七位上佐伯、直長人、正八位上同姓、貞持、賜姓佐伯、宿禰、文德紀、嘉祥三年七月乙酉、讚岐國人大膳少進從七位上佐伯、直正雄、賜姓佐伯、宿禰、隸左京職、清和紀、貞觀三年十一月十一日辛巳、讚岐國多度郡人故佐伯、直田、公男、故外從五位下佐伯、直鈴、伎麻呂、故正六位上佐伯、直酒麻呂、故正七位下佐伯、直魚主、鈴伎麻呂、男、從六位上佐伯、直貞持、大初位下佐伯、直貞繼、從七位上佐伯、直葛野、酒麻呂、男、書博士、正六位上佐伯、直豐雄、從六位上佐伯、直豐守、魚主、男、從八位上佐伯、直粟氏等十一人、賜佐伯、宿禰、姓、即隸左京職、先是正三位行中納言兼民部卿皇太后宮大夫伴宿禰善男奏言、書博士正六位下佐伯、直豐雄、欸云、先祖大伴健日、連、公、景行天皇御世、隨倭武命、平定中國、功勳蓋世、賜讚岐國、以爲私宅、健日連公之子、健持、大連、公子、室屋、大連、公之第一男、御物宿禰之胤、倭故連、公、允恭天皇御世、始任讚岐國造、倭故連、公、是豐雄等之別祖也、孝德天皇御世、國造之號、永從停止、同族玄蕃、頭、從五位下佐伯、宿禰、貞持、正六位上佐伯、宿禰、正雄等、既貫京兆、賜姓宿禰、而田公之門、猶未得預、謹檢案內、貞持、正雄之與、只由實惠道雄兩大法師、是兩大法師等、贈大僧正空海、大法師所成長也、而田公、是大僧正、父也、今大僧都傳燈大法師位、眞雅、幸屬、時來、久侍

加護比彼兩大師忽知高下、豐雄又以雕蟲之小藝、忝學館之末員、願望往時悲歎良多、准正雄等之例、特蒙改姓、改居善男等、謹檢家記、事不憑虛、從之とあり、この氏人の史にみえしは、文武紀(四年四月)直廣肆佐伯宿禰麻呂、また(大寶二年十一月)伊勢國守佐伯宿禰石湯、また從五位下百足、また(慶雲四年十月)從四位下佐伯宿禰大麻呂、(和銅元年三月)從五位上佐伯宿禰垂麻呂、(同五年正月)正六位上佐伯宿禰果安、(七年十月)從五位下佐伯宿禰沙彌麻呂、爲信濃守、(養老元年正月)從五位下佐伯宿禰蟲麻呂、(五年正月)正七位下佐伯宿禰式麻呂、聖武紀(神龜元年二月)從五位上佐伯宿禰豐人、(同三月)從六位上佐伯宿禰兒屋麻呂、(二年閏正月)正八位上佐伯宿禰首麻呂、(天平三年五月)從五位下佐伯宿禰人足、(同正月)佐伯宿禰伊益、授外從五位下、(天平八年正月)佐伯宿禰淨麻呂、(九年九月)佐伯宿禰常人、(十五年六月)正五位下佐伯宿禰毛人、爲尾張守、(同五月)從五位上佐伯宿禰稻麻呂、(十八年四月)佐伯宿禰淡足、佐伯宿禰全成、(二十年二月)佐伯宿禰乙首名、(天平勝寶元年四月)甲午朔、佐伯宿禰靺鞨、佐伯宿禰美努麻呂、(天平勝寶七年十二月)丁未、從五位下、越前守、美濃麻呂、寶字元年十二月壬子、佐伯宿禰連古麻呂、(同二年八月)佐伯宿禰御方、寶字八年正月乙巳、佐伯宿禰木節、(同年九月丙午)佐伯宿禰三野、佐伯宿禰國益、佐伯宿禰伊多治、また伊多知、伊達に作る、佐伯宿禰助、(廿六卷に助掾とあり)

(同年十月)佐伯宿禰久良麻呂、佐伯宿禰眞守、(卅一の卷に麻毛流とあるは同人なるべし)佐伯宿禰家繼、(天平神護元年正月)己亥、佐伯宿禰三方、佐伯宿禰高岳、(同年十月)佐伯宿禰國守、(景雲元年正月)己巳、家主、光仁紀、寶龜三年正月甲申、佐伯宿禰藤麻呂、(九年正月)癸亥、佐伯宿禰牛養、(十年二月)佐伯宿禰瓜作、(延暦元年正月)戊戌、佐伯宿禰應守、(二年正月)癸巳、佐伯宿禰弟人、(三年正月)己卯、佐伯宿禰老、(四年三月)丙午、佐伯宿禰葛城、(十年七月)佐伯宿禰岡上、また延暦九年十月乙未、正三位佐伯宿禰今毛人、(右衛士督)從五位下人足之子也、(天平五年)聖武皇帝發願、始建東大寺、徵發百姓、方事營作、今毛人爲領、催檢、頗以方便、勸使役民、聖武皇帝錄其幹勇、殊任使之、勝寶初、除大和介、俄授從五位下、累遷寶字中、至從四位下、攝津大夫、歷播磨守、大宰大貳、左大辨、皇后宮大夫、延暦初、授從三位、尋拜參議、加正三位、遷民部卿、皇后宮大夫、如故、五年出爲太宰帥、居之三年、年及七十、上表乞骸骨、詔許之、薨時年七十二、日本後紀、桓武紀、(延暦十六年正月)甲午、佐伯宿禰應成、(廿三年正月)己亥、佐伯宿禰社屋、(大同元年正月)癸巳、佐伯宿禰清岑、(同四年正月)佐伯宿禰耳麻呂、(弘仁元年九月)佐伯宿禰永繼、佐伯宿禰金山、(同十一月)佐伯宿禰應成、佐伯宿禰弟成、(仁明紀)天長十年十二月壬辰、佐伯宿禰春海、(承和元年十一月)乙巳、左近衛將曹佐伯宮成、(八卷に宿禰宮成とあり)また(承和五年十一月)甲戌、佐伯宿禰貞子、(六年

大伴連道臣命十世孫佐豆彦之後也

大伴連は上の大伴宿禰の條に云へり、十世は佐伯宿禰の條に、七世孫室屋大連とあり、系圖に室屋の子談、その子金村の子狹手彦にて、よく叶へり、佐豆彦は三代實錄貞觀三年八月伴大田宿禰常雄が言に、金村大連公第三子狹手彦と見え、宣化紀二年冬十月壬辰朔、天皇以新羅寇於任那、詔大伴金村大連遣其子磐與狹手彦以助任那、是時磐留筑紫、執其國政、以備三韓、狹手彦往鎮任那、加救百濟、また欽明紀二十三年八月、天皇遣大將軍大伴連、狹手彦領兵數萬伐于高麗、狹手彦乃用百濟計、打破高麗、其王踰牆而逃、狹手彦遂乘勝以入宮、盡得珍寶貨賂、七織帳、鐵屋還來、舊本云鐵屋在高麗、西高樓

上織帳、張於高麗王內寢、以七織帳奉獻於天皇、以甲二領、金鎊刀二口、銅鏝、鐘三口、五色幡二竿、美女媛并其從女吾田子、送於蘇我、稻目宿禰大臣、於是大臣遂納二女以為妻、居輕曲殿、鐵屋在長安寺、是寺不知在何國、一本云、十一年大伴、狹手彦連共百濟國、駐却高麗王陽香、於比津留都とあり、また肥前風土記、松浦郡鏡渡、在郡北、昔者檜隈廬入野宮、御宇武少廣國押楯天皇之世、遣大伴、狹手彦、連、鎮任那之國、兼救百濟之國、奉命到來、至於此村、即娉篠原村、篠謂志奴、弟日姬子成婚、日下部君等祖也、容貌美麗、特絕人間、分別之日、取鏡與婦、婦含悲啼、渡粟川、所與之鏡、緒絕沈川、因名鏡渡、また稻振峯、在郡東、峰、冢、名曰稻振峯、大伴、佐手彦連發船渡任那之時、弟日姬子登此、用稻振招、因名稻振峯、云々、などあり、系圖に金村の四子磐、咋子、狹手彦、久子あり、磐、狹手彦は宣化紀にみえて上に引り、嘴は推古紀、九年三月、遣大伴、鬮于高麗、十年六月、大伴、嘴連云々、至自百濟、十六年、隋使の書を承し、事みえ、十八年十月、新羅、人拜朝の時、大伴、咋、連、云々、四大夫、其禮に預りし、事みゆ、其子に長德、馬來田、吹負あり、長德は系圖に、馬飼、號長德、連、皇極紀に、元年十二月、甲午、初發、息長足、日廣額、天皇、喪、云々、小德、大伴、連、馬飼、代、大臣、而、誅、孝德紀、大化五年、四月、甲午、小紫、大伴、長德、連、字、馬飼、授、大紫、為、右、大臣、また、馬來田、吹負は、天武紀、元年、六月、天武帝軍を興したまふ時、當是時、大伴連馬來田、弟吹負並見時、否、以稱病退

於倭家然知其登嗣位者必所居吉野大皇弟矣是以馬來田先從天皇唯吹負留謂立名于一時欲寧艱難即招一二族及諸豪傑僅得數十人吹負の咋子の子なる事は續紀天平勝寶元年五月壬戌中納言大伴宿禰牛養薨大德咋子連孫贈大錦中小吹負之男とあるにて著しとみえ長徳の子に御行安麻呂あり御行は文武紀大寶元年正月己丑大納言正廣參大伴宿禰御行薨帝甚悼惜之遣直廣肆榎井朝臣倭麻呂等監護喪事遣直廣壹藤原朝臣不比等等就第宣詔贈正廣貳右大臣御行難波朝右大臣長徳之子也とみえ安麻呂は元明紀和銅七年五月丁亥朔大納言兼大將軍正三位大伴宿禰安麻呂薨帝深悼之詔贈從二位安麻呂難波朝右大臣大紫長徳之第六子也この安麻呂の子に旅人田主宿奈麻呂道足あり旅人は聖武紀天平三年七月辛未大納言從二位大伴宿禰旅人薨難波朝右大臣大紫長徳之孫大納言贈從二位安麻呂之第一子也また宿奈麻呂は元明紀和銅元年從六位下大伴宿奈麻呂みえ類聚國史延曆十一年十月癸未叙外從五位下懷外虜也また道足は元明紀和銅元年三月丙午從五位上大伴宿禰道足爲讚岐守とみえ旅人の子に家持あり桓武紀延曆四年八月庚寅中納言從三位大伴宿禰家持死祖父大納言贈從二位安麻呂父大納言從二位旅人家持天平十七年授從五位下補宮内少輔歷任内外實龜初至從四位下左中辨兼式部員外大輔十一

年拜參議歷左右大辨尋授從三位坐氷上川繼反事免移京外有詔宥罪復參議春宮大夫以本官出羽陸奥按察使居無幾拜中納言春宮大夫如故死後二十餘日其屍未葬大伴繼人竹良等殺種繼事發覺下獄案驗之事連家持等由是除名其息永主等竝處流焉類聚國史延曆廿五年三月辛巳勅緣延曆四年事配流之輩先已放還今有所思不論存亡宜叙本位復大伴宿禰家持從三位とあり三善清行意見封事に給罪人伴家持越前國加賀郡沒官田一百餘丁云々以充生徒食料號曰勸學田云々承和年中伴善男訴家持無罪返給加賀郡勸學田とあるを見れば當時佞者の讒にかゝりし事の自ら明らかになれりし事知るべし此家持の族に喩す歌は萬葉集に載せたり其歌に久方の天戸ひらき高千穂の峯に天降し皇祖の神の御代より拖弓を手握もたし眞鹿矢を手挾そへて大久米のますら壯士を前に立て勸とり負せ山河を石根さくみて蹈通り國覓しつ千早振る神を事むけ順はぬ人をも和し掃きよめ仕奉りて秋津島大和の國の楹原の畝傍の宮に宮柱太しり立て天の下しらし食ける皇祖の天の日繼と嗣て來る君の御代々々隱さはぬ明き心を皇邊に極め盡して仕へ來る祖の職と言立て授け賜へる生の子の彌繼々に見る人の語り次で聞く人の鏡にせむと惜しき清き其名ぞ鹿器に心思ひて空言と祖の名たつな大伴の氏と名に負る益荒男

の伴、その反歌師木島の倭國に明けき、名におふ伴の雄心つとめよ、劔太刀いよ、磨べし古ゆ、さやけく負て來にし其名ぞ、と詠れたり、是を以てその氏人の利心もて皇家に仕奉りし狀を思ひやるべし、系圖に家持の子古麻呂とあれど、古麻呂は旅人の姪なる由みえたれば、家持の從兄弟なり、續紀に天平十七年正月、正六位上より從五位下を授け、勝寶元年左少辨、二年遣唐副使となり、閏三月從四位上となり、六年四月左大辨となり、寶字元年六月兼陸奥鎮守將軍にて、陸奥按察使となれる由みえ、甲辰山背王復告橘、奈良麻呂備兵器謀圍田村宮、古麻呂亦知其情、七月庚戌、下獄拷掠窮問、杖下死とみえて謀反の事にて、いたく拷問せられて身うせたり、其子左少辨繼人は、早良太子の事にて、藤原種繼を殺し、獄に下されたり、其事は既に家持の傳に引り、また桓武紀、延暦四年九月乙卯、中納言正三位兼式部卿藤原朝臣種繼被賊射薨、丙辰車駕至自平城、捕獲大伴繼人竹良等、黨與十人、推鞠之、並皆承伏、依法推斷、或斬或流云々、日本紀畧に種繼已薨、乃詔有司搜捕其賊云々、獲竹良并近衛伯耆、檉麻呂、中衛、杜鹿木積麻呂、勅右大辨石川名足等推鞠之、檉麻呂歎云、主稅頭大伴眞麻呂、大和大極大伴、夫子、春宮少進佐伯高成及竹良等同謀、遣檉麻呂、木積麻呂害種繼云々、繼人高成等並歎云、故中納言大伴家持和謀曰、宜唱大伴佐伯兩氏、以除種繼、因啓皇太子、遂行其事、窮問

自餘、黨皆承伏、於是首惡左少辨大伴繼人、高成、眞麻呂、竹良、湊麻呂、春宮、主書、首多治比、濱人同誅、斬水鏡に岡長の京には、中納言種繼留守にて候しを、みかこの御をと、の早良親王、東宮とておはせしが、人を遣してころさしめたまひてき、ことのおこりは、みかどつねにこ、かしこに行幸し給ひて、世のまつり事を東宮にのみあつけたてまつりしかは、天應二年に、佐伯今毛人と云し人を宰相になさせたまひたりしを、みかどかへらせたまひたりしに、この種繼、佐伯の氏のかゝる事は、いまた侍らすと申しかは、宰相をとりたまひて三位を経させたまひしを、東宮よにくちおしきことにおほして、種繼をたまはらむと申してみかどむつかりたまひて、さらに聞給はずして、この、ち東宮にまつりことをあつけたてまつる事なくなりしを、やすからずおほして、そのひまをさしころうか、ひたまひつるに、よき折ふしにてかくしたまひつるなりとあり、種々の事情もありつらむを、史に諱て委しくものせられざるは、あかぬわさなり、桓武紀、延暦十八年秋七月癸卯、攝津國人正七位上大伴宿禰助等、貫于右京、助字印本に闕たるを、今は天文の古寫本によりて補ふとあり、系圖に繼人の子參議國通あり、依爲淳和天皇御諱、改大伴宿禰爲伴朝臣、比叡山俗別當とみえたるは、類聚國史廿八に、淳和天皇弘仁十四年四月壬子、改大伴宿禰爲伴宿禰、觸諱也と

云へるに合へり、仁明紀、天長十年二月丙戌、右近衛將曹伴、林宿禰、御園等四人、賜姓伴、宿禰、また承和元年六月辛丑、大和、國人外從五位下伴、宿禰真足等卅五人、改本居貫附、左京、承和二年十月癸巳、河内、國人散位正六位上林、連馬主、賜姓伴、宿禰、又改本居貫附、右京、この林、連は山城葛野郡の地名を負るにや考ふべし、同紀に承和元年正月庚午、山城、國葛野郡上林、卿地方一町、賜姓、宿禰等、爲氏神、處とみえ、和名抄に上林、加无都波也之郷あり、式同郡に伴、氏、神社、大月次新嘗とあるもの、即氏神なるべし、萬葉三に、大伴坂上郎女、祭神歌一首并短歌ありて、右歌者以天平五年冬十一月供祭大伴、氏神之時、聊作此歌、故曰祭神歌と云るも由あり、この十一月は、先祖の神を祭る月なる事三代格にみえたり、文德紀、齊衡元年八月戊辰、陸奥、國馳驛上奏、鎮守將軍從五位下伴、宿禰三宗卒、三宗者正六位上真意之子也、真意是正五位下氏上之子也とあり、國道の子善男あり、清和紀、貞觀三年八月十九日庚申、左京、人散位外從五位下伴、大田、宿禰常雄、賜姓、宿禰、姓、先是正三位行中納言兼民部卿皇太后宮大夫伴、宿禰善男等奏言、常雄、欸備、謹、稽、家、牒、伴、大田、宿禰同祖、金村、大連公、第三男、狹手彦之後也、狹手彦、宣化天皇世、奉使任那、征新羅、復任那、兼助百濟、欽明天皇世、百濟以高麗之寇、遣使乞救、狹手彦復爲大將軍、伐高麗、其王踰牆而遁、乘勝入宮、盡得珍寶貨賂、以獻之、磯城島天皇世、磯城島天皇

は即欽明天皇なり、此文衍れり、遠來、猷高麗之囚、今、山城、國、狹手彦再使海外、征伐兩國、盡力絕域、復立二國、身尊當時功流後代、但古人朴質、除兩國盡力非私、皆賜別姓、是以子孫不得大部、別賜大田、宿禰、而狹手彦之弟阿被布古承父爲大部連公、自斯而後、恐子孫之不廣、無復更賜別姓、今阿被布古之後、歷代尊顯、而狹手彦之後、舉朱絳者曠世無聞、一祖之枝、榮枯殊隔、沈淪之歎、告訴无止、常雄幸逢昌泰、新參花穀門蔭、中興寔爲榮慶、刊大田兩字同歸於一宗、然則外不辱功臣之序、內方敦孔懷之親、善男等伏檢家記、所陳不虛、請刊彼兩字、直賜宿禰、控其派流入此本源、從之とみえ、後に應天門を焼るによりて伊豆に配流せらる、清和紀、貞觀八年九月廿二日、是日大納言伴、宿禰善男、右衛門佐伯、宿禰中庸、同謀者云々等五人、坐燒應天門、當斬、詔降死一等、竝處之遠流、善男配伊豆國、中庸隱岐、云々、從五位上行下野守伴、宿禰河男、能登國上總、國權少掾、正八位上伴、宿禰夏影、越後國、伴冬滿、常陸國、云々、伴春範、薩摩國、云々、善男者左京人也、祖繼人官爲從五位下左少辨、延曆四年爲皇太子謀、與右衛門大尉大伴、竹良、射殺中納言兼式部卿藤原朝臣種繼、皇太子坐而見廢、繼人繫死獄中、父國道緣坐其父繼人事、配流於佐波國、爲人聰敏、頗有才、國幸優愛、引爲師友、至有疑難、每事取決、案牘文簿成於其手、廿四年會恩赦、得入都、職歷內外、常居清顯、爵至從四位上、官登參議、善男是國道之第五子也、生

而爽俊、天資鬼豚、見之者皆曰黠兒、爲人奇貌、深眼長鬚、身體矮細、意氣半岸、弱冠入直校書殿、侍奉仁明天皇、稍被知寵、任寄日重、承和八年爲大內記、九年遷爲式部大丞、十年春授從五位下、爲讚岐權介、不之官、十一年遷右少辨、十四年正月加從五位上、二月轉右中辨、十五年正月超授從四位下、拜參議、二月爲右大辨、嘉祥二年兼下野守、俄兼右衛門督、數月停右大辨兼式部大輔、三年進從四位上、爲中宮大夫、自餘如故、仁壽元年自下野守遷兼美作守、二年母服解職、未幾詔以本官起之、齊衡元年兼讚岐守、二年授從三位、貞觀元年兼伊豫權守、是年夏至正三位、冬兼民部卿、二年正月拜中納言、中宮大夫如故、六年轉大納言、太皇太后宮大夫如故、善男性忍酷、有口辨、當官幹理、察斷機敏、政務變通、朝廷制度多所詳究、問無不對、但心不寬雅、出言舛刺、彈斥人短、無所畏避、傲倖叨承、爲人主所愛也、自初爲內記、累遷顯要、八年之間早登公卿、位望漸貴、物議咸忌、嘗承和中爲右少辨之時、法隆寺僧善愷、向官告檀越少納言登美真人直名所犯之狀、參議左大辨正躬王及傍官與善男爭論、律私曲和須之義、縱橫不一、分背舛馳、遂謫正躬王等、許容善愷違法之訴、令明法博士讚岐朝臣永直等斷之、永直所執不同善男、左大辨正躬王及左中辨伴宿禰成益、右中辨藤原朝臣豐嗣、左少辨藤原朝臣岳雄、明法博士永直等遂坐解官、貞觀之初、與左大臣源朝臣信有隙、數年之後、誣告大臣謀爲反逆、殆欲陷害、其後犯大逆之罪、父

子自絕于天、積惡之家必有餘殃、蓋斯之謂歟、とみゆ、これより大伴氏の族類大に衰へたり、さて此氏は、類聚符宣抄(延喜十六年六月)大外記伴宿禰文永、また萬壽二年六月正六位上行少錄伴宿禰信重などあり、初善男二子あり、中庸と云ひ、員助といふ、中庸の子春雄より忠行、右職清廉、保右仲信爲國佐親定、通通方、正方守方、忠國と世々相繼ぎ、忠國に至り、治承四年十月十二日、源賴朝鶴岡八幡を勸請の時、その神職たり、後清元と改む、其子孫歴世其職をつげり、鎌倉八幡宮神主家譜、員助の母は、參河幡豆郡司大伴常盛の女、員助幡豆郡司と號し、其族世々參河近江の間に住す、參河なるは、富永設樂二氏最も著れ、近江なるは、甲賀氏、平松氏あり、其子清助の子正助、並に幡豆郡司、其子依助の子光兼、並に八名郡司たり、其子淺羽本系圖には、光兼の子助元、助元の子助安とあり、幡豆大夫助行、宇利太夫助永、親助八名太夫淺羽本助親とあり、といふ、助行の子助高の子助弘、其子資兼、三河大介設樂大夫、號伴四郎、後三年合戰記に、國司の郎等國司は源義家なりに參河國の住人伴、次郎兼仗助兼といふ者あり云々、また金澤、柵の事を云る條に、ちからをつくしてせめた、かふといへども、城おつべきやうなし、岸たかくして壁のそばたてるがごとし、遠きものは矢をもつてこれを射、近きものは石弓をはつして是をうつ、死するもの數をしらず、伴次郎兼仗助兼といふ

者あり、きはなきつはものなり、つねに軍の先にたつ、將軍これをかんにて薄金といふ鎧をなんさせたりける、岸ちかくせめよせたりけるを、石弓をはづしかけたりけるに、すでにあたりなんごしたりけるを、首をふりて身をたはめたりければ、かふとばかりをおとされにけり、甲おちけるとき本鳥きれにけり、かふとはやがてうせにけり、薄金の甲は此時うせたり、助兼ふかくいたみとしけりともえ、この子孫に家次あり、東鑑建永二年九月廿四日、近江國住人盤五家次、是伴四郎兼仗祐兼後胤なり、去元久元年所追討之伊勢平氏富田三郎基度之聲也、とみゆ、此裔近江に居る、さて其子親兼、三河、大介、保元、合戦、時於義朝、味方致忠、その子俊兼の子、資時の子、資繼の子、資氏、その子資頼、父子並に設樂といふ、資時の弟資隆、號富永、五郎、其子資平、承久合戦、時進、宇治橋、被射眼畢、その子實平の子、資綱あり、太平記、官軍攻六波羅條、爰に官軍の中より、櫓にほひの鎧に、薄紫の母衣懸たる武者、只一騎、敵の前に馬を驅居て高聲に名乗けるは、其身人數ならねは、名を知人よもあらじ、是は足利殿の御内に、設樂、五郎、左衛門尉と申者なり、(金勝院本云、名利曉、天正本作助重、系圖作資綱、而爲六郎資頼子也)、六波羅殿の御内に我と思はん人あらば、懸合て手柄の程をも御覽せよと云儘に、三尺五寸の大刀を抜兜の眞向に差かさし、誠に矢所少く馬を立て控たり、其勢一騎當千

とみえければ、敵御方互に軍を止て見物す、爰に六波羅の勢の中より年の程五十許なる老武者、黒糸の鎧に五枚兜の緒をしめて、白栗毛の馬に青總懸て乗たるか、馬を閑々と歩せて、高聲に名乗けるは、其身愚蒙なりといへども、多年奉行の數に加はりて末席を汚す家なれば、人は定て筆執なんど侮て、あはぬ敵とて思ひたまふらむ、然といへども我等先祖を云ば、利仁將軍の氏族として、武畧累葉の家業なり、今某十七代の末孫に、齋藤、伊豫、房玄基といふものなり、今日の合戦敵御方の安否なれば、命を何の爲に惜むべき、死殘る人あらば我忠戦を語て子孫に留むべし、と云捨て互に馬を懸合、鎧の袖と袖とを引違へてむすど組て、ごとと落、設樂は力勝りなれば、上に成て齋藤の首を搔、齋藤は心早き者なりければ、舉様に設樂を三刀刺、何れも剛の者なりければ、死て後迄も互に引組たる手を放さず、共に刀をつき立て同枕にこそ臥たりけれ、とあり、其子資國、左衛門尉、任三河守、號富永、四郎、其子資郷、富永四郎左衛門尉、元弘三年五月於二條大宮先陣、進討死なごみえ、後に伴を以て氏とするものあり、其它伊與部、宇利、鹽瀬、大原、中井、毛牧、高屋、垂井等の氏々あり、大伴大田宿禰は、狹手彦の後なる事、三代實錄を引て、已に上にいへり、稱徳紀に神護景雲元年二月辛卯、左京人正六位上大伴大田、連沙彌麻呂、賜姓宿禰とあり、

大伴山前連は和泉神別に云ふを見るへし、
大伴櫛津連は所系詳ならず、聖武紀神龜元年十月辛卯、天皇幸紀伊國云々、壬寅、名草郡少領正八位下大伴櫛津連子人進二階とあり、この國に大伴氏の住めりし事は、續紀神護景雲三年十一月己丑、名草郡片岡、黒人大伴部押人、また三代實錄、貞觀十四年八月十三日、那賀郡人伴連、貞宗益繼などあり、由縁あるべし、
大伴連

大伴行方連

大伴苺田臣

大伴柴田臣、いづれも所系詳らかならず、稱徳紀神護景雲三年三月辛巳、陸奥國白河郡人外正七位下、大伴部繼人、黒川郡人外從六位下、大伴部弟蟲等八人、賜、大伴連とあり、この大伴連は古へにはゆる、大伴連に與れる稱なるがうへに、大伴の連姓なれば、決めて忍日命の裔なるへくぞ思はる、次に行方郡人外正六位下、大伴部三田等四人、賜、大伴行方連、苺田郡人外正六位上、大伴部人足、大伴、苺田、臣、柴田、郡人外從八位下、大伴部、福麻呂、大伴、柴田、臣とあり、行方は郡名の行方(奈女加多)によれり、刈田臣、柴田臣は、抄に刈田(葛太柴田)之波太郡とあるもの是なり、

大伴白河連

大伴亘理連

大伴行方連

大伴安積連

大伴山田連

大伴宮城連とある白河以下は、和名鈔郡名部に陸奥國白河之良加波亘理(和多理行方)奈女加多安積(阿佐加)宮城(美也木)とありて、山田は郡名にもみえず、また遠田郡の郷名にもみえざれど、かならず遠田郡の地名なるべし、(磐瀬郡磐井郡とも)山田郷あり、桓武紀(後紀)延暦十六年正月庚子、陸奥國白川郡人外口八位口大伴部足猪等賜、大伴白河連、亘理郡人五百木部黒人大伴亘理連、黒河郡人外少初位上大伴部眞守行方、郡人外少初位上大伴部兄人等、大伴行方連、安積郡人外少初位上九子部古佐美、大田部山前、富田郡人九子部佐美、小田郡人九子部稻麻呂等、大伴安積連、遠田郡人外大初位上九子部八千代、大伴山田連、磐瀬郡人、大伴宮城連とみゆ、
大伴良田連は、仁明紀、承和十三年十一月壬子、左大史伴、良田連宗、また嘉祥二年二月庚戌、外從五位下伴、吉田連宗爲兼明法博士、大判事如故とあり、文德實錄、齊衡二年正月

己酉、大判事兼明法博士備後、介從五位下伴、宿禰宗卒、本姓伴、良田連後改爲伴宿禰宗、出自外國、少入大學、專心法門、習讀律令、始爲大宰明法博士、承和八年還爲右少史、十一年正月轉爲右大史、十二年六月轉爲左大史、十四年正月叙外從五位下、嘉祥元年二月爲勘解由次官、五月遷爲大判事、二年二月兼爲明法博士、三年正月叙從五位下、仁壽四年二月兼爲備後介、卒時年六十四とあり、氏は、類聚符宣抄、貞元二年六月散位正六位上伴、良田連定信、讚岐國多度郡大領外從七位上伴、良田連宗定などみえたり、

榎本連同上

榎本は、和名鈔山城國乙訓郡榎本郷とあるを負るものなるべし、衣能毛登と訓べし、天武紀に天皇兵を擧たまふ時、元從者を擧たる中に、佐伯連大月、大伴連友國などあり、過甘羅村有舊者二十餘人、大伴、朴本連大國爲舊者之首、則悉喚令從、忽とあれば、大伴、朴本連とも稱せしなり、日本靈異記(中卷)に牟婁、沙彌者、榎本氏也、自度無名、紀伊國牟婁郡人、故字號牟婁、沙彌者、居住安諦郡之荒田村云々とあり、東大寺正倉院文書天平十年正稅帳に、安藝國佐伯團擬少毅榎本連音足、また(年月闕たる戸籍に)豊後國川内漢部等與妻榎本連富等買、また(天平十年正稅帳)淡路史生正八位下榎本直虫麻呂あり、この直も同姓にや、稱德紀(天平神護元年九月己卯)前名草郡少領榎本連千島獻

稻二萬束、文德紀(嘉祥三年九月壬午)に、御巫無位榎本連淨等向攝津國八十島、清和紀(貞觀十四年十二月廿六日)に、節婦安藝國佐伯郡人榎本連福、佐賣叙位二階、免戸内租、表於門閭、小右記(長和二年九月)に、左府生榎本季理、類聚符宣抄(長保三年五月)左近衛榎本千長、東鑑(建久五年八月)に、前瀧口榎本重兼あり、

神松造道臣命八世孫金村大連公之後也

松を一本に私とあり、神松も神私も未だ史に見あたらす、拾芥抄に神私造とみえたり、又考ふるに、松は社と字體相似たり、神社にはあらざるか、細井貞雄が姓氏考には、神社造とあり、さる本のあるに據れる歟、さて云く神社は加三毛理と訓べし、社を毛理と訓證は、孝謙紀第十九に、大神朝臣社女とあるを、稱德紀第廿七(十五右)に、大神朝臣毛理賣とみえしにて思へ、氏は、孝德紀に、神社福草(古き訓)に加三古曾とあるは、うけかたし、此人は部曲にはあらざるべし、功ありしなへに後に姓をたまへりしにもあらん、元明紀第五に、從五位下神社忌寸河内、萬葉第六に神社忌寸老麻呂とみえたり、此氏に忌寸の姓を賜へる事、國史にみえず、今は姓氏錄のまゝに造の姓とはしつ、拾芥抄姓戸録部に神社造とあり、(今本に神私とあるはひかことなり)といへり、なほよく考ふへし

日奉連高魂命之後也

日奉はヒマツリと訓へし敏達紀六年二月詔置日祀私部とある日祀是なりさて日祀とは日々に神祀に仕奉る由の名歟また用明紀元年酢香手姫皇女歷三代以奉日神ともあれば日神に仕奉る由にて日奉とは云ふ歟詳らかならねど我郷の里俗に日まち月まちといふ事ありこは其月の幾日とさだめて親戚知己などを會ひて酒のみ物食ひしてうち興する事なるが實は日待月待にはあらで日祭月祭の義の轉りたるものなり之によりていはゞ日々の祭り仕ふるにもあらずまた日神の御祭りに仕奉るよしにもあらずして其祭日の定れる日に祭る由なり天武紀十三年九月丁未日奉造賜姓曰連とありもと造の姓なりしを連に改めたりさらば佐伯日奉造も同祖にやあらむ彼條と合せ考ふへし經國集卷二十對策の條に散位寮大屬正八位上勳十二等大日奉舍人連首東大寺正倉院文書下總國葛飾郡大島郷養老五年戸籍日奉舍人部眞島こは部曲にて連姓にはあらざる人にやあらむ大神宮雜事記に養老六年三月三日大和國宇陀神戶司進於神祇官申文云年中四箇度御祭臨時奉幣執幣丁朔日奉稻富自上古時爲普第之者專无他役而以去二月廿七日爲散位縣造宿禰吉宗被打損者仍上奏已畢光仁紀寶龜元年冬十月朔肥後葦北郡人日奉部廣主

賣獻白龜とみえ次條に日奉公とあれど誤なるべし桓武紀延曆四年正月癸亥授日奉直德刀自外從五位下とある直姓は何れの族にや清和紀貞觀四年七月廿八日乙未飛驒國荒城郡人太政大臣家扶日奉部若善貫附左京職十六年十月十九日に勸學院使日奉全吉が殺されしことあり同十八年六月廿七日日奉春峯あり

縣大養宿禰神魂命八世孫阿居太都命之後也

縣犬養は職より負へる氏なり縣は毎國の縣々を云ひ犬養は字の如く犬を養をいへり犬を養ふは則諸鳥獸を獵りせんかためなり應てふ鳥もて狩する事は漸百濟酒君よりなり是より前代には獵犬のみ重くせられたり西鄙の國々に今現にも家内に犬を養置きて獵に備ふる由を其の國人のいへり縣々に獵犬を養備る由は天皇の大食饌に備奉るべきの爲なり仁德紀に猪名縣佐伯部の鹿菴直を奉りし事も思合すへし安間紀に國々に犬養部を置くもありきこは後にいふべし獸肉を大食饌に奉る事廢れ天皇御獸獵の事絶にたるから犬養の職もすたれ行きて唯氏號にのみ残れる事となれり舊犬養の職は天皇の御食饌に仕奉ることなるから重職にせられし事なることなるを此事を停廢られて後は賤人の業になりしなべに賤職を思ふは今の目うつしにて古趣にたがへりとすべし安間紀に二年九月甲辰

朔丙午詔櫻井田部連縣犬養連難波吉士等主掌屯倉之稅とみえしも此云る氏々は毎國に在るなれば屯倉稅をも主掌せたまへるなり故縣犬養氏は賤職の號ならざるを思へ姓氏錄の小本に大掠置始連の條に縣犬貝同祖とあるはよび音のまゝに書るなれば阿賀多伊奴加比と訓べし天武紀下に十三年十二月戊寅朔己卯縣犬養連稚犬養連賜姓曰宿禰とあり神魂命八世孫は一本に六世と作り神魂命男は多久豆王命(爪工連の條)又天石都倭居命(多米連條)又御食持命(紀直の條)孫は武津之身命(加茂縣主の條)三世孫は天枝命(大田祝山首の條)天枝命の子天爾支命とあれば天枝命をば三世孫と決はめつ四世孫は天仁木命(爪工宿禰の條)五世孫は阿麻乃西乎命(今木連の條)宮部造條天壁立命天背男命とみえたれば天壁立命をば四世孫とさだめつ又王櫛比古命(間人宿禰の條)又天日和志命(多米連の條)又天語連の條(田邊宿禰の條)などに見えたり又大廣目命(城原の條)又天道根命(紀直の條)川瀬造の條などに見ゆ生玉兄日子命(神直の條)六世孫は阿居太都命(縣犬養宿禰大掠置始連等の條)など見えて一本六世と云るにあへり此氏に大宿禰をしも賜へりし事のありしにや仁明紀第十九(五右)に縣犬養大宿禰貞守(文德紀第七(二右)清和紀第七十一左等)にも大宿禰とみえたれば異龍にて賜へるなるべき然れど國史に其賜へる事を脱

せり(大宿禰と云事私に云べきならぬ由は姓序考にみゆ)此氏人は天武紀上に縣犬養連大伴此人を同紀下に縣犬養宿禰大侶(文武紀第二にも大侶とあり)又縣犬養連手繩(聖武紀九(二十右)從五位上縣犬養宿禰石足)又同(二十二左)造宮卿從四位下縣犬養宿禰筑紫卒(无傳)又同(三十一右)從五位下縣犬養宿禰大唐(同紀に神龜四年十二月丁丑)正三位縣犬養橘三千代言縣犬養連五百依安麻呂(小山守)大麻呂等是一祖子孫骨肉孔親請共沐天恩同給宿禰姓詔許之同紀に天平五年春正月庚戌內命婦正三位縣犬養橘宿禰三千代薨遣從四位下高安王等監護喪事賜葬儀准散一位命婦皇后之母也(三千代に橘の稱號賜へる事は委に橘氏の條にいへり)同紀第十四ノ十五右に參議左京大夫從四位下縣犬養宿禰石次卒(无傳)また十五(六左)從五位下縣犬養宿禰大國(また十六(七左)從五位下縣犬養宿禰須奈保(孝謙紀廿ノ八右)從五位上縣犬養宿禰小山守)又同(十九左)從五位下縣犬養宿禰佐美麻呂(廢帝紀廿二(廿三)廿四等)には此人を沙彌麻呂と書り(廢帝紀廿二ノ廿七左)從四位上縣犬養宿禰八重女(また廿四(十左)天平寶字六年冬十月己未夫人正三位縣犬養宿禰廣刀自薨云々夫人者讚岐守從五位下唐之女也聖武皇帝儲貳之日納夫人(生)安積親王(年未弱冠)天平十三年薨又生井上內親王(不破內親王)稱德紀廿五ノ十九左)從五位下大宿禰犬養內麻呂等十五人

賜姓縣、犬養、宿禰、又從五位下縣犬養、宿禰吉男、稱德紀廿八ノ七左從五位下縣犬養大宿禰內麻呂、今本に大宿禰とあるはひがことなり、又廿四左正五位上縣犬養宿禰古麻呂、また廿九卅一右縣犬養、姉女、是より前には宿禰姓なりしが、逆謀の事ありて姓を失ひ、遠流罪に處せられたりと見えたり、また三十九左從五位下縣犬養宿禰眞伯光仁紀卅一ノ七左、外從五位下縣犬養宿禰道女、又寶龜二年九月辛丑、復、犬部内麻呂、姉麻呂等本姓縣犬養、宿禰、また卅二左從五位下縣犬養宿禰老子女、また卅五二左從五位上縣犬養宿禰酒女、又同十八右從五位下縣犬養宿禰壁魚麻呂、また卅六廿五位下縣犬養宿禰安提女、また同十八左從五位下縣犬養宿禰繼麻呂、六右從五位下縣犬養宿禰勇耳女、桓武紀卅八ノ十七右從五位下縣犬養宿禰繼麻呂、また四十四十左從五位下縣犬養宿禰額子女、また十三三右從五位下縣犬養宿禰淨濱、嵯峨紀二十ノ十九右從五位下縣犬養宿禰清繼、仁明紀第一十八右從五位下縣犬養宿禰廣濱、また承和元年九月辛酉、河内、國古市、郡人從六位下縣犬養宿禰小成、改本居貫、附右京一條、また十九ノ二左從五位下縣犬養宿禰氏河、清和紀十六ノ三右從五位下縣犬養宿禰阿野子女、東大寺正倉院文書、但馬國天平九年正稅帳出雲、國掾從六位下縣犬甘、宿禰黑麻呂、同寺奴婢帳略、天平勝寶二年三月六日、但馬國掾正六位上縣

犬養、宿禰吉男、こは上に引る稱德紀にみえし人なり、なごみえたり、拾芥抄姓尸錄部に縣犬養宿禰といへり、

大掠置始連、縣大養同祖、阿居太都命之後也、

大掠は、神名式に山城、國紀伊、郡大掠神社とある是なるべし、置始は、於伎曾女と訓べし、職號より負へる氏なり、按ふに雄略天皇の御世に、大藏の官を始て置れしによりて、其時置れし大掠の官を、大掠置始連といひしには、あらざる歟、姓氏錄(山城蕃別)に、秦忌寸云々、大伯瀬稚武天皇、諡雄略御世、云々、役諸秦民、構八丈、大藏、於宮、側、納其貢物、故名、其地曰長谷、朝倉宮、是、時、始置大藏、官員とあればなり、右京神別に長谷置始連といふ姓あるもて知るべし、神名式、伊勢、國安濃、郡置染、神社、今産科村にあり、洞津考(源親房卿の書れたるものなりといへど、疑かはし、されどむけに近き頃の書には、あらず、参考のたすけには、供ふべきものなり、安濃の勝示は、塔世の東河岸にある楠の林とぞ申傳へき、其左にあこたちの社、あこは阿居をしか訓しものなるべし、おきそめの氏社ふたつならびしも、今は松の濱風の音さへたへぬ、此二柱は阿濃の柱宮やかたく、おろそかならぬやうにあらむかし、三代實錄、貞觀四年七月廿八日、伊勢國安濃郡、人右辨官史生正七位上爪工、仲業、賜姓安濃、宿禰、神魂命之後也、とあるも、此に由

雄儀連角凝命十五世孫乎儀連之後也

雄儀は地名なるべけれど未だ考へず、雄儀一本に平伏に作り、また乎伏ともあり、角凝命は凝の下に魂字を脱せるか、姓氏録には角凝魂命とあり、書紀に角檜尊古事記に角杙神とある是か、舊事紀に角檜尊亦云角龍魂尊龍は凝の誤りかともあり、稱徳紀(廿六ノ十三右)に天平神護元年四月癸酉、左京人從七位下、手人造石勝、賜姓雄儀連とあり、

竹田連神魂命十三世孫八束脛命之後也

竹田は神武紀己未年春二月、皇師立詰之處、是謂猛田とみえ、神名式大和國十市郡竹田神社あり、姓氏録竹田川邊連の條に、仁德天皇御世、大和國十市郡、刑坂川之邊有竹田神社云々といへる處の地名を負へる氏なるべし、今東竹田村に猛田原といふ處ありと云へり、

掃守連振魂命四世孫天忍人命之後也

掃守は古語拾遺に天祖彥火尊娶海神之女豐玉姬命生彥瀲尊誕育之日海濱立室于時掃守連遠祖天忍人命供奉陪侍作箒掃蟹仍掌鋪設以爲職號蟹守今俗謂之

掃守とあるが如く、蟹守の義によりしなれば、職號を氏に負しなり、加爾毛利と訓べし、和名鈔和泉國和泉郡掃守(加爾毛利)郷、また河内國高安郡掃守郷あるは、此氏人の住りしによりて地名となれるものと聞ゆ、大和神別に掃守あり、河内神別に掃守宿禰、また連と造とあり、和泉神別に掃守連あるも、其地に住りし事を知るべし、下文と合せて見よ、細井貞雄云、此氏人は大宮の掃除の事を監りしか、後に其職はうけたまはらで氏號になれり、舊掃除の職ながら、兼て大宮をも奉守護しなへに掃守といへりしなるべし、其由は掃守連と並書り、此守部連も同祖なり、守部はたゞに奉守護のみなるべし、さるから後代に此職號に依て、掃部の職を置せたまひ、號はもとのまゝに加爾毛利といへり、後には掃守を加牟毛里といひ、また牟を省きて加牟とさへいへり、みな音便にくつれたるものなり、既に掃守の古事に蟹の事を云ふは、附會ながら舊は加爾毛利と云ひし證にはなれるをや、號は舊のまゝなれど、其職は別にて座の事を奉仕事となれり、さるからに掃部と文字をはかへしなるべし、(職員令、大藏省掃部司、掌薦席牀簀苦及鋪設洒掃蒲菴葦簾等事)と云り、此氏は、孝徳紀に大山上掃部連角麻呂、又小乙上掃部連小麻呂、聖武紀九ノ廿九左少初位下掃部連廣山、懺波、仁明紀(四ノ五左右)少史掃部連豐永、少典、銚同姓、豊上(河内國人)などみえ

たり、か、れば河内其本貫なるべし、此氏は拾芥鈔に脱せり、天武紀下に、十三年十二月己卯、掃守連、賜姓曰宿禰といへり、文武紀二ノ二右追廣肆掃守、宿禰阿賀流(仁明紀には此人を掃守宿禰明とかけり)、廢帝紀廿五ノ廿三右外從五位下掃守宿禰廣足、桓武紀十三ノ十五右に、外從五位下掃守宿禰弟足なごみゆ、拾芥抄姓尸録部に、掃守宿禰とみえたり、

小山連高御魂命子櫛玉命之後也

小山は地名によりて負へる氏なり、和名鈔下野都賀郡美濃賀茂郡ともに、小山郷あり、遠江國周智郡小山(乎也万郷とあるに因て訓むべし)、櫛玉命は攝津神別小山連の條にもみえ、日置部の條に、天櫛玉命男天櫛耳命、また白堤首の條に、天櫛玉命八世孫大熊命などあり、櫛玉命を天櫛玉命ともまをせるなるべし、

畝尾連天辭代命子國辭代命之後也

畝尾は古事記に、香山之畝尾木本とみえ、式大和國十市郡畝尾郡多本神社今木本村、また畝尾坐健土安神社今下八釣村にありて、何れもウネヲと訓るによるべし、舊事紀香山之畝尾丘ともあり、天辭代命は伊與部、また飛鳥直の條に、高御魂命三世孫天辭代主命とあるに同じかるべし、高皇產靈命の男は、天太玉命(齋部宿禰の條)櫛

玉命(小山連の條)伊久魂命(恩智神主の條)孫は天明玉命(玉作の條)天神主命(役直また葛城直の條)三世孫天辭代主命(伊與部の條)その子國辭代命なり、此氏人ものにもみえず、拾芥抄姓尸録部、また姓名錄抄に畝尾連とあり、

久米直高御魂命八世孫味耳命之後也

久米てふ名は古事記皇孫降臨の條に、天忍日命天津久米命二人取負天之石、取負頭椎之大刀、取持天之波士弓、手狹天之眞鹿兒矢、立御前而仕奉、故其天忍日命此者大伴、連等之祖、天津久米命此者久米直等之祖也、とみえたる天津久米命、また下に久米命とある名より出たり、其中に大久米命を黥利目と下文にありて、こは古事記神武段に、天皇太后を求めたまふ時、大久米命の伊須氣餘理比賣を見て、歌もて天皇に白しける時、天皇の御歌にかつゝ、も伊夜先たてる延をしまかむ、と白したまへるを、大久米命以天皇之命、詔其伊須氣餘理比賣之時、見其大久米命黥利目、而思奇歌曰、阿米都々、知杼理麻斯登々、那杼佐那流斗米と歌ひければ、大久米命答歌に、おごめに多陀に逢むと吾さける斗米、とぞこたへける、とあり、目の圓に大きにありし故に、久米てふ名を負たまへる、其久米は、久流目の約りたる言なり、久流目とは、うつほの物語、俊蔭卷に、阿修羅怒れる形を出して、眼を車の輪の如く見、久流辨かして云々と云

ひ、今世の言にも人の目の圓く大きにて、利げなるを目の久流々々としたると云是なり、故滿々し久流目とは續けたり、さて久米を大久米命の目に因れる稱とするにつきて、若然らば、此命の先祖をも、既に天津久米命と申せしは、如何と云疑ひありぬべけれど、是は凡て名高き神の御子孫などは、世々に人に異なる奇き相のあることなど、今世にすらま、聞ゆることなれば、本此天津久米命の御目の久流米に坐て、久米てふ名は負坐るを、其子孫代々大久米命までも同じく久流目に坐し、にもあるべし、又は大久米命の久流目なりしが世に名高かりける故に、先祖の神をも此名を以て、後より稱奉れるにもあるべし、何れにても名の意は同じ、また神武段兄宇迦斯の事を云る條に、爾大伴、連等之祖道臣、命、久米、直等之祖大久米命二人、召兄宇迦斯、罵詈云々、この文上の大伴宿禰の條に引けり合せ見よ、然而其弟宇迦斯之獻大饗者、悉賜其御軍、此時歌曰、宇陀能多加紀爾志藝和那波流、和賀麻都夜、志藝波佐夜良受、伊須久波斯、久治良佐夜流、古耶美賀、那許波佐婆、多知曾婆能微能、那那久袁許紀志斐、惠泥、宇波那理賀、那許波佐婆、伊知佐加紀微能、意富那久袁、許紀陀斐、惠泥、疊々、志夜、胡志夜、此者伊恭能、布會、阿々、志夜、胡志夜、此者嘲笑者也、故其弟宇迦斯、自其地、幸行、到、忍坂、大室之時、生尾土雲八十建、在其室待伊那流、故爾天神、御子之命、以饗賜八十建、於是

宛八十建設八十膳夫、每人佩刀、誨其膳夫等曰、聞歌之者、一時共斬、故明將打其土雲之歌曰、意佐加能、意富牟盧夜、爾比登佐波爾岐、伊理袁理比登佐波爾、伊理袁理登母、美都々々、斯久米能、古賀久夫、都々、伊、伊、斯、都、伊、伊、母、知、伊、麻、宇、多、婆、余、良、斯、如、此、歌、而、拔、刀、一、時、打、殺、也、然、後、將、擊、登、美、毘、古、之、時、歌、曰、美、都、美、都、斯、久、米、能、古、良、賀、阿、波、布、爾、波、賀、美、良、比、登、母、登、會、泥、賀、母、登、會、泥、米、都、那、藝、豆、宇、知、豆、志、夜、麻、牟、又、歌、曰、美、都、美、都、斯、久、米、能、古、良、賀、加、岐、母、登、爾、宇、惠、志、波、士、加、美、久、知、比、々、久、和、禮、波、和、須、禮、士、宇、知、豆、斯、夜、麻、牟、とあり、扱此大久米命の帥坐る軍士を、久米部とも、大久米部とも云ひて、今此に久米之子とあるは、其久米部を指て云へるにて、即彼膳夫と爲して刀佩せ置る人々なり、大久米命は皇孫命の天降坐し時、大伴、連の祖天、忍日、命と相並て、御前に立坐し、天津久米命の子孫にて、今度も又當昔のまゝに、如此道、臣、命と相並て、大功を立たまへる人なり、然るを書紀には、日、臣、命、帥、大、來、目、云々、また勅道、臣、命、汝、宜、帥、大、來、目、部、云々、など、道、臣、命、の、下に屬たる人の如く記されたるは如何ぞや、此はや、後に、子孫に至ては、大伴氏のみ榮て、此久米、直氏は甚く衰へて、終に大伴氏の部下に屬るところなり、けるを、書紀は其衰へたりし子孫の時代の狀を以記されたる物とこそ聞ゆれ、さばかり大功あり

し臣命をたゞに、大來目とのみにて、命とも書されず、又部ともあるなどは一人の名とだに聞えず、此の命のためにも、氏のためにもいと心うきわざならずや、さて書紀の道の道臣命に、築坂宅地を賜へる事の次に、亦使大來目居于畝傍山、以西川邊之地、今號來目邑、此其縁也、來目邑は、和名鈔に、大和國高市郡久米郷あり、是なり、式に、久米御縣、神社もあり、此村白檜原京にいと近し、今も久米村久米寺などあり、川邊とあるは、雄略紀に、來目、水とある是なるべし、さて伯耆、美作、伊豫などに、久米郡と云あり、其餘も國々に、此地名の多くあるは、皆本は此の氏より出てたるもの也、續後紀に、伊豫國人浮穴、直千繼云々、千繼之先、大久米命也とあり、伊豫國浮穴郡に並て久米郡あるも由あり、けむ、久米直とは、加婆泥なり、中卷倭建命段に、平國廻行之時、久米直之祖名七掬脛、恒爲膳夫、以從仕奉也とあるは、此氏か、書紀には、唯七掬脛とのみありて、姓はみえず、爲膳夫は、此氏には似つかはしからぬこゝちす、此外に、大久米命を置て、二記に、此氏人見えたることなし、書紀にも神代卷、此段には、來目部遠祖とあれば、一の氏と聞えたるを、其外は神武卷より、こなたた、來目部又は大久目などのみありて、姓と聞えたるはなく、たゞ物部などの類にて、武事を以て仕奉る者の職とぞ聞えたる、さて孝德紀に、來目、臣某、天武紀に、來目、臣鹽籠、また同御代に、來目、臣、賜姓曰朝臣、續紀

六(一左)に久米朝臣麻呂、また八(十三左)に忍海手人廣道、賜久米直、姓、また九(二十三左)に久米奈保麻呂、賜久米連、姓、姓氏錄に見えたる久米朝臣、久米臣など何れも皆異氏なり、本文に高御魂命八世、孫味耳命とあり、また(右京神別)久米直、神魂命八世、孫味耳命之後也、この味耳と、味日とは一つと聞ゆれば、一方は誤字なるべし、これら此氏なるべきか、此氏ならば天津久米命、若くは大久米命之後也とあるべきことなるに、然らざるはなほ疑はし、但し此、久米の直の次に並びて、浮穴直あると、伊豫國久米郡と浮穴郡と並びたるは、續後紀に承和元年五月、伊豫國人正六位上、浮穴直、千繼等、賜姓春江宿禰、千繼之先、大久米命也とあると、彼此を合せて思へば、よしありて、此氏なるべしと、思はる、(記傳)と云り、味耳は右京神別に、味日とあり、伴氏系圖にも、味日命とあるによりて、訂正すへし、國造本紀に、久味、國造、輕島、豐明、朝神魂、尊、十三世孫、伊與主命、定賜、國造とあるは、高御魂尊の後とあるに、合はざれども、右京神別に、神魂命とあるに、合へるが上、に、此氏の伊豫に縁ある事已に云るが如く、また清寧紀に、播磨、國司山部、連、先祖、伊與、來、目、部、小、楯、顯、宗、紀に、更名、磐、楯、といへり、みえ、光仁紀、卅六ノ廿八右に、外從五位下、久米直、麻奈保女、淳和紀、類聚國史、叙位四、天長四年正月甲申、詔曰、天皇我、詔、旨、末、勅、大、命、衆、開、食、止、宣、巡、察、使、檢、奏、賜、賜、國、々、郡、司、等、中、附、其、仕、奉、狀、乃

隨^ニ爾^ニ勸^ム美^カ譽^カ志^カ美^カ冠^ニ位^ニ上^ニ賜^フ比^ヒ治^シ賜^フ波^ハ久^ク勅^ス天皇^我大^命乎^ヲ衆^衆聞^聞食^食宣^宣授^授云々久米直雄
田麻呂外從五位下とあるは、國造の裔郡司となれる古への例なるを思ふに、決めて
伊豫の久米郡の那司にて、よく仕奉れるを譽たまへるものなるへし、此氏はいたく
衰へしにや、國史に多くみえず、拾芥抄に此氏をのせず、

浮穴連移受牟受比命五世孫弟意孫連之後也

浮穴は、上に云る伊豫の久味、國造に由ありて聞ゆれば、和名鈔に、伊豫國浮穴宇城安
那郡とあるに依て、宇幾安那と訓べし、この浮穴則此氏の本貫の地なればなり、連を
一本に直とあり、河内神別に直と作き、拾芥抄にも連、姓に此氏を收めざるにても、連
姓とあるは誤りなるべく思はるれば訂すべし、また弟を芽に、孫を緒に作り、細井貞
雄は、移愛とある本に因て、以衣牟受比命とよむべき由いへれと非なり、又訂正本に
イヅムスビと訓るもいかゞ、平田篤胤の考に、ヤスムスビと訓べし、其は泉州志に引
る神風寺縁起に、夫古移根命とありて、移をヤの音に用ひければなり、また大和、天神
に門部連牟須比命、兒安牟須比命とある安も、ヤスと訓べし、と云るに従ふべし、弟意
孫を訂正本に、オトコ、ロヲと訓つれど、こは貞雄の衰止於毘古連とよめるによる
ぞ宜しからん、仁明紀、承和元年五月壬子、伊豫國人正六位上浮穴直千繼、大初位下同

姓眞能等、賜姓春江宿禰千繼之先、大久米命也、同十一月乙巳、女孀河内國若江郡人浮
穴直永子、賜姓春江宿禰とあるのみなれば、此末は甚く衰へゆきて、子孫も詳にしる
し傳ふる書もなかりしなるへし、拾芥抄、姓尸錄部、また姓名錄抄に、浮穴直とみえた
り、ウケナと訓めり、

この浮穴直より分れて、春江宿禰起れり、
春江宿禰の氏人は、續後紀八二右〇承和六年正月庚申に、正六位上春江宿禰安主、三
代實錄九五左に貞觀六年八月八日壬戌、河内國若江郡人故從五位下春江宿禰安主、
式部大錄正六位上春江宿禰良竝、大宰大典從六位上春江宿禰敏雄、蔭子正六位上春
江宿禰常嗣等、改本居貫左京職とあるのみなり、

宮部造天壁立命子天背男命之後也

宮部は、美夜能辨と訓べし、山城、神別神宮部、造の條に、崇神天皇の御世、災ありけるに、
吉足日命をして、大物主命を齋祭らしめしかば、災異即止き、天皇詔曰、消天下災、百姓
得福、自今以後、可爲宮能賣神、仍賜姓宮能賣公、然後庚午年、籍註神宮部造也とあるは、
吉足日命をほめて、宮能賣公と云ふ姓を賜ひて、古へ大宮賣神の天照大御神に仕奉
りしが如く仕へ奉れとの義なるを、後には神宮部造となれりとなり、さてもとは、宮

の女と云るにて、道、臣命に嚴媛の號を賜へるに同じく、一時の事なりしなるべし、されば宮部は宮中にありて、神に仕奉る人の稱にて、其長を造とは云し事著し、天壁立命は伊勢、大御神に白す祝詞に、皇大御神能見、霧志坐、四方國者、天能壁立極、國能退立限、云々とある處の祝詞考に、壁を加倍と訓て、天の壁の如く四方に側ちて見ゆるを云と云るによりて、天能加倍多都命と訓べし、天背男命は山城、神別今木連條に、神魂命五世孫阿麻乃西乎乃命とある同神と聞ゆ、然れば天壁立命は神魂命四世の孫に當れり、さて舊事紀、天神本紀に、饒速日命の御伴人三十二人の中、天背男命、尾張、中島、海部、直等祖とあり、

間人宿禰神魂命五世孫玉櫛比古命之後也

間人の意未た考へ得ず、和名鈔、丹後、國竹野郡間人郷あり、玉櫛比古命は、天神本紀、天背男命の次に、天玉櫛彦命、間人連等祖とあり、推古紀に、間人連鹽蓋、齊明紀に、間人連御廐、天智紀に、間人連大蓋、みえ、天武紀、十三年十二月己卯、間人連賜姓曰宿禰とあり、東大寺古牒券、天平寶字八年二月九日、越前高串莊券に、左京六條二坊戶主從七位間人宿禰、鷲甘、戶口正八位下間人宿禰、應養、また正倉院文書、山背國愛宕郡出雲郷雲上里神龜三年、輸租帳に、史生從八位下間人宿禰男君、また出雲國天平十六年、大稅賑給

爪工連神魂命子多久都玉命三世孫天仁木命之後也

歷名帳、波加、里戶主間人、臣小馬、間人、臣奈吾、夜賣、などあれど、皇別にも宿禰姓あれば、何れの流とも決めかたし、臣姓は異氏なるへし、陽成紀、元慶六年正月に、間人宿禰良宗、續紀、神護景雲元年三月の下に、近衛將曹間人直足人みゆ、別族なるべし、爪工連、神魂命子多久都玉命三世孫、天仁木命之後也、爪工は、訂正本に、ハタクミと訓るに、從ふべし、爪を爪とあるによりて、細井貞雄かウ、リツク、リと訓めるは、非なり、和泉神別に、造紫蓋爪とみえたる爪は、和名抄に、鬚訓、波とあるか如く、鬚の開きたる爪爬の如きものを造る職工の名なりしに、やあらむ、又は爪はツメにて、一本にツメタクミと訓る如く、ツマタクミに、や詳らかならねど、姑く鬚を造る職工と定むへし、天武紀下に、十三年十二月己卯、爪工連、賜姓曰宿禰、和泉神別にも爪工連あり、清和紀六十八左〇貞觀四年七月二十八日に、伊勢、國安濃郡、人右辨官史生正七位上爪工仲業、賜姓安濃宿禰、神魂命之後也といへり、此世數は、縣犬養、宿禰の條に云り、天仁木命は、大田、祝、山首の條に、天枝命の子爾支命とあり、此氏人は、廢帝紀、天平寶字二年八月庚子朔に、從六位上爪工宿禰飯足、御野國本、筭、郡栗、柗、太里、大寶二年、戶籍に、爪工部、廣賣、また東大寺正倉院文書、尾張國、天平六年、正稅帳に、主張外少初位上勳十二等爪工連、病とありて、名は闕たり、又、天平九年、駿河正稅帳の紙

背に)天平十年三月七日、爪工家里、また(佐渡國正税帳の紙背)天平十八年、爪工家萬呂、また天平感寶元年七月五日(裴濱八人とある中)爪工五百足などみえたり、拾芥抄、姓戸録部に、爪工宿禰、また爪工連あり、

多米連、多米宿禰同祖、神魂命五世孫、天日和志命之後也、成務天皇御世、仕奉炊職、賜多米連也、

多米は、古語に味物をタノツモノと訓み、貞觀儀式の大嘗會に、多米酒多每米などあるによりて多女と讀べし、五世孫天日和志命の世數は、縣犬養宿禰の條に云り、此人は皇極紀に、山背大兄王の入鹿の難を避け玉ふ時に、舍人田目連(名闕)云々從焉とあり、天武紀、十三年十二月己卯、田目連賜姓曰宿禰とみゆ、政事要略(第二十六卷)に、多米宿禰本系帳云、天皇御躬爲國大歡、然之時、供御大飯、已不聞食、仍召氏人等令作御飯、特被詔勅、小長田命作備御飯進御之日、米吉聞食、即垂詔、備、仕奉御飯、甚有香美、平服聞食、故召小長田命、特賜嘉名、朕御多米負賜、被詔定多米連也、爾時賜大歡、政亦任御田之職、(賜)天皇御命賙之、政、掌以仕奉也とあり、此に天皇とあるは成務天皇の御事にて、景行天皇の御子にませり、爲國大歡とあるは、爾聞と訓べし、其は説文に神食氣也、宇彙に神饗氣、前漢書郊祀志の師古注に、嘗謂

歌饗などあるに依て、爾聞に借りて書るなり、國大歡は即朝家の大嘗にて、天下諸國の民どもの貢れる新稻を以て神に饗したまふ由なり、然之時供奉大飯已不聞食は、姓氏錄多米宿禰譜に、稚足彥天皇御世、仕奉大炊寮云々とあるが如く、この氏人大炊寮に仕奉りてありしなり、已不聞食は聞食さして止たまへる意と聞えたり、さて此時奉れる大飯は、大歡に奉らるべき米を炊きて、御嘗みに進御れるが香味の佳らざるに依りて、神饗に奉らむ事を恐畏みたまへるなり、此時の事を系圖に、以米入大籠而獻天皇也とあり、仍召氏人等令作御飯云々は、この多米氏人の事ながら、小長田命に多米氏を賜へる事は、下に見ゆる如くなれば、こは本の氏を令宗と云る時の事なり、小長田命はサナガタなるべし、米吉聞食、米を本書に午とあれと決めて米の訛なり、米を選ひて御飯炊き奉れるをきこしめして、米佳しと褒賞たまへるなり、さて如此聞しめし嘗みたまひて、すなはち其米もて大歡に供獻たまひたりしなるべし、甚有香美は佳米は飯に炊きては、いひしらぬ香あるものなればなり、故召小長田命者、特賜佳名、朕御多米負賜、被詔定多米連也とある多米は、古へに凡て飯食のことさらに清く、美味かぎりなるをいへる稱とさきこえたり、其故は儀式の大嘗祭儀に、辨大夫入自儀鸞門、就版跪奏兩國、悠紀主基のなり、所獻多米都物色目とありて、其詞に御酒

食代、缶物、多米、都物、雜菓子、飯などみえ、また大多米津酒、大多米酒波、多米米、大多米院
 などもみえ、延喜大嘗祭式にも、多米米、多明酒、多米酒屋、多米料理屋など、大嘗祭のこ
 ころにのみ多く出て、他には一も見えざるをもて知るべし、故この時國歌に獻りた
 まふべき米を選びて、御飯を炊きて奉れるを、聞しめし嘗みたまひて、これぞ朕か神
 に獻るべき御多米なる、と深き歡賞詔たまへる御言をすなはち嘉名に負せたまひ、
 又氏をも改めて多米、連と詔定め賜ひたるなり、さてこの氏を改たまへる事を、系圖に、
 云々因改令宗、賜多米連と云へり、爾時賜大款、政、こゝに大款といへるは、其時の御飯
 の事に係ていへるなり、政は奉仕事にて、天皇の勅命を奉りて、其職を仕奉るを云ふ、
 賜とは其政を行へと委任ねたまへるなり、亦任御田之職、その時大款の稻を採りた
 る田を始殊さらに國々處々の良田を選びて神饗に獻り、天皇の御饗に獻るべき料
 の御飯田を定めさせたまひて、その御田の職に任たまひたるなるべし、小長田命は
 神代紀一書に保食神の體より陸田種子水田種子の生りし事の條に、天照大神喜之
 曰、云々即以其稻種始殖于天之狹田及長田、其秋垂穎八握、莫々然甚快也とみえたる
 狹田の狹は借字にて、眞に通ふ意の佐、長は長五百秋などの長にて、共に田を稱たる
 名にて、狹田長田をひとつに小長田といへる名なるべし、このぬし大飯の事をはじ

め、御田之職となりて勤しく仕奉れるを稱へて小長田と呼へるなるべし、賜天皇御
 命贖之政、この賜、また命字、原書になきを補へたるなり、此天皇御命贖の事は、系圖に、
 天皇御命贖乃人乎、四方國造等獻支といへるに、因て考ふるに、上古の慣に天皇の御
 命長く坐まさしめ奉るべきために、神に祈禱て凡人の命をしめて、贖ひ奉る行の
 ありて、其御命の贖人を、諸國の國造等の獻りたりしなり、是に賜天皇御命贖之政と
 いへるは、いはゆる御命贖の人等に係る政を、委任賜へるなり、掌以仕奉也は、大款御
 田、御命贖の三事を掌りてなり、小長田命の子孫、大炊職を始め、此三事をも總て世々
 に相繼て仕奉けむ事著し、(以上は伴信友が考によりて記せり、上に引る系圖は、政事
 要略に、同氏系圖云、志賀高穴太宮御宇、若帶彦天皇、御世原書に彦字脱たるを補へり、
 以米入大籠、而獻天皇也、因改令宗、賜多米連、姓、爾時天皇御命贖乃人乎、四方國造獻支、
 とある是なり、今按ふに、この氏もと令宗と云ひしを改めて、多米連を賜へるが如く
 聞ゆれど、成務の御世ころに、令宗など云ふ氏あるへくも思はれず、きはめて文字の
 誤りなるべく思はる、善本をよく考へて定むべきなり、さて小長田命は、神魂命十四
 世孫にて、小長田の六世孫を、三枝連といひ、其子を倭古連といひ、其裔孫某が時に、天
 武の朝に仕て、宿禰姓を賜へり、其由は左京神別なる多米宿禰の條にいふをもちて

見るべし、氏人は續紀三十九(卅一右)〇延暦七年六月辛丑、外正八位上多米連、福雄授
外從五位下、以貢獻也、とみゆ、

出雲宿禰、天穗日命子、天夷鳥命之後也、

出雲は國號なり、古事記に速須佐之男命、櫛名田比賣を率て、宮造るべき處を覓て、出雲の須賀に至りませる時の事を、茲大神初作須賀宮之時、自其地雲立騰、爾作御歌、其歌曰、夜久毛多都伊豆毛、夜幣賀岐、都麻基微爾、夜幣賀岐、都久流、曾能夜幣賀岐、袁とある御歌詞より起りて、國名を出雲と負り、風土記に所以號出雲者、八束水臣津野命詔入雲立、詔之故云、八雲立、出雲、また八束水臣津野命詔入雲立、出雲國者云々とあるは、臣津野命は此の御歌詞に因て、後に詔へるなり、須佐之男命の八雲立、出雲とよみ賜へる此國はと云意なり、よくよく文義を味ひて知るべし、さて臣津野命の如此詔へるによりて、遂に國名にはなれるなり、臣津野命は須佐之男命の四世の御孫なり、と記傳に云るが如し、天穗日命は古事記(御誓の段)に、於吹弃氣吹之狹霧所成神、御名天之善卑能命とみえ、天善卑能命之子、建比良鳥命、此出雲國造、无邪志國造、上菟上國造、下菟上國造、伊自牟國造、津島縣直、遠江國造等之祖也、神代紀に天穗日命、是出雲臣、云々等祖也、また同下卷(國平の段)に、故高皇產靈尊召集八十諸神、而問之曰、吾欲令撥平

葦原、中國之邪鬼、當遣誰者、宜也、惟爾諸神勿隱所知、僉曰、天穗日命是神之傑也、可不試歟、於是俯順衆言、即以天穗日命往平之、然此神俊媚於大己貴神、比及三年、尙不報聞、故仍遣其子、大背飯三熊之大人、亦名武三熊之大人、此亦還順其父、遂不報聞、また古事記には、爾天鳥船神、副建御雷神、而遣是以此二神降、到出雲國、伊那佐之小濱云々、この天鳥船神の出雲國造神賀詞に、天夷鳥命爾布都怒志命乎、副天降、遣天云々とあるを思へば、鳥船は船鳥を下上に誤れるにて、即夷鳥と同言なるべし、遷却崇神祝詞に、誰神乎先遣波水穗、國能荒振神等乎、神攘々平氣武止神、議々給時爾諸神等皆量、申久天穗日命乎、遣而平氣武止申、支是以天降遣時爾、此神波返言不申、支次遣志健三熊之命、毛隨父事、氏返言不申、出雲國造神賀詞に、高天能神王高御魂神、魂命能皇御孫命、爾天下大八島國乎、事依奉之時、出雲臣等我遠祖天穗比命乎、國體見爾遣時、爾天能八重雲乎、押別氏天翔國翔氏、天下乎見廻氏、返事申給久豐葦原乃水穗國波、畫波如五月蠅水沸支、夜波如大筥光神在利、石根木立、青水沫毛事、問天荒國在利、然毛鎖平、天皇御孫命、爾安國止平久、所知坐之米牟止申、氏己命兒天夷鳥命、爾布都怒志命乎、副天降遣天、荒布留神等乎、撥平氣國作之大神乎、毛媚鎖天、大八島國現事、顯事令事、避支などあり、抑此天穗日命の故事を考るに、右の如く此記と書紀、遷却崇神詞とは皆大旨同

じきに、たゞ出雲神賀のみは、其趣異なるは、師の祝詞考に云、穗日命は、大名持神に媚附て、三年に至て復命申さずと古事記日本紀などにはあるを、此神賀詞に如此云るは、國造が遠祖なる故に、宜く云なせるにやと思ふ人も有なむが、然には非ず、此傳へ事右の二記には漏たるが、此詞に遺れるなり、若二記に見えたる如く、終に返事申さずは、天若彦に亞たる罪もあるべきに、然はあらで、天神祖の詔に、大名持、命の祭をなさむは、穗日命とのたまひしは、よく彼、神を媚和せし故なり、さて天に復命て、終に天夷鳥、命布都怒志、命を天降して、大なる功を成るも、もはら穗日命の思兼によれり、云々と云れつるぞ委考なりける、今又委く考るに、先初に此、神を天降し遣し、は、次の天若日子の如き征伐の御使には非ず、只彼、神賀に云る如く、此國の體を見て、其狀に隨ひて宜きさまに謀はしめむとするに、ぞ有けむかし、其故は彼、天若日子を遣はし、には弓矢など賜ひしことあるを、此神には然事もなければなり、さて復奏たまひしは、三年も過て後の事なれば、此記などには、其間甚久しく還たまはぬほどを云て、三年に至るまで、待たまへども還り來坐ぬ故に、終に返事申さで止ぬるもの如思はれ奉りしなり、さて神賀詞には、返事申せしより以前に、大國主神に媚附しことは見えざれども、三年過るまでも、此國に坐しなれば、はやく、其ほごにも媚附てかつ

く和し玉ひけむ、故此記などに媚附てとは云るなり、そは未だ返事せぬほどは、其志趣知られざれば、たゞ不忠がことを聞えけむ、書紀に天若日子のごと云處に、此神亦不忠誠也とある亦字は、先の穗日命を不忠誠としていへるなり、即次の天若日子の事に移れる故に、其後に此穗日命の復奏たまひしことをば、まきらかして傳へ脱せるなるべし、さて後に雉名鳴女を遣す時に、たゞ天若日子のことを問しむる由のみ有て、此穗日命のなほ久しく還らぬ所以を問しむることは、見えざるを思へば、其以前に、既返事申たまひしこと知られたり、かくてかの神賀に、善比命は返事申て後は、天に留まりて降たまはぬ趣に云るも、然有けむ、其故は、記に此神の子孫の氏々を擧たる處に、天善比命、此出雲國造、某々等之祖也とはなくて、天善比命之子建比良鳥命、此出雲國造、某々等之祖也とあるも、出雲に降て大國主神の祀を主し、始祖は、夷鳥命なれば、なるべし、(以上記傳とあるにて、天夷鳥、命の事も明らかなり、又書紀に高皇產靈尊、勅大己貴神曰、云々汝應住天、日隅宮者、今當供造云々、又當主汝祭祀者、天穗日命是也、(此出雲國造又大社の神主たる起なり)、また崇神卷、六十年詔群臣曰、武日照命(二云、天夷鳥、又云天夷鳥、從天將來、神寶藏于出雲、大神宮是欲見焉、云々、當是時、出雲臣之遠祖、出雲振根、主于神寶云々、其弟飯入根、則被皇命、以神寶付弟甘美、韓日狹、與子鷗

滯^{カク}而上^{クニツツキ}天長七年太極殿にて此國造の獻れる五種神寶を覽給ひしこと後紀にみ
 ゆ續紀四十ノ五十二左桓武紀に延曆十年九月丁丑近衛將監正六位下出雲臣祖人
 言臣等本系出自天穗日命其天穗日命十四世孫曰野見宿禰野見宿禰之後土師氏人
 等或爲宿禰或賜朝臣臣等爲一祖之後獨漏均養之仁伏望與彼宿禰之族同預改姓之
 例於是賜姓宿禰嵯峨紀に弘仁三年六月戊戌左京人從五位下出雲連廣貞賜姓宿禰
 仁明紀天長十年春二月甲戌攝津國豐島郡人散位從七位上出雲連男山河邊郡人正
 六位上出雲連雄公出雲連伊都岐麻呂等男女廿二人賜姓於出雲宿禰三月庚子左衛
 門醫師從七位上出雲連永嗣改連賜宿禰などみえたり其後朝臣に爲りしにや續後
 紀七二丁八三丁などに其人みゆ抑此姓のもと臣の尸になりしも彼國より上りて
 朝廷に仕奉りしより始れるなるべし此姓人の始めて京に移りて仕へ奉りしは垂
 仁の御世野見宿禰なり此人は天穗日命十四世孫にて彼土師連の祖なり凡て臣の
 尸なる姓は朝廷に親しく仕へ奉る輩なりさて後に宿禰にも朝臣にもなれるなり
 諸氏に此例多しさて然京のあたりに住めるも又國に住るも皆その本は國造より
 出たる子孫なる故に古事記には其本に就て國造とあげ書紀には廣く渾て臣と舉
 たり諸氏に此例多し效て知るべし拾芥抄姓尸錄部に^{ナカ}出雲宿禰とあり

出雲臣天穗日命五世孫久志和都命之後也

五世孫久志和都命は西行雜錄にのする所の出雲國造系圖に天穗日命の子武夷鳥
 命の子伊佐我命の子津狹命の子櫛懸前命の子櫛月命と云ふ櫛月にあたり是に
 よるに月は日にてワツの音を假りしが月と誤れるにもやあらん右京また山城の
 神別天孫にも臣姓ありて出自みな同じ氏人は崇神紀に出雲臣之遠祖出雲振根と
 ある河内神別に^シ出雲臣天穗日命十二世孫宇賀都久野命之後也とみえれば國造
 も此後なり天武紀上に出雲臣狛とあれど大寶二年九月乙酉從五位下出雲伯賜臣
 姓とみえしにて此時賜へりし事知るべし然るを天武紀に云々と云るは後の事を
 以て前にめぐらして記せるなり齊明紀に出雲國造闕名元正紀七ノ三丁左に靈龜
 二年二月丁巳出雲國々造外正七位上出雲臣果安また九十五右出雲國造外從七位
 下出雲臣廣島聖武紀十六ノ十左に外從七位下出雲臣弟山授外從六位下爲出雲國
 造廢帝紀廿五ノ二左に以外從七位下出雲臣益方爲國造光仁紀三十二ノ廿八右に
 以外從五位下出雲臣國上爲國造桓武紀卅七ノ二十左に外從五位下出雲臣島成卅
 八廿二左に出雲國々造外正八位出雲臣國成また四十廿九左以從六位下出雲臣人
 長爲出雲國造また同五十三左外從五位下出雲臣人麻呂播磨國人また同紀後紀十

三四左出雲國造外從五位下出雲臣門起嗟峨紀廿一ノ九左に出雲國造外從五位下出雲臣旅人仁明紀一ノ廿四右に國造出雲臣豊持また十八二左に從五位下出雲臣成子女などみえたりみな國造は臣姓なるもて疑ふまじき事なりまた山城國なる出雲臣は神名式山城國愛宕郡出雲井於神社出雲高野神社和名抄に同郡出雲以都毛在上下郷とみえたれば出雲氏の住りしによりて直に地號に負るなるべし拾芥抄に臣姓なる出雲氏は見えず

入間宿禰天穗日命十七世孫天日古曾乃己呂命之後也

入間は和名鈔武藏國入間伊留末郡とある地名を負へり武藏は古事記に天菩比命之子建比良鳥命此出雲國造无邪志國造云々等之祖也とありてこの國造の因に其族類も住りしとみゆ十七世孫天日古曾乃己呂命は攝津天孫山直の條に十七世孫日古曾乃己呂命とあるのみにて它書に見あたらす稱徳紀神護景雲二年七月壬午武藏國入間郡人正六位上勳五等物部直廣成等六人賜姓入間宿禰とありて它に氏人みえず拾芥抄姓尸錄部に入間宿禰はあり神名式に入間郡物部天神社みえ今北野村にあるによりて北野天神と云ふなれど實は北野神の祖神にます天穗日命にて物部直の祖神なるべし然るを物部とあるによりて饒速日命を祭れりなど思ふ

は誤れり直と云姓を負るは國々の國造の族類に多き事をも思へ同郡に出雲伊波比神社は天穗日命なりと云傳へて北野村物部天神合殿にてますも故あるを思ふべしさて天穗日命の御裔にて姓氏錄に載せられざる氏々は

武邪志國造書紀に天穗日命此出雲臣武藏國造土師連等遠祖也國造本紀に无邪志國造志賀高穴穗朝御世出雲臣祖名二井之宇迦諸忍之神狹命十世孫兄多毛比命定賜國造祖名下狹命までの間に誤字脱字などあるべしさて姓氏錄に入間宿禰天穗日命の後なりとある此はもと武藏國入間郡の人ともにて物部直なりしを入間宿禰になされしこと續紀に見ゆもと此國造より出し姓なるべし彼郡に出雲伊波比神社といふも式に見ゆとあり書紀安閑卷に武藏國造笠原直使主て人見え續紀廿八廿四右に此國人大部直不破麻呂て人武藏宿禰と云ふ姓を賜はり國造とされること見え延暦十四年武藏國足立郡大領武藏宿禰弟總爲國造と類聚國史に見ゆ此等は本より別姓かまた後に分れたる姓か尋ぬべし

上苑上國造和名抄上總國海上宇奈加美郡これなり萬葉十四上總國歌に奈都素妣久宇奈加美我多能云々七卷にもよめりとよめり國造本紀に上海上國造志賀高穴穗朝天穗日命八世孫忍立化多比命定賜國造此人誤字あるべしと見ゆ

下菴上國造和名抄に下總國海上(宇奈加美)郡これなり萬葉九(二十八丁)に海上之其津於指而君之己藝歸者とあるは此海上なり國造本紀に下海上國造輕島豐明朝御世上海上國造祖孫久都伎直定賜國造とあり萬葉廿(三十丁)下總國防人に助丁海上郡海上國造他田日奉直得太理見え續紀卅八(廿一左)に海上國造他田日奉直德刀自三代實錄四十七(十四丁)に下總國海上郡大領外正六位上海上國造他田日奉直春岳あり此は別姓にやさてかゝる類をも國と云るは古は凡て道與石城國常道仲國中卷に見ゆなど云る如く國の中なる地の小名をも同く國と云しを郡とせられしはや、後のことなりさて郡となりて後にも舊云ひなれつるまゝに猶ことによりては國とも云ひしこと吉野國難波國初瀬國などのたぐひなり、伊自牟國造國造本紀に伊甚國造志賀高穴穗朝御世安房國造伊許保止命孫伊己侶止直定賜國造阿波國造天穗日命八世孫彌都侶伎命孫大伴直大瀧定賜國造とあり阿波即安房なり書紀安閑卷元年四月伊甚國造稚子直等云々の罪ありて爲皇后獻伊甚屯倉贖罪因定伊甚屯倉今分爲郡屬上總國と見ゆ即和名抄に上總國夷濊伊志矣郡とある此なり、津島縣直縣は和名抄に對馬島上縣加無津阿加多郡下縣郡これなり上下と分れた

るは後の事にて元はたゞ縣とぞ云けむ國造本紀に津島縣直桓原朝高魂尊五世孫建彌已々命改爲直とあり此建彌已々は建許呂命のことなるべし己々は己呂の誤ならむ其故は同紀に師長國造茨城國造建許呂命云々須惠國造茨城國造建許呂命云々馬來田國造云々と云へる其茨城國造は同紀に輕島豐明朝御世天津彦根命孫筑紫刀禰定賜國造(時代を度るに筑紫刀禰は建許呂命の子などにや)といひ書紀に天津彦根命此茨城國造額田部連等遠祖也常陸國風土記に茨城國造初祖多祁許呂命仕息長帶比賣天皇之朝姓氏錄に茨木造天津彦根命之後也また天津彦根命十二世孫建許呂命などあると此記に此縣直を天菩比命の子孫とすることを合せて思ふべし凡て遠祖を云に御兄弟の間は互に傳への混へる例氏々に多ければなり(右の書ともを合せて思へば國造本紀に桓原朝といひ高魂云々と云へるは誤とこそおほゆれ又改爲直と云へるも疑はしき書様也書紀顯宗卷に對馬下縣直みゆ、遠江國造師說に此記に國名を遠江など二字に約て書るは後人の爲なり云々(抑國郡鄉名の字のこと、和銅六年詔に畿内七道諸國郡縣鄉名着好字と見え出雲風土記などに神龜三年に郡鄉名の文字を多く改めしと見え民部式に凡諸國部内部内郡里等名並用二字必取嘉名と見ゆ此等皆此記より後の事なり云々凡て地名の

字を擇むにつきては、正しく其名にあたるは、得がたき故に、字音を取て、牟邪志武藏、須流賀に駿河など、邪志にザウの音を用ひ、須流にスンの音を用ひたる類いと多し、又必二字に約むるに付ては、いよく得がたき故強て字を略て、上毛野下毛野を、上野下野と書きたぐひもいと多し、みな准へて知るべし、此義を得知らぬ人、國郡の名に就て、疑をなすこと世に多し、故今ついでにしはしくいふ、和名抄に、遠江止保太阿不美とあるは、阿字衍なり云々、此國には古へ湖ありしを以て此名を負り、近江國の京に近きに對へて、遠とは云ふなり、さて其湖は、明應のころ甚地震て、地斷て南の海に連きしとなり、其斷たる所を今切と云、式に、磐田郡淡海國玉神社、濱名郡猪鼻湖神社などあり、國造本紀に、遠淡海國造志賀高穴穗朝、以物部連祖伊香色雄命兒印岐美命、定賜國造とあるは、此に合はず、此外未だ考へ得ず、

佐伯連、木根乃命、男丹波真太玉命之後也、

佐伯の事は、上の佐伯宿禰の條に云り、連姓の宿禰となれる事も見ゆ、木根乃命、また丹波真太玉命の名は未だ考へ得ず、

新撰姓氏錄考證卷之九終

新撰姓氏錄考證卷之十

常陸 栗田 寛 著

左京神別下 起伊勢朝臣靈石 邊公二十一日氏

天神

伊勢朝臣、天底立命、六世孫天日別命之後也、

伊勢は、和名抄に、伊勢以世國これなり、天底立命は、古事記如葦牙因崩騰之物而成神名云々、次天之常立神、神代卷一書に、天地初判有物、若葦牙生於空中、因此化神號天常立、尊とみえ、また國常立、尊亦曰國底立、尊ともあれば、天之常立は、天之底立神同神なるべし、藤原氏系圖、また豐受太神宮禰宜補任次第には、天御中主を國常立尊として記せり、度會氏系圖に、天御中主尊、按に本書この下に、天八下尊、天三下尊、天合尊、天八百日尊、天八十万魂尊とあれど、天八下尊以下の神名は、舊事本紀に、據れるものにて疑はしければ取らず、神皇產靈尊、本注に、御鎮座本紀、又天地人總系圖、天御中主尊、御子云々とあり、こは古語拾遺に、天御中主尊、其子有三男、長男高皇產靈神、次津速產靈神、次神皇產靈神など云へるに、合れば之に従ふ、の子櫛真乳魂命の子、天曾己多智命

の子天嗣杵命の子天御雲命の子天牟羅雲命天二上命共後小橋命共云皇孫天降給時供奉の子天波與命の子天日別命とありて天會己多知命より六世に當れば訂正本に六世の二字を補へるもよくあたれりこは多米連宿禰田邊宿禰天語連などの條に神魂命五世孫天日和志命と云るに因れるものなるべし天日別命を天日和志命とも云へりしなり其は伊勢國風土記に夫伊勢國者天御中主尊之十二世孫天日別命之所平治天日別命神倭磐余彥天皇自彼西宮征此東州之時隨天皇到紀伊國熊野村于時隨金鳥之導入中州而到於菟田下縣天皇勅大部日臣命曰逆黨膽駒長髓宜早征罰廼亦勅詔天日別命曰國有天津之方宜平其國即賜標劍天日別命奉勅東入數百里其邑有神名伊勢津彥天日別命問曰汝國獻於天孫哉答曰吾覓此國居住日久不敢聞命矣天日別命發兵欲戮其神于時畏伏啓曰吾國悉獻於天孫吾敢不居矣天日別命令問曰汝之去時何以爲驗啓曰吾以今夜起八風吹海水乘波浪將東入此則吾之却由也天日別命整兵窺之比及中夜大風四起扇舉波瀾光耀如日陸海共朗遂乘浪而東焉古語云神風伊勢國者常世浪寄國蓋此謂之也伊勢津彥神近令住信濃國天日別命壞築此國復申天皇大歡詔曰國宜取國神之名號伊勢即爲天日別命之村地賜宅地于大倭耳梨之村焉とみえ或本云天日別命奉詔自熊野村直入伊勢國殺戮荒神罰平

不遊堺山川定地邑然後復命樞原宮焉とあるこれにて天日別命に伊勢の國を封したまへる事明らかきを舊事紀國造本紀に伊勢國造樞原朝以天降天牟久怒命孫天日鷲命勅定賜國造とあるもて天日鷲命とも申せりし事知るべし然らば伊勢國造となれる天日鷲命は粟國忌部遠祖天日鷲命神代卷とみえたと同神の如くにも聞ゆれど忌部の祖神は姓氏錄弓削宿禰の下に高魂命孫天日鷲翔矢命とある神にてその事蹟はやく神代に著れたる神なれば高魂命孫と云るを伊勢の天日鷲神は天語連の下に神魂命七世孫とも多米宿禰下に神魂命五世孫とありて時代も甚く違へれば同名にして別神なり聖武紀に天平十九年冬十月丙辰伊勢國人從六位上伊勢直大津等七人賜中臣伊勢連姓廢帝紀天平寶字八年九月己巳中臣伊勢連老人賜中臣伊勢朝臣稱德紀天平神護二年十二月癸卯外從五位下中臣伊勢連大津賜姓伊勢朝臣さてこの伊勢氏は一度中臣伊勢氏を賜はりしかど稱德朝廷に中臣伊勢連大津に伊勢朝臣を賜へるより後は舊のごとく中臣を省きていはすこのとき中臣を省て舊の如く云ふへき由を國史に脱漏せり拾芥抄姓戶錄部に伊勢朝臣といへり此氏は聖武紀續紀十三ノ六右伊勢國飯高郡人无位伊勢直族大江授外從五位下同十七廿三左に外從五位下中臣伊勢連大津廢帝紀廿五ノ十一左に從四位下

中臣、伊勢、連老人、桓武紀(四十ノ五左延曆八年四月庚辰、奎頭正四位下伊勢、朝臣老人卒、(无傳)高野紀(二十九ノ卅三右)に外從五位下伊勢、朝臣子老(此人を小老ともかけり)稱德紀(三十ノ二十七左)寶龜元年八月若狹、國目從七位下伊勢、朝臣諸人、光仁紀(三十五ノ八右)寶龜九年五月從五位下伊勢、朝臣清刀自女、また(三十六ノ三十四右)天應元年四月外從五位下伊勢、朝臣水通、平城紀(十七)大同三年十二月辛亥從五位下伊勢、朝臣繼麻呂、嵯峨紀(二十ノ十右)弘仁元年九月癸丑從五位下伊勢、朝臣德繼、(同紀廿四には德嗣といへり)又從五位下德成、また(廿二ノ十六左)弘仁三年秋七月壬戌從四位下伊勢、朝臣繼子卒、贈從三位、表事所須、令官給焉、從四位下老人之女也、天推國高彥天皇在儲宮納之、生親王二男三女、卒時四十一、仁明紀(二十ノ三右)從五位上伊勢、朝臣與子、清和紀(廿一ノ十右)〇貞觀十四年五月廿二日辛卯、從七位下伊勢、朝臣興房なごみえたり、

弓削宿禰、高魂命、孫、天日鷲翔矢命之後也、
 弓削は、上に見えて其所にいへり、此なるは饒速日命の裔と異なり、天日鷲翔矢命は、書紀神代卷に、粟國、忌部、祖天日鷲命と同神なるべき由、粗上文に云へり、なほよく考

若倭部、神牟須比命、十八世孫、子田知之之後也、

若倭部は、もといかなる由にて、負へるにや考へず、この倭部の居りし地を、若倭と負へりしか、和名抄、能登、國珠洲、郡若倭郷あり、神須比命は上田百樹の考に、右京神別若倭部、連の下に、神魂命、七世孫、天筒革命之後也、と注したれば、此も神牟須比命と訂すべし、と云へるに從へり、されど右京神別なる天筒革命と引合せ考ふるに、神魂命とあるも實は誤りと知られたり、いかにとなれば、右京天孫に若倭部、同神(同神とは火明命を云り)四世、孫、建額明命之後也、とみえし、建額明は、天孫本紀に火明命、四世、孫、建額赤命とありて、五世、孫、建筒草命、建額赤命之子、云々、若倭部、連云々、祖と云へる天も、建も稱辭にて筒草命、同人にて天孫の裔なる事著ければなり、然らば原本は、次の天孫尾張宿禰の上にあたりたるが、寫手の錯亂て此に書けるものなるべし、右京のも若倭部宿禰は、天孫の若倭部の次にあるべきを混ひしにもやあらん、十八世、孫、子田知は、史に考ふる所なし、東大寺正倉院文書、大寶二年美濃戶籍、肩縣郡、里、若倭部身賣、また(天平十一年)出雲大稅賑給歷名帳、出雲郡、出雲郷、若倭部、諸手女、杵築郷、若倭部富曾、若倭部木足、若倭部麻呂、若倭部馬賣、陽成紀、元慶二年九月廿二日甲寅、但馬國美含郡人從七位上若倭部氏世、貞道、貞氏等三人賜姓楓、朝臣、氏世等、楓朝臣廣永男、文林之兄弟也、廣永改姓之日、脫漏名字、今追而賜之とみえたり、此氏人にや、神名式、河内國

大縣郡若倭彦命神社若倭姬命神社といふあるは由ありげなり、

天孫
尾張宿禰火明命二十七世孫阿曾連之後也

尾張は地名を負へり、七の字諸本になし、曾を一本に魚禰とかけり、書紀神代卷一書に、天忍穗根尊、娶高皇產靈尊、女子栲幡千千姫萬幡姬命、而生兒天火明命、次生天津彦根火瓊杵尊、其天火明命、兒天香山、是尾張連等遠祖也、また一書に正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、娶高皇產靈尊之女天萬栲幡千幡姬、爲妃而生兒、號天照國照彥火瓊杵尊と見えたり、然るを本書に、彥火々出見尊の御弟爲火明命、是尾張連等始祖也とあるは、傳の異なるなり、彥火々出見尊の御弟なる火明命は、古事記には火照命とありて、隼人の祖なり、然るを此記には、天火明命の下に、此姓の祖なりと云ふ事見えざるは、漏れたるなり、さて舊事紀に天孫の御天降の御供奉三十二神、これを饒速日命の天降る時の事にして記したるは、例の偽りにて、實は邇々藝命の御天降の供奉にて、其古き傳の有けむを取て記せるなるべし、の首に、天香語山命、尾張連等祖とあり、又同紀五卷に、此姓の世系を次々に擧て、其中に始祖天火明命を、饒速日命と混一にして、此尾張連を物部連と同祖にしたるは、甚き僞説なる由、傳十五の九葉に辨へたる

か如し、又其御子天香山命を、亦云高倉下命と云て、白檮原宮段なる高倉下と、一人としたる、信られぬことなり、その外にも取かたき事ともましれり、然れども、凡ては古き家乗のありけるを取て記せりと見えて、ひたふるに捨へき物にはあらず、始祖より十三世、孫尻網根命、品太天皇、御世、賜尾張連姓とあり、かくて十四世孫より下、世々の名みな尾治連某と記せり、其は倭健命段に、尾張國造之祖、美夜受比賣とある、此國造即此氏とおぼしければ、此氏人既く尾張國に下り居住けるを、尻網根に至りて、此姓をは賜へるなるべし、此事猶輕島宮の段に云ふを考合すへし、書紀にかの美夜受比賣、古事記崇神段に尾張連之祖、富阿麻比賣を尾張氏の女とあるは、當時既に此姓なりし如く聞ゆれども、こは例の後を前へ及ぼして云へるなり、さて此氏の本居は、大和國葛城なり、然云故は境原宮段に、此氏人に、葛木之高千那毘賣と云ふあり、又舊事紀に、此氏三世、孫天忍人命、異妹角屋姬、亦名葛木出石姬云々、次天忍男命、葛木土神、劔根命、女爲妻云々、四世、孫瀨津世襲命、亦云葛木彦命、七世、孫建諸隅命、葛木直祖、大諸兄足尼女爲妻、など、あり、さて書紀神武卷に、高尾張、邑云々、因改號其邑、曰葛城とあるは、高尾張と云は、葛木の本名と聞ゆれば、國名の尾張は、此高尾張より出て、其は此氏人の葛木より出て、彼國に下住居し、故其本居の地を取て國名とせるかと思へ

ども然には非しかの神武卷の趣は、一ツの傳へにて、實は天、火明命の子孫、葛城に住居けるが、尾張國造になりて、彼國に下り、居住し人ありし縁によりて、其國名を取て本名の葛城を、高尾張邑とも云ひけむを誤りて、本名の如く傳へ云ひしなるべし。但しこれらは今己が思ひよれるとにて、たしかには定めがたけれども、とまれかくまれ葛城に高尾張てふ名のあるは、此氏の本居なる由縁ある事は、遠はさるなり。三代實錄九(五右)に尾張國海部郡人其目連公宗氏、尾張醫師其目連公冬雄等、同族十六人、賜姓高尾張宿禰天孫火明命之後也。とあるを以て、尾張と高尾張と別ならざる事を知るべし。右の其目の目、印本には目とあり、古本目とあり、又其は甚の誤り、伊勢一志郡甚目村あり、尾張海部郡に甚目寺あり、さて此氏人の葛城より、始て尾張國に下り住居しは、何れの御世なりけむ、さだかならず、國造本紀、尾張國造、志賀高穴穗朝、以天別天、火明命十世孫、小止與命、定賜國造とあれども、倭建命の下り坐し時に、既に彼國に此氏人はありつれば、志賀高穴穗朝と云へるは違へり、小止與命はさもあるべし、なほ此尾張國なる此氏人の事は、古事記(景行段)に、倭建命東征の事を云て、故到尾張國、入坐尾張國造之祖、美夜受比賣之家、乃雖思將婚、亦思還上之時、將婚期定而幸于東國、悉言向和平山河荒神、及不伏人等云々、自其國越科野國、乃言向科野之坂、神而還來

尾張國、入座先日所期、美夜受比賣之許、於是獻大御食之時、其美夜受比賣、捧大御酒盞以獻、爾美夜受比賣、其於須比之禰著月經、故見其月經御歌曰、比佐迦多能、阿米能迦具夜麻斗迦麻邏佐和多流久毘比波煩會、多和夜賀比那哀麻迦牟登波、阿禮波須禮梯、佐泥牟登波、阿禮波意母閉梯、那賀那勢流、意須比能須蘇爾、都紀多那牟余、故爾御合而、以其御刀之草、那藝劍置其、美夜受比賣之許、而取伊服岐能山之神、幸行とみえ、此美夜受比賣を、書紀にも尾張氏之女とあり、熱田大神宮縁起と云物に、日本武尊、乃受斧鉞、以再拜曰、云々、天皇勅吉備武彦、與建稻種公、服從日本武尊云々、到尾張國愛智郡、時稻種公啓曰、當郡水上邑有桑梓之地、伏請大王稅怨息之、日本武尊感其懇誠、踟躕之間、側見一佳麗之娘、問其姓字、知稻種公之妹、名宮酢媛、即命稻種公、妙納佳娘、合昏之後、寵幸周厚、數日淹留、不忍分手、とあり、神皇正統記にも、日本武尊は、信濃より尾張國に出賜ふ、彼國に宮簀媛と云女あり、尾張の稻種宿禰の妹なり、と見えたり、稻種宿禰は、舊事紀に、乎止與命、尾張大印岐女子、眞敷刀婢爲妻、生建稻種命、と云り、然れども、舊事紀には、乎止與命の子は、一男とありて、建

稻種命のみを擧て、其妹宮寶媛はみえず、漏れたるなるへし、美夜受比賣の母も、此眞敷刀婢にやありけむ、姓氏錄、河内神別尾張連下には、火明命十四世孫小豐命とあり、又舊事紀に、此氏の世々を記せるには、小止與命は火明命十一世孫なり、其は火明命の子天香語山命、其子天村雲命、亦名天五多底、其子天忍人命、其子天戶目命、其子建斗米命、其子建宇那比命、其子建諸隅命、其子倭得玉彦命、亦名市大稻日命、其子弟彦命、其子淡夜別命、其子乎止與命なり、此氏人の尾張國に住しは、此小豐命や初なりけむ、かくて其孫尻綱根命に至りて尾張連と云姓を賜ひしなり、書紀に、日本武尊更還於尾張、即娶尾張氏之女宮寶媛、而淹留踰月、於是聞近江、膽吹山有荒神、即解劍置於宮寶媛家、而徒行之尾張國、風土記に、熱田社者、昔日本武命、巡歷東國、還時娶尾張連等遠祖宮寶媛、命宿於其家、夜頭向廁、以隨身劍掛桑木、遺之入殿、乃驚更往取之、劍有光如神、不把得之、即謂宮寶媛曰、此劍神氣、宜奉齋之、爲吾形影、因以立社、由鄉爲名也、熱田緣起に、還着於宮寶媛之宅、云々、淹留之、閑夜中入廁、々邊有一桑樹、解所帶劍、掛桑枝、出廁忘劍、還入寢殿、到曉驚寤、欲取掛桑之劍、滿樹照輝、光彩射人、然不憚神光、取劍持歸、告媛以桑樹光之狀、答曰、此樹舊無怪異、自知劍光、默然寢息、其後語宮寶媛曰、我歸京華、必迎汝身、即解劍授曰、寶持此劍、爲我床守、時近習之人、大伴建日臣諫曰、此不可留、何者、承聞前程氣

吹山有暴惡神、若非劍氣、何除毒害、日本武尊高言曰、縱有彼暴神、舉足蹴殺、遂留劍上道、到氣吹山、また古事記に、到能煩野之時、云々、此時御病甚急、爾御歌曰、袁登賣能、登許能辨爾、和賀淤岐斯、都流岐能多知、會能多知波夜、歌竟即崩、云々、また緣起に、日本武尊、奄忽仙化之後、宮酸媛不違平日之約、獨守御床、安置神劍、光彩亞日、靈驗著聞、若有禱請之人、則感應、同於影響、於是宮酸媛會集親舊、相議曰、我身衰耄、昏曉難期、事須未暝之前、占社奉遷神劍、衆議感之、定其社之地、有楓樹一株、自然炎燒、倒水田中、火焰不銷、水田尙熱、仍號熱田社、書紀神代卷に、云々は號草薙、劍、此今在尾張國吾湯市村、即熱田、祝部所掌之神是也、また此御卷にも、初日本武尊所佩草薙、橫刀、是今在尾張國年魚市郡熱田社也、神名帳に、尾張國愛智郡熱田神社、(名神大)古語拾遺に、其草薙、劍、今在尾張國熱田社、未叙禮典也、さて此社は、世々尾張連氏の以祭くことなるに、書紀に熱田祝部所掌とあるは疑はし、熱田祝部は何なる姓にか、尾張連の内に、此社を掌る者を然稱しにやあらむ、緣起に、以尾張氏人補神主祝等職也、と云り、二十七世の二十を一本に廿に作り、七字諸本になし、之によらば、火明命の二十世に、阿曾連と云ふかありしなり、今天孫本記に、此氏のつぎくを云るを考ふるに、天火明命の子天香語山命、孫天村雲命、三世孫天忍男命、四世孫瀛津世襲命、尾張連等祖、天忍男命之子、(古事記中卷、掖

上宮の段に、尾張連之祖與津余曾とあれば此人より出し氏にそあるへき、五世孫建斗米命、六世孫建麻利尼命、七世孫建諸隅命、八世孫倭得玉彦命、九世孫弟彦命、十世孫淡夜別命、十一世孫乎止與命、則小豐命なり、姓氏錄には十四世孫と云へり、十二孫建稻種命、十三世孫尻綱根命云々、品太天皇御世、賜尾治連、姓、是は尻調根命と同人なり、姓氏錄に十六世孫尻調根命とあり、十四世孫尾治弟彦連、十五世孫尾治金連、十六世孫尾治古利連、また尾張阿曾連、姓氏錄とは一世たがへり、古利連を十五世孫といへば、是二世たがへり、異傳にぞありけめ、阿曾連を延佳本に阿古連とあるは、ひが事なり、允恭紀にも、尾張連吾襲とみえしにて同人なるをや、十七世孫尾治佐迷連、十八世孫尾治乙訓與止連とみえたり、然れども姓氏錄と互に異なる事あるは、其傳の異なるにやあらん、此氏人は、孝安紀に尾張連遠祖瀛津世襲、允恭紀に尾張連吾襲、繼體紀に尾張連草香、持統紀直廣肆尾張、宿禰大隅元明紀四ノ十八右尾張國愛智郡大領外從五位下尾張、宿禰乎己志、元正紀靈龜二年四月癸丑詔壬申功臣云々、贈從五位上尾張、宿禰大隅、正八位下稻置、聖武紀十七ノ三十一左○天平感寶元年八月乙亥從四位下尾張、宿禰小倉、卒、女无傳、廢帝紀廿五ノ廿三左○天平寶字八年十月庚午外從五位下尾張、宿禰東人、稱德紀廿九ノ九右○神護景雲二年六月丁丑正五位下尾張

宿禰若刀自女、清和紀六、貞觀四年正月七日外從五位下尾張、宿禰大海、また十六○同十一年正月八日外從五位下尾張、宿禰清海、光孝紀四十八○仁和元年十二月廿九日尾張國春部郡大領外正六位上尾張、宿禰弟廣なごみえ、拾芥抄、姓尸錄部に、尾張宿禰とあり、また尾張連の氏人は、光仁紀卅三○寶龜五年九月庚子外從五位下尾張、連豐人、桓武紀卅七ノ十七右延暦元年十二月庚戌、丙掃部正外從五位下小塞宿禰弓張言、弓張等二世、祖近之里、庚寅歲以降、因居地、名從小塞、姓、望請依庚午年籍、改換小塞、蒙賜尾張、姓、許之、こゝに姓を脱したれど、同紀第五に、丙兵庫正從五位下尾張連弓張とあれば、姓をば連に改替られしならん、然なくは尾張宿禰といふべき事なり、小塞氏のごとは既に云り、桓武紀五ノ八右○延暦十五年十一月壬辰外從五位下尾張、連大食、また十二ノ十七右○延暦廿三年十月辛亥從五位下尾張、連粟人、平城紀十七ノ廿三右○大同三年十一月丙申外從五位下尾張、連眞縵女、仁明紀十六ノ五左○承和十三年正月壬戌に外從五位下尾張、連濱主、高壽の人なり、仁明紀一ノ九右○天長十年二月庚午、右京人上野權少掾從八位上尾張、連年長、无位尾張連豐野留省无位尾張、連豐山なごみえ、拾芥抄、姓尸錄部に、尾張連見えたり、上にも云る如く、尾張國造も尾張連の同祖に出たり、

尾張國造古事記中卷日代宮段に尾張國造之祖美夜受比賣といへるを熱田縁起に日本武尊乃受斧鉞以再拜曰云々天皇勅吉備武彥與建稻種公服從日本武尊云々到尾張愛智郡時稻種公啓曰當郡氷上邑有桑梓之地伏請大王稅怨息之云々既而與稻種公議定行路之事曰我就海道公向山道當會彼坂東之國言辭約束各向前程云々爰倭武尊自上總轉入陸奥懸大鏡於船首從海路廻於葦浦橫渡玉浦稻種公適有來會縷陳山道消息共向蝦夷之地云々蝦夷既平自日高見國以却廻西南歷常陸至甲斐居于酒折宮云々倭武尊與稻種公更議曰我就山道公歸海道當會尾張宮酢媛之宅云々倭武尊還向尾張到篠城進食之間稻種公僂從久米八腹策駿馬馳來啓曰稻種公入海亡沒倭武尊乍聞悲泣曰現哉々々因現哉之詞其地號內津社今稱天神在春日部郡亦問公入海之由八腹啓曰度駿河海中有一鳥鳴聲可憐毛羽奇麗問之士俗稱鸞賀鳥公謂曰捕此鳥獻我君飛帆追鳥風波暴起舟船傾沒公亦入海矣倭武尊吐噎不甘悲慟無已促駕還着宮酢媛宅また此氏人の尾張にありし事は宣化紀に遺尾張連運尾張國屯倉とあるにても知るべし聖武紀天平十九年三月戊寅命婦從五位下尾張宿禰小倉授從四位下爲尾張國造とあるにても知るべしさてこの尾張氏は熱田大宮司として傳はり來つるに大宮司尾張員職か女藤原季兼に嫁て季兼を生る此季兼藤

原氏にして始て大宮司となれる是より代々藤原氏となり來れり玉葉集に櫻花ちりなむ後のかたみには松にかゝれる藤を頼まむこれは熱田大明神の御歌と云む昔かの社の大宮司尾張氏代々來れりけるに尾張員職が女の名を松と申けるが藤原季兼にしたしくなりて季兼を生りける後明神かく託宣せさせたまひけるによりてかの季兼始て大宮司になりて其末今に絶すと云むとあり大將軍賴朝卿の母は此季兼が女なりきさて季兼が末に嗣絶たる事ありて又卜部氏の子を子にして嗣たりとぞされど今に藤原となるなりさて大宮司の次に權宮司と云ふものありその一家は總檢校と云ふになる家を馬場といふ一家は祭主と云ふになる祝師とも云家を田島と稱ふ此二家は今に至るまで尾張宿禰姓にて古より絶す傳はれりとぞ其次に大内人と云ふものあり姓は守部宿禰にて家を大喜と稱ふ又八劍神社の祠官も尾張宿禰にて家を大喜と云りさて熱田社は東西二殿並建て其東方なるを世に土用御殿と稱す草薙劍を納奉るさて西方なるを正御殿と稱して五座神を祭る西より第一天照大神第二須佐之男尊第三倭建尊第四宮簀媛命第五建稻種命にして第三中央倭建尊を主とすかの縁起にも以熱田明神爲尾張氏神宮酢媛及建稻種命大宮相殿神也とあり式に入劍神社とある是なり此は和銅元年に勅

以て新に神劔を造らしめ、別に齋祭らる、社なりとぞ、水上宮と云は、かの火上姉子神社にて、縁起に宮酢媛下世之後、建祠崇祭之、號水上姉子天神、其祠在愛智郡水上邑、以海部氏爲神主、海部是尾張氏、別姓也、とあり、さて此水上社の末社に、常世社と云ふあり、宮酢媛の墓ありと云ひ傳へたり、又式に、愛智郡上知我麻神社、下知我麻神社あり、和名抄に、千竈郷あり、此地なり、上知我麻社は、小止與命を祭ると云ふ、俗に源大夫宮と云へり、下知我麻社は、同命の夫人眞敷刀婢を祭ると云ふ、俗に紀大夫宮と云へり、神名式、尾張國中島郡眞墨田神社、名神大とある神社は、尾張連の祖神天、火明命を祀れる社なるべし、宗廟社稷問答に、眞清田神社者、一宮記、爲大己貴命、非也、成務天皇朝、以天別天火明命十世、孫小止與命、定賜尾張國造、今所祭愛智郡知我麻神社者、是也、先是尾張氏、上祖等、歷世居當國、景行天皇朝、日本武尊東征之日、所從帥之建稻種命者、小止與命之子、而祭春日部郡内々神社、其祖天、香語山命者、祭同郡尾張神社、凡尾張氏遠祖等、所祭國內者、三十餘座、其所出自、遠祖天照國照彥火明命、祭之中島郡眞清田神社、以稱當國、一宮云々、と云へるは、あたれる説なり、また式に、同郡尾張、大國靈神社、山田郡尾張神社、尾張戸神社などあるは、いづれも尾張氏人の祭る所の神なり、天武紀、十三年十二月己卯、尾張連、賜姓曰宿禰、文武紀、大寶二年十一月丙子、尾治連、若子麻呂

牛麻呂、賜姓宿禰、孝謙紀、天平寶字二年三月庚申、初尾張連馬身、以壬申、年功、先朝叙小錦下、未被賜姓、其身早亡、於是馬身子孫、並賜宿禰姓、稱德紀、神護景雲二年十二月甲子、尾張國山田郡人、從六位下小治田連、藥等八人、賜姓尾張宿禰、仁明紀、承和十年春正月甲辰、右京職言、近江國坂田郡人、尾張連繼主祖、父比知麻呂、三條三坊人也、而父秋成、偏隨母居、已附外籍者、繼主一人、男一人、刪改邊籍、貫附三條三坊、

尾張連、尾張宿禰、同祖、火明命之男、天賀吾山命之後也、

尾張連は、天孫本紀、天照國照彥天、火明櫛玉饒速日、尊櫛玉饒速日、五字は、おもふに後人の加増せる、僞説なり、今とらす、天道日女命、爲妃、天上誕天、香語山命、云々、兒天、香語山命、天降名手栗彥命、亦名高倉下命、此命隨御祖、天孫尊、自天降座於紀伊國熊野邑之時、天孫天饒石國饒石、天津彥々火瓊々杵尊、孫磐余彥尊、發自西宮、親帥船軍東征之時、往々逆命者、蜂起未伏、中州豪雄、長髓彥、勒兵相距、天孫連戰不能、戡也、前到於紀伊國熊野邑、惡神吐毒、人物咸瘞、天孫患之、不知出計、爰高倉下命、在此邑中、夜夢天照大神、謂武甕槌神曰、葦原瑞穗國、猶聞喧擾之響、宜汝更往而征之、武甕槌神對曰、雖予不行、而下吾平國彼時、劍則自將平矣、乃謂高倉下命曰、予劍、神靈今當置汝庫裏、宜取而獻於天孫矣、高倉下命稱唯々、寤而明旦、開庫視之、果有劍、倒立於倉底、因取而獻焉、天孫適寢、忽然

曰、予何長眠在此乎、尋而中毒士卒、悉復醒起矣、皇師趣中州、天孫得劍日、增威稜、勅高倉下、褒爲侍臣也、この事古事記書紀にもあれど、高倉下を天香語山命を云る事はみえず、さてこの書に、次々に尾張連氏の世系を記せるは、いと正しきものなり、其世系は、尾張氏纂記にいへればつきて見るべし、

伊福部宿禰、尾張連同祖、火明命之後也、

伊福部は、五百木部とも作り、天孫本紀に、火明命九世孫弟彦命の子玉勝山代根古命の弟若都保命を、五百木部連祖とあり、此、氏人の始めて見えたるは、雄略紀三年四月の下に、廬城部連枳莒噲といふ人の子に、武彦と云ふが見え、此人、栲幡皇女に奸たりと譖られたりしかば、其父の事として、武彦に廬城河と云河にて、鵜を使ひ魚を捕しめて、殺たることあり、その廬城河と云は、仁德紀四十年の下に、隼別皇子と雌鳥皇女とを、伊勢の蔭代野にて、弑せ奉りて、其屍を廬城河邊に埋めたる由みえたれば、伊勢國にある河なり、然れば此河の名を氏と爲たるならむかと思ふに、然らず、其は安閑紀、元年十二月の下に、廬城部連枳莒噲、その女幡媛か罪を贖ふと爲て、安藝國過戸廬城部屯倉を献れる事みえたり、然れば安藝國人なりけむ、雄略天皇の三年より、此御世の元年までは七十六年にやあらむ、彼二年に既に年長たる子を持ちしかば、此御

世には百歳を多く越たる人なりけり、和名抄に、同國佐伯郡に、伊福郷あり、此は本居の地なるべし、然るは淳和紀、天長十年十月の下に、安藝國佐伯郡伊福部五百足といふ人見えたるを思ふに、此、枳莒噲が末なるへく思はれ、殊に伊福は廬城の轉語にて、同氏なる事下に委く注す如くなれば、廬城河といふ名は、廬城部の武彦を殺たる河なるから負る名にて、却て末なるべく所思たり、然るに、仁德紀に既に此河名の見えたるは、後の名を始に及ぼして語り傳へたるものなるべし、天武紀十三年十二月己卯、伊福部連賜姓曰宿禰、と見ゆ、舊くは廬城と云へりしを、此御世頃には既に伊福と云へりしなり、其は上に引る雄略安閑紀に連とありて、此に伊福連とあるによりて思ひ辨ふべし、然れば此御世より宿禰の加婆泥となりしなり、但し其は其家々に悉く賜へるにはあらで、漏たるも有しから、姓氏錄に、連なるも唯伊福部なるも有るなり、さて伊福は、和名抄に、備前國御野郡、遠江國引佐郡などに伊福郷ありて、以布久と訓を加へたり、此に依て訓べし、なほ諸國に伊福といふ地名、和名抄におほく見えたり、扱同抄に、播磨國に揖保郡、揖保郡、伊比奉郷あり、同國同郡に揖保坐天照神社、(名神大) 神名帳に載されたり、此神疑なく火明命なるべくおぼゆ、其は清和紀、貞觀四年六月十五日壬子、播磨國揖保郡人雅樂寮笛生、笛一本に答笙とあり、(無位伊福、貞一本貞俊

とあり復本姓五百木部、連などあればなり、又此に依て按に、伊福、五百木は、同言の稍轉れるに借れる假字にて、共に氣吹の義なるを、舊は伊保伎と云へりしを、伊布久とも云へるに依て、伊福、字を書るを、此時舊の如く五百木と唱ふべき由を命せたまへるを、復本姓とは云へるなり、吹を吹久と活かし云ふは、常なるを、ホキとも云へるは、御吹玉を御富伎玉ともあるにて知るべし、さて氣吹とは笛吹に依れる氏ならむ、御紀に雅樂笛生云々と有るをも思合すべし、かくて伊福と云地名の多かる中に、尾張國海部郡なる伊福、郵本なるべく思ゆ、此も和名抄に見えたり、神風抄に伊福部御厨とあるは、此地なるか、又火明命の裔に、尾張連海部直の有るをもおもふべし、其は火明命、香山命の本居の國なればなり、景行天皇御子五百木之入日子命、五百木之入日子命共に、尾張國にて生坐るをも思ひ合すべし、さて五百木氏は、尾張、連より別りて安藝播磨、左京、右京、大和、山城、河内などにも住み、後に大かたは伊福部と云りし中に、河内國のばかりは、舊のまゝ、五百木部と唱へたるから、姓氏錄にしか載されたるなりけり、神名式に、當國の若江郡に意伎部神社あり、此を内山真龍説に、意は五百の約れるにて、五百木部、神社ならむと云へり、此は然るへし、古史傳と云り、己また按に、日本後紀、延暦十五年十月甲申の條に、定鼓吹司、吹部號、置員卅四人、初、大寶以降、以字本

書になきを私に補へり、或注吹人、或著角吹、或稱番上、或號吹部、名既不定、數亦無限、今定名、吹部、准雅樂寮雜色生、乃聽勘籍焉、また職員令鼓吹司、吹部卅人、などあるは、古くより伊福部と云て、笛吹ことを掌れる職ありし故に、令制にも角を吹ものを即て吹部と名けしなるべく、伊福の伊はた、發語に添たるのみにて、吹部の義にはあらじか、此氏人は、稱德紀、三十〇神護景雲三年十月甲子、外從五位下伊福部、宿禰紫女、光仁紀、三十二〇寶龜三年正月甲申、外從五位下伊福部、宿禰毛人、また三十五〇寶龜九年三月甲子、從五位下伊福部、妹女、平城紀、十四ノ十三右、國史百六十五ノ廿九右〇大同元年八月己卯、伊福部、淨主、武藏國人、仁明紀、天長十年冬十月辛卯、安藝國言、云々、力田佐伯、郡人伊福部、五百足、同姓豐公、云々、等所耕作田、各卅町、已上貯積之稻、亦各四万束、已上並立、性寬厚、周施困乏、往還糧絕、風雨寄宿之輩、皆得賴焉、詔各叙一階、仁明紀、十一ノ二右、承和九年正月壬寅、外從五位下伊福部、宿禰永氏、また十六ノ二左〇同十三年正月己酉、外從五位下伊福部、宿禰廣友、光孝紀、四十六〇元慶八年六月廿三日、石見國、邇摩郡、大領外從八位上伊福部、真人安道、和名抄、大和國宇陀郡、大和神別の伊福部、宿禰の本居と見ゆ、美濃國池田郡とも、伊福、郷あり、東大寺古文書、年月不詳なれど、天平頃のもの也、斷簡に、伊福部、厚麻呂、美濃國山縣郡、片野郷、戶主伊福部、五百枝、戶口、ま

た御野國加毛郡半布里大寶二年戶籍に五百木部與曾麻呂五百木部多都賣五百木部古當賣また山方郡三井田里同年戶籍に伊福部泉賣五百木部黑豆賣また各務郡中里戶籍に五百木部駒賣また山方郡大寶二年戶籍に中政戶追正八位上五百木部君木枝戶主同黨五百木部荒山妻五百木部君黑賣などある多くは部曲にて君姓はこの同族か異族か詳らかならず遠江國引佐郡にも伊福郷あり東大寺文書(天平十二年)に濱名郡伊福部乎麻呂あり隣郡なれば此に移り住しなるべし備前國御野郡伊福(伊布久郷あるに)かの御野國伊福部氏多きを以て合せ考ふるに備前の伊福は御野の伊福部のうつり住るより負る地名にはあらざるか因幡國戶籍斷簡年月不詳に伊福部足女當女得麻呂小足女小足廣麻呂小廣廣足小妹女廣女麻呂袁麻呂床足など數多あり伊福部を省きて記せるなりて同籍に海部氏も多く見ゆれば必ず火明命の族なるべく思はるさて本國の一宮宇倍神社の社司は今も伊福部姓なりと云へり歷名土代に大永七年正月廿日因幡一宮神主伊福部宗世叙從五位下と云もみえたり

湯母竹田連火明命五世之孫建刀米命之男武田折命景行天皇御世擬湯殖賜田夜宿之間菌生其田天皇聞食而賜姓

菌田連後改爲湯母竹田連

湯母は兒に湯を飲しむる婦なるべし其は神代卷に亦云彦火々出見尊取婦人爲乳母湯母及飯嚼湯坐凡諸部備行以奉養焉于時權用他姬婦以乳養皇子焉此世取乳母養兒之緣也とある湯母是なり竹田は菌生其田とあるが本にて菌の生たる田の義にて竹田と云りしが後に綠竹の美しきが生けるより遂に竹田と云ふ地名となれりとみゆ其由は景行天皇の御世には菌生其田とありて仁徳天皇の御世竹田川邊連の下には綠竹大美とあるにて知らるれば也火明命五世孫建刀米命は尾張宿禰の條に云り武田折命は天孫本紀に建斗米命此命紀伊國造智名曾妹中名草姬爲妻生六男一女とある六男の内に建多乎利命笛吹連若犬甘連等祖とみえし建多乎利命に同じ擬殖賜田は湯母の料に賜へる田を殖むとしつる由なればこのまゝにても聞ゆるを訂正本には擬湯殖として湯字を補へたるはいか若くは賜は湯にて湯田ならむも知るべからずさて其湯面の料田を殖むとしけるに一夜の間に菌自らに生たる事を聞召して菌田連と賜ひしを後に湯母竹田連と改めしとなり菌と竹と言の通へるまゝに改めしなるへし其は美竹の生たる故なり竹田は姓氏錄(竹田川邊連條下)に大和國十市郡刑坂川之邊有竹田神社また神名式大和國十市郡竹

田神社とある是にて、今も東竹田村にます是なり、此氏人は天武紀上に、天皇伊賀より伊勢に趣きたまふ時、竹田大徳云々、從焉とあり、此同族なるべし、されど姓なければ、決めては云ひがたし。

石作連、火明命、六世孫、建真利根命之後也、垂仁天皇御世、奉爲皇后、日葉酢媛命作石棺、獻之、乃賜姓石作大連公也。

石作は、石棺を作る工の長として仕奉る職なり、伊之都久理と訓べし、古事記(垂仁段)に、又其大后比婆須比賣命之時、定石祝作、本居宣長云、祝字は棺の誤なり、と師の云れたるは信に然るべし、さて書紀神代卷に、素盞鳴尊云々、披可以爲顯見蒼生與津葉戸將臥之具、とあるに依るに、内棺は、上代より木以造れると見ゆれば、此に石棺とあるは外擲なるべし、なほ外なる總ての石構までをかけて、皆伊斯紀とぞ云ひけむかし、さて石棺を造る工は、世に舊よりも有つらむを、此御世に、更に其部を定められたるにて、此御世に始て石棺を作れりと云にはあらず、己さきに、大和國を見めぐりし時、十市郡安部村の近き處に窟のあるや、深く入て奥に、石槨の上は屋根の形に作りて、高さも、堅も横も、六尺ばかりなるが立るを見つ、此は正しく上代の貴人の墓と見えれば、石棺と云るはかゝる物なるべし、と云へり、さて石作は舊は石棺作と云ひ

しを、棺字を忌て省きし故に、詞にもイシツクリとのみいへり、建真利根命は湯母竹田連の條に、五世孫、建刀米命とある人の子にて、天孫本紀に六世孫云々、建麻利尼命、石作連、桑内連、山邊縣主等、祖とあるにかなへり、石作大連公とあるは、此建真利根の大連になれるにはあらず、其氏人の連姓なるを、尊みて内々にかく云へる事のありしによれり、天孫本紀の尾張氏、物部氏の族を、大連公と云ひ、中臣氏の本系帳にも、中臣大連公など云るをも合せて知るべし、播磨風土記、印南郡大國里の條下に、此里有山、名曰伊保山、所以號(伊保)者、(四字原本に脱たるを今は例によりて補へり)帶中日子命乎、坐於神而息長帶日女命、率石作連大來、(大字は下文によりて補ふ)而求讚岐國、羽若石也、自彼度賜、未定御廬之時、大來見顯、故、(故)字も例によりて補へり、曰美保山、々西有原、名曰池之原、々中有池、故曰池之原、々南作石形、如屋、長二丈、廣一丈五尺、高亦如之、名曰大石、とある此は、石作氏の作れる石の今に存れるなり、また穴禾郡石作里、本名伊和土下中、所以名石作者、石作首等、居於此村、故庚午年、爲石作里、と云事も見えたり、此石作は同姓か、異姓か詳かならず、この它氏人、國史に、清和紀、貞觀七年三月廿八日己酉、近江國言、伊香郡人石作部廣繼女、生年十五、始出嫁、三十七失其夫、常守墳墓、哭不斂聲、專期同穴、無心再嫁、量其意操、可謂節婦、勅、宜叙二階、免戶内租、即表門閭、とみえし

のみ也、除目大成抄(天喜五年)に、周芳權掾石作、宿禰藤武と云人みゆ、後の世にはめづらしき姓なり、拾芥抄、姓尸録部に、石作連、石作部といへり、下の山城天孫に、石作攝津和泉に、石作、連あり、和名抄、山城、國乙訓、郡石作、以之都久利郷あり、式同郡に、石作、神社、みえ、尾張、國中島、郡石作、以之豆久利郷ありて、式同郡に、石作、神社、また葉栗、郡丹羽、郡山田、郡にも、石作、神社あるは、皆その氏人の祀れる神社と聞えたり、尾張志に、愛智、郡石作、神社、岩作村に坐て、今は神明と申す、(式)の山田郡の神社是れなり、和名抄、石作、郷も此村なり、社説に、建麻利尼命を祀ると云へり、

檜前舍人連、火明命十四世孫、波利那乃連公之後也、

檜前は、古事記、建小廣國押楯命、宣化天皇にませり、坐檜前之慮、入野宮、治天下也、とみえたる檜前にて、和名抄に、大和、國高市、郡檜前、比乃久末郷、諸陵式にも、檜、隈、諸陵並在、高市郡とみゆ、(今も檜隈村あり)これによりて、比乃久末と訓べし、舍人は、左右近く親く仕奉る者なり、書紀仁德卷に、近習、舍人、武烈卷に、近侍、舍人、顯宗卷に、左右、舍人などもあり、天皇また王たちの使賜ふ物にて、名義は、殿侍か、書紀に、帳内、官者、兵衛などもあり、又や、後に、大舍人と云ひ、内舍人と云もあり、此は檜前、宮に、舍人仕奉るものごもの長なる由なり、十四世の世數は、尾張宿禰の條に云り、その十四世とある弟彦連

の弟、尾治針名根連とある、即この波利那乃連公なり、天武紀十二年九月丁未、檜隈舍人造、賜姓曰連、とあるのみにて、國史には、此姓みえず、東大寺正倉院文書、周防國、天平十年正税帳に、大宰史生、大初位下、檜前、舍人、連馬養あり、除目大成抄、仁平四年正月廿一日に、下野大掾、檜前連、國次、類聚符宣抄、天慶元年、に、右大史、檜前、宿禰、忠明などあるは、同姓と聞ゆ、拾芥抄、姓尸録部、また姓名錄鈔に、檜前、舍人、連とみえたり、神名式、尾張國、愛智、郡針名、神社、國內、神名帳に、針名、天神とあるは、針名根、連公にや、また備前、國御野、郡尾治、針名、眞若、比賣、神社と云ふもあり、この它、檜前、舍人、直といふもあれど、異姓なり、

榎室連、火明命十七世孫、吳足尼之後也、山猪子連等、仕奉上宮、豐聰耳皇太子御杖代、爾時、太子、巡行、山代國、于時、古麻呂、家、在山城國、久世、郡水、主村、其門有、大榎樹、太子、曰、是、樹、如、室、大雨、不漏、仍賜、榎室、連、

榎室は、本文に有、大榎、樹、太子、曰、是、樹、如、室、とあるを、とれるにて、美稱ならむ、則、衣、牟、呂と訓べし、十七世孫は、尾張、宿禰、條に、そのつぎ、く、を云て、尾治、佐、迷、連、あり、吳、足、尼、は、ものに見えざれど、この佐、迷、連、の兄弟にや、ありけむ、この吳、足、尼、の裔に、山、猪、子、連、は、

聖德太子に仕奉りけるが、其同族古麻呂が家に、太子巡幸の次に、大なる榎樹の室なせるを見そなはして大雨も漏れじとのりたまひて榎室連といふ姓を賜ひしなり、孝徳紀に、菟田朴室古は、伴の古麻呂にて、山猪子は其父か兄なるべけれど、證なければ決めがたし、拾芥抄姓尸録部に、榎室連と見えたり、神名帳、山城國水主神社十座並大月次新嘗就中同水主坐天照御魂神、山背大國魂命神二座、預相嘗祭とある水主神は、名勝志に今水主村にありと見え、其内なる天照御魂神は、決めて天照國照天、火明命にして、山背大國魂神は、玉勝山代根古命などにて、榎室連の氏神を祀れるものなるべし、

丹比須布、火明命三世孫、天忍男命之後也、

丹比は、和名抄、丹比太知比爲丹南爲丹北郡と見え、丹上丹下二郷あり、之によりて太知比と訓べし、古事記(仁徳段)に、此天皇之御世云々、亦爲水齒別命之御名代、定、蜷部とある此蜷部は此御子の居住ませる河内の地名に因れる稱なり、丹比宿禰條に云ふを見て知るべし、須布は和名抄に、伊豫國周敷(主布郡とある地名によれり)と見ゆ、もと丹比宿禰の族にて、伊豫の周敷郡に住けるが故に、丹比周布と姓に負へり、三世孫天忍男命は、天孫木紀にも三世孫忍男命とあり、さて廢帝紀天平寶字八年七月己

酉、伊豫國周敷郡、人多治比連、眞國等十人、賜姓周敷連、また同年十月己丑、伊豫國人大初位下周敷連、眞國等二十一人、賜姓周敷伊佐世利宿禰とあり、みな丹比周布と同姓なる事を知るべし、然るに訂正本に、河内國丹比郡菅生須加布郷あるを據として、須の下に加の字を補へたるは、疎漏にて、周敷連ある事を思ひもらせるなり、神名式、桑村郡周敷神社、今も周敷郡周敷村にありて、天、火明命を祀ると云り、此氏の祖神なり、狩高造、

この狩高は、右京諸蕃雁高宿禰の條に云る、萬葉六にみえし、狩高乃高圓山とあり、同地なるべし、加利多加と訓べし、此氏上の丹比須布より出づ、廢帝紀、天平寶字五年三月庚子、須布丹比、滿麻呂等十三人、賜姓狩高造と見えしのみ也、但し須布丹比は、姓氏錄によるに、丹比須布の倒置ならん、

但馬海直、火明命之後也、

但馬は、國造本紀に、但遲麻とあり、和名抄に、但馬太知麻國と見え、海は神名式、同國城崎郡海神社(名神大みえて、アマノカミとよめり、天孫本紀に、火明命六世孫建田背命、神服連海部直丹波國造、但馬國造等祖とあり、但馬國造は、國造本紀には彦坐王の後とあれど、其以前の國造にやありけむ)て、海部直に由れば、タチマノアマノアマノアタヘ

と訓へし、神名帳、丹後國與謝郡籠神社、名神大、月次、新嘗あり、此神社の神主は、海部氏なり、其は丹後宮津志に、系圖一卷、神主海部直祖天、火明、命品太天皇、御宇、定海部直姓とあり、和名抄に、阿波國那賀郡に、山代郷、海部郷あるも由あり、三代實錄三十三(八右)に、元慶二年二月乙酉、山代忌寸大海全子、以奉幣氏神、向阿波國とあるは、此にあるに似たり、されど山代忌寸大海全子と云へるは、本文に誤りあるべし、尙よく考ふべきなり、この氏人もに見えず、但馬國天平九年正稅帳(東大寺正倉院文書)に丹後國與謝郡大領外從八位上海直忍立あり、また同文書、因幡國戶籍の斷簡年月不詳に、戶主海部牛麻呂、戶海部小人海部男海部刀自賣海部津村海部足女海部小女海部稻依女海部小妹女海部身麻呂海部黒女海部得安海部直桶足女海部長田海部眞床海部眞成女海部忌飯女海部直牟女とありて、伊福部氏人と並び記せるは、同族の故なればなるべく、其中に海部直あるにても、天孫の裔の此國に住る事を證すべし、この頃明治の廿六年の冬、豊後國海部郡毛井村平林氏古文書、及その系譜を見るに、其先は津守氏にて、本國毛井社の地頭職を相傳し、平林四郎頼宗といふ三子あり、一を四郎三郎頼敏といひ、次を四郎太郎家宗、次を蔭山彌次郎入道西念といふ、頼敏の子に太郎親繼あり、この人豊後國弘安八年圖田帳にみゆ、家宗の子に小輔房淨忍あり、西念の子

四郎季宗、其子二人、一を乙益丸、次を彌太郎頼親、々々の子に、孫太郎頼雨、その子竹中兵庫入道勝勇ありて、津守氏女を妻とする由みえたれば、養子なるべし、其子又次郎親頼、々々の子彦太郎親雨、雨はいつれも通の誤りにや、その子小次郎頼貞、々々の子孫太郎署貞、その子右近將監貞義、々々の子丹後守頼家、その子新四郎丹後守頼貞、々々の子に新四郎常陸守常頼、その子新四郎頼鑑あり、(文書に津守頼鑑とあり)此氏人毛井村と云に住て、毛井社を掌る、この祭神詳ならぬ由、豊後國志にあれど、恐らくは津守の氏神、また住吉神を祭れるものなるべし、さて此國大分郡津守庄あり、また海部郡あるも、海部直氏により、續紀延暦四年正月癸亥、豊後國海部郡大領外從六位上海部公常山と云人もみえたり、こは異姓なれど、由縁ありて、聞ゆれば、因みに此に書そへつ、

大炊刑部造、火明命四世孫、阿麻刀彌命之後也、

大炊は、和名抄に、大炊、寮、於保、爲乃豆加佐とあり、されど爲は比の寫誤にて、伊比の約即大飯の義なるべし、其は常陸風土記、行方郡當麻郷の下に、相鹿大生里、古老曰、倭武天皇、坐相鹿、丘前、宮、此時膳炊屋舍、構立浦濱、編船作橋、通御在所、取大炊之義、名大生之村とある大生にて、大飯なる事明らけし、されば大炊は於保比と訓べし、刑部は、允恭

紀二年春二月丙申朔己酉立忍坂大中姬爲皇后是日爲皇后定刑部また古事記同段にも爲太后御名代定刑部とみゆこの傳に和名抄に伊勢國三重郡遠江國引佐郡備中國賀夜郡英賀郡などに刑部と云郷名ありて皆於佐加倍とありさて此は太后の御郷大和國城上郡忍坂なるを刑部としも書く故は其郷なる忍坂部の人等の刑部の職に仕奉りし事のありしよりやがて其職名の字を書ならへるなりと云るが如しかれ刑部は於佐加倍と訓べし此に大炊刑部造と負る由は詳ならぬを強て思ふに姓氏錄禰多治比宿禰の條に火明命十一世孫殿諸足尼命の男兄男庶其心如女故賜禰爲御膳部と云ふ事もあればもしくは御膳部として大炊の事仕奉りしなへに大炊を冠らして複姓の如く唱ひしにもやあらむ四世孫阿麻刀彌命は天孫本紀に四世孫天戸目命天忍人命之子とあり右京天孫大炊刑部造の條に天礪目命とも作り三代實錄貞觀五年八月廿二日壬午讚岐國多度郡人齋院權判官正六位上刑部造眞鯨改居貫左京職とあるは同姓にや詳ならず刑部造に異姓あり河内蕃別ときこゆよく考へて思ひわくへきことなり延喜式神名帳に因幡國八上郡意非神社あり此神社もしくは大炊刑部造の祖神などにはあらぬか其は和名抄に刑部郷みえ今この社は八東郡若櫻郷彌多羅村にありて大炊宮とも老宮とも云ふと云るなにと

坂合部宿禰火明命八世孫邇倍足尼之後也

なく由縁ありて聞ゆればなり、坂合部は職名もて名に負りしなり其は皇別坂合部連の條に允恭天皇御世造立國境之標とあるにて知るべし皇別なるも此なるもみな國境の事を掌りしにて成務紀に隔山川而分國縣隨阡陌以定邑里ともみゆればその程より事始めて允恭の御世にもまた其後にもありし御政とおぼしければ其職員も數多ありしなるべし雄略紀眉輪王の變に坂合黑彥皇子王と共に圓大臣の宅に逃れしを天皇火を縱て宅を燔きし時の事を於是大臣與黑彥皇子眉輪王俱被燔死時坂合部連贊宿禰抱皇子屍而見燔死とみえ孝德紀白雉四年五月發遣唐大使云々或本以學問僧云々學生坂合部連磐積而増焉とあり齊明紀二年九月遣高麗大使云々副使坂合部連磐鐵以上

の連姓は皇別なるもあるべけれど今いかにとも分ち難ければ一つらに記せりとみえ天武紀十三年十二月己卯境部連賜姓曰宿禰また朱鳥元年正月遣云々直廣肆界部宿禰鰯魚云々等于筑紫文武紀一の十三左三年六月甲午勤大肆坂合部宿禰唐また二ノ二右〇大寶元年正月丁酉右兵衛卒直廣肆坂合部宿禰大分また三ノ十六右〇慶雲二年十二月癸酉正六位上坂合部宿禰三田麻呂また八ノ一左〇養老二年

正月庚子從五位下坂合部宿禰賀佐麻呂十六ノ十五右〇天平十八年四月癸卯從五位下坂合部宿禰金綱また二十ノ三十三右〇天平寶字元年十二月壬子太政官奏曰、旌功錫命、聖典、攸重、褒善行、封明王、所務我天下也、乙巳乙巳は大化元年をいへり以來、人々立功各得封賞、但大上中下、雖載令條、功田記文、或落其品、今故比校昔、令議定其品、云々、小錦下坂合部、宿禰石敷、功田六町、奉使唐國、漂着賊洲、橫斃可於稱功、未稱、依令下功、令傳其子、また天平寶字七年正月壬子外從五位下坂合部、宿禰斐太麻呂、文德紀八年二月廿三日外從五位下坂合部、宿禰春恒、また東大寺正倉院文書、越前郡稻帳、天平四年、據從六位上、勳九等坂合部、宿禰葛木などあり、

額田部湯坐連天津彦根命子明立天御影命之後也、允恭天皇御世、被遣薩摩國平隼人復奏之日、獻御馬一疋、額有町形廻毛、天皇喜之、賜姓額田部也、

古事記(御誓の段)に、天菩比命云々、次天津日子根命者、凡川内國造、額田部湯坐連、茨木國造云々等之祖也、書紀に、天津彦根命、此茨城國造、額田部連等遠祖也とあり、さて額田は額田但田連の條に、允恭天皇、御世、獻額田馬、天皇勅此馬、額如町、仍賜姓額田連、此

は部の字脱たるか)とみえたるを本文に引合せて、額田の義解たり、舊事紀に、天斗麻彌命、額田部湯坐連等祖、また姓氏錄に、天津彦根命、男天、戸間見命などあり、湯坐の事は上に見えたり、(左京神別、上若湯坐宿禰の條)さて右の如く、た、額田部連ともあれば、此湯坐連は其氏人の中に、湯坐の事の由に付て別に賜りし姓なるべし、さて後に其湯坐連の方、榮えて廣かりける故にや、古事記には其末を舉、(此姓の人は、孝德紀、孝謙紀、仁明紀などにもみえたるを、た、額田部連の人は凡て見えず、)書紀には本を舉たるなるべし、さて書紀顯宗卷に、倭國山邊郡額田邑、和名抄に、平群郡額田(奴如多)今此郡に、額田部と云村あり、是れか、河内、國河内郡額田などあり、これらは姓氏錄の説の如くば、此姓の人より出たる地名にや、猶尋ぬべし、(凡て姓又人名より出たる地名か、地名より出たる姓人名か疑はしきが多し、)又神名式に、伊勢國桑名郡額田神社あり、同郡多度神は、この天津日子根命なれば、此社も此姓によしあるべし、(上記傳類聚國史に額田國造と云姓の人もあり、此は同姓か異姓か猶考ふべし、この氏は、欽明紀、二十二年、新羅朝貢の條、堂客額田部連、推古紀、十六年八月、迎唐客於海、石榴京、衛額田部連、比羅夫、以告禮辭焉、十八年十月、命額田部連、比羅夫、爲迎新羅客、莊馬之長、孝德紀、大化元年八月、額田部連、甥、爲法頭、天武紀、十三年十二月己卯、額田部連、賜姓曰、

宿禰とみえ、文武紀一(十四右)〇四年六月甲午進大壹額田部、連林撰定律令、賜祿各有差、稱德紀(天平勝寶六年閏十月)外從五位上額田部、湯坐、連息長、また十九(十二左)〇天平寶字二年七月丙子授正六位上額田部、宿禰三富、外從五位下、三富本姓、額田部、川田連也、是日、以額田部宿禰姓、便書位記、賜之、仁明紀九(二右)〇承和七年正月甲申、正六位上額田部、湯坐、連長吉、嵯峨紀(類聚國史弘仁十三年正月)從六位下額田部、國造今足、また政事要畧(五十三)同年十一月、この人の田租束積の勘文をのせたり、其は明法博士額田、國造今足、勘田租、束積事、右被、右辨官宣、備慶雲三年九月二十日格云、取令前、束擬令内、把、令修、收租、其實猶益、宜、田一町十五束、令輸者、未知令前、束令内、把、格、爭、各其積幾損益之數、何而可會、又令與、熟後熟前者、檢舊說、令前租法、熟田五十代、租稻一束五把、以大方六尺爲步、步内得米一升(此大升也)二百五十步爲五十代、慶雲三年、格云、准令以大方五尺爲步、步内得米一升(此升稱減大升)三百六十步爲段者、今按五十代與令收、步積一同、即所得米其數亦同、然即段内得米三百六十升、實此大二百五十升也、因步也、因步、多小積增減、是以准量令前與令内、把、非無增減、計算其積令内十四把、三分之二、當令前一束稱量一同、其令有新古、惟格新之前、古之後也、(逸史三十の十九左)〇三代實錄六の廿一右に、明法博士額田今人とあるは、思ふに此今足のことなるべし、淳和紀(國史職官

部天長六年正月朔、外從五位下額田、宿禰今足とあれば、國造即宿禰姓にてこの氏人なり、大和、額安寺班田圖に、船墓と云ありて、額田郡、宿禰先祖とみえたるは、其氏人の此に住て祖先の墓もありけるなるべし、さてこの氏の湯坐に仕奉りし事は、常陸風土記、茨城郡の條下に、茨城、國造、初祖多那許呂命、仕息長帶比賣、天皇之朝、當至品、太天皇之誕時、多那許呂命、有子八人、中男筑波使主、茨城郡湯坐連等之初祖とあれば、應神降誕の時に、筑波使主湯坐の事に仕奉りしに始れるものなり、拾芥抄姓尸錄部、また姓名錄抄に、額田部湯坐連、また額田部、宿禰と見ゆ、

三枝部連額田部湯坐同祖顯宗天皇御世喚集諸氏人等賜
饗于時三莖之草生於宮庭採以奉獻仍負姓三枝部造

三枝は、古事記(神武段)に、其伊須氣余理比賣命之家、在狹井河之上云々、其河謂佐草河、由者、於其河邊、山由理草多在、故取其山由理草之名、號佐草河也、山由理草之本名云、佐草也、とみゆ、この記傳に、山由理草は、百合の一種なるべし、此より外、佐古書にみえず、和名抄にも、百合和名由里と一種のみなり、万葉歌には、佐由理又姫由理と云はあり、山由理は、百合、紅花者、名山丹是也、と新井氏は云り、さもあらむか、万葉によめる、佐由理は、たゞ由理なるべし、佐は多く添て云辭なればなり、姫由理は、別に一種にて、夏の

野のしげみに咲るとよめるなどかの淡名山丹と云物と聞ゆ、今世に姫由理と云物も山丹なり、さて山由理てふ名は他に見ざれども、凡て本草の名に山某と云ふ多ければ、此姫山理も山由理と云つべき物なりかし、新井氏百合を由理と云は、もと韓地の方言と聞ゆと云りき、若此説の如くならば、信に古名は佐草とぞ云けむ、師の冠辭考さきくさの條に、古に三枝と書て佐紀久佐と云し物は、佐由理花なるべしと云て、此所の文を引て、佐草と佐紀と普通ふと云れき、信に古は此佐草を三枝とも云て一物なるべし、今世に人の氏族の名に、三枝と云ふありて、佐伊具佐と唱ふ、こは紀を音便に伊と云也、草と紀と通ふ例は、書紀神武卷に、山城水門、亦名山井、水門とある是も一の名なるを、草とも紀とも云るなり、さて神名式に、大和國添上郡率川坐大神御子神社三座、これを或書に、三座、中は此伊須氣余理比賣命、左は事代主神、右は玉櫛姫なりと云り、さもあるべし、但し事代主神と云るは、書紀神武卷の傳へに依れるなるへし、神代卷又此説に依らば、左は大物主神なるべし、大神御子神とあるにもかなへり、かくて神祇令に、孟冬三枝祭、義解に、率川社祭也、以三枝華飾酒樽祭、故曰三枝也とあり、由縁あることなりけり、(已上)とあるによりて、佐紀久佐倍と訓べし、本文に三莖之草とあるもの、即三枝にて、山由理の花なるを採りて、獻りけるによりて三枝部造

を賜へり、書紀顯宗卷に、三年四月丙辰朔、戊辰、置福草部とある、此時の事なるへし、天武紀に十二年九月丁未、福草部造賜姓曰連とあり、大和神別に、三枝部連あり、合せみるべし、拾芥抄姓尸錄部、また姓名錄抄に、三枝部連みえ、又姓尸錄部、三枝、宿禰あり、後に宿禰を賜へるにや、三代實錄、貞觀十七年十二月廿七日丁丑、授常陸國正六位上三枝祇神從五位下とある、此神は、今眞壁郡加波山の中宮にありて、其棟札に、三枝神社と識しあり、三枝祇を社傳にさいなつみと訓むと云り、此山は本郡即眞壁長岡小幡の東にありて、古茨城郡と本郡との界なり、其高筑波に亞き葦穂に勝れり、姓氏錄に三枝部連云々、建許呂命之後也とみえ、上に引る常陸風土記に、茨城國造建許呂命とあるを思ふに、本社は茨城國造が其境界なる高山に、其祖先を祭りしものなるべし、續後紀に三枝直あるは同姓か、異姓か詳らかならず、其は仁明紀、承和十一年五月丙申、甲斐國言山梨郡人伴直富成女、年十五、嫁郷人三枝直平麻呂、生一男一女、而承和四年、平麻呂死去也、厥後守節不改、年已四十四、而攀號不止、恒事齋食、敬於靈床、宛如存、且量彼操履、堪爲節婦者、勅、宜終身免其戶田租、即標門閭、以旌節行、とみえ、大間成文鈔、康平元年、甲斐掾正六位上三枝宿禰成義、また保延四年、伊豫少目正六位上三枝宿禰牛友とあるもの、或は同族ならむ、後世甲斐に居る者、柏尾野呂立河、隱曾、林部、葉山など

の氏あり、其は三枝先祖相傳繼圖といふものに、仁明天皇の御代、異國吾朝を窺ふ事あり、時天より神人守國モリクニを降せり、其人丹波安大寺の榎木の三俣ミヤヅなる枯木の内にあり、詔をうけ賊を禦きて大功あり、三枝、姓を賜ふ、後讒を以て罪せられ、甲斐に至り在、聽官となり、柏尾と稱し、三枝寺を建つ、又柏尾寺といふ、守國かの榎木を植え、其木、本に三枝神社を營みて、三枝、祭を行ふ、甲州東郡三枝、祭といふは是なり、と云る其説妄誕にちかけれど、三枝氏の世々甲斐に居りし事は證とすべし、守國の子四人、長を守將野呂介、二男守忠、立河介、三男守繼、隱曾介、四男守兼、林部介、守將の子を守久といひ、其子を守明、その子守氏、其子寛覺、其二男長俊の子守長の子守泰、その子守道、葉山丸と號くなご云り、又一本三枝系圖に、三枝部姓家紋、三枝松、圈内二引と記せり、

奄智造額田部湯坐連同祖

奄智は阿牟智と訓べし、今山邊郡に庵治村といふ村あり、日本靈異記に、大倭國十市郡菴知村ともみえたり、古事記に天津日子根命者、倭淹知造、高市縣主、蒲生、稻寸、三枝部、造等之祖也とみえ、大和神別に、奄智、造、天津彦根命、十二世孫、建凝命之後とある、建凝命は上に云る建許呂命に同じ、十二世のつきくものにみえず、今其知るべきものを云はむに、天津彦根命の男天久之比乃命ヒノノミコト、桑名首條、また明立天御影命アカタケミカゲノミコト、額田部湯

坐連條、又天麻比止都禰命アマノマヒトツチノミコト、山背忌寸の條、二世孫は、意富伊我都命イカガツノミコト、額田臣田連の條、三世孫は、彦伊賀都命ヒコイカガツノミコト、高市連の條、四世孫は、見あたらす、五世孫は、建彌己巳命タケノミヤノミコト、津島縣直の條、六世、七世、八世、九世、十世、十一世はものに見えず、氏人は類聚國史、弘仁十年二月癸丑に、外從五位下奄智、造吉備麻呂とみえしのみなり、拾芥抄、姓尸錄部、また姓名錄抄に奄智造とあり、

額田部同命孫意富伊我都命之後也

額田の事は已に額田部湯坐連の條に云り、額田部とのみ云ひて姓なきもありしとみゆ、高野紀、神護景雲二年二月癸未、石見國美濃郡人額田部蘇提賣、寡居年久、節義著聞、兼復積而能散、所濟者衆、復其田租、終身、東大寺正倉院文書、天平寶字五年十二月造、近江石山寺木工額田部酒人、仕丁額田部廣濱、六年の文書には廣濱を播磨人といへり、尾張國正稅帳、天平六年主帳外大初位上勳十二等額田部病とありて名闕、出雲國天平十一年大稅賑給歷名帳に、杵築郷因佐里、戶主額田部堅石口額田部忍尾、また額田部、依馬口額田部、手島賣額田部直、こはいづれの族にや詳ならず、姑く此につく、聖武紀、天平十二年九月に、長門國豐浦郡少領外正八位上額田部廣麻呂とあるを、明年閏三月には、額田部直とあり、高野紀、神護景雲元年三月戊申、長門國豐浦、圍殺外正七

位上額田部直塞守獻錢百萬稻一萬束授外從五位上任豐浦郡大領

地祇
弓削宿禰出自天押穗根尊洗御手時水中化生神爾伎都麻呂也

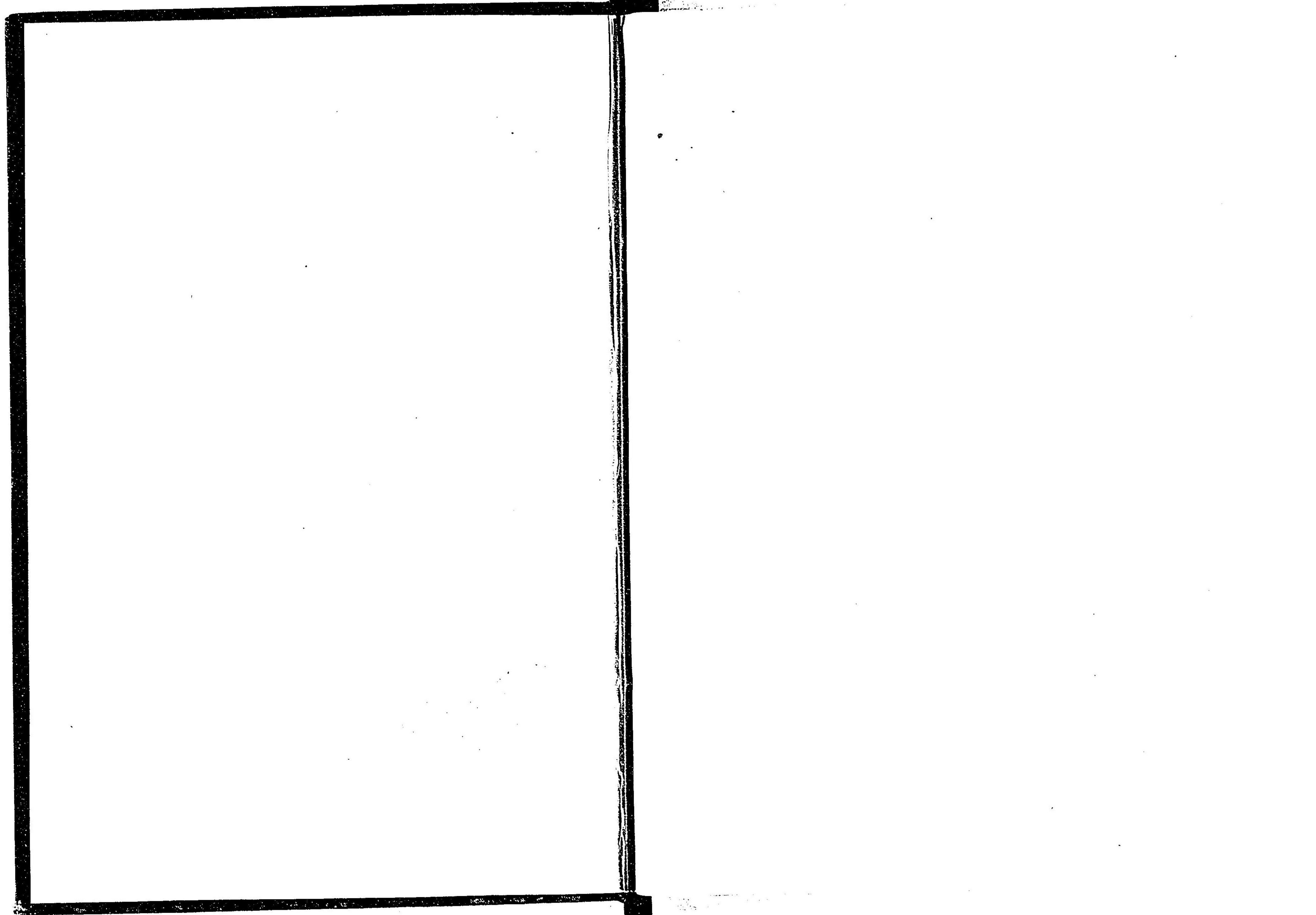
弓削は上の弓削宿禰に云り天押穗根命は書紀神代卷御誓の段に正哉吾勝々速日天忍穗耳尊とあるを、一書に正哉吾勝々速日天忍骨尊また正哉吾勝々速日天忍穗根尊神名式豊前國田川郡忍骨命神社山城風土記に宇治郡木幡社名天忍穗尊式に許波多社と載れりとみえたるを以て天照大御神の御子にます事を知るべく其皇胤にしましませば地祇の列にいるべき事にはあらぬを此にあるはあやまりなるべし實は原本地祇といふ文字の右の上によりけるを寫手のふごあやまりて此に入れしなるべしいかにとなれば未定雜姓島首天押穗耳尊之後とあるを天孫に收たるにて著ければなり邇伎都麻呂は此のほか未だ考へ得ず

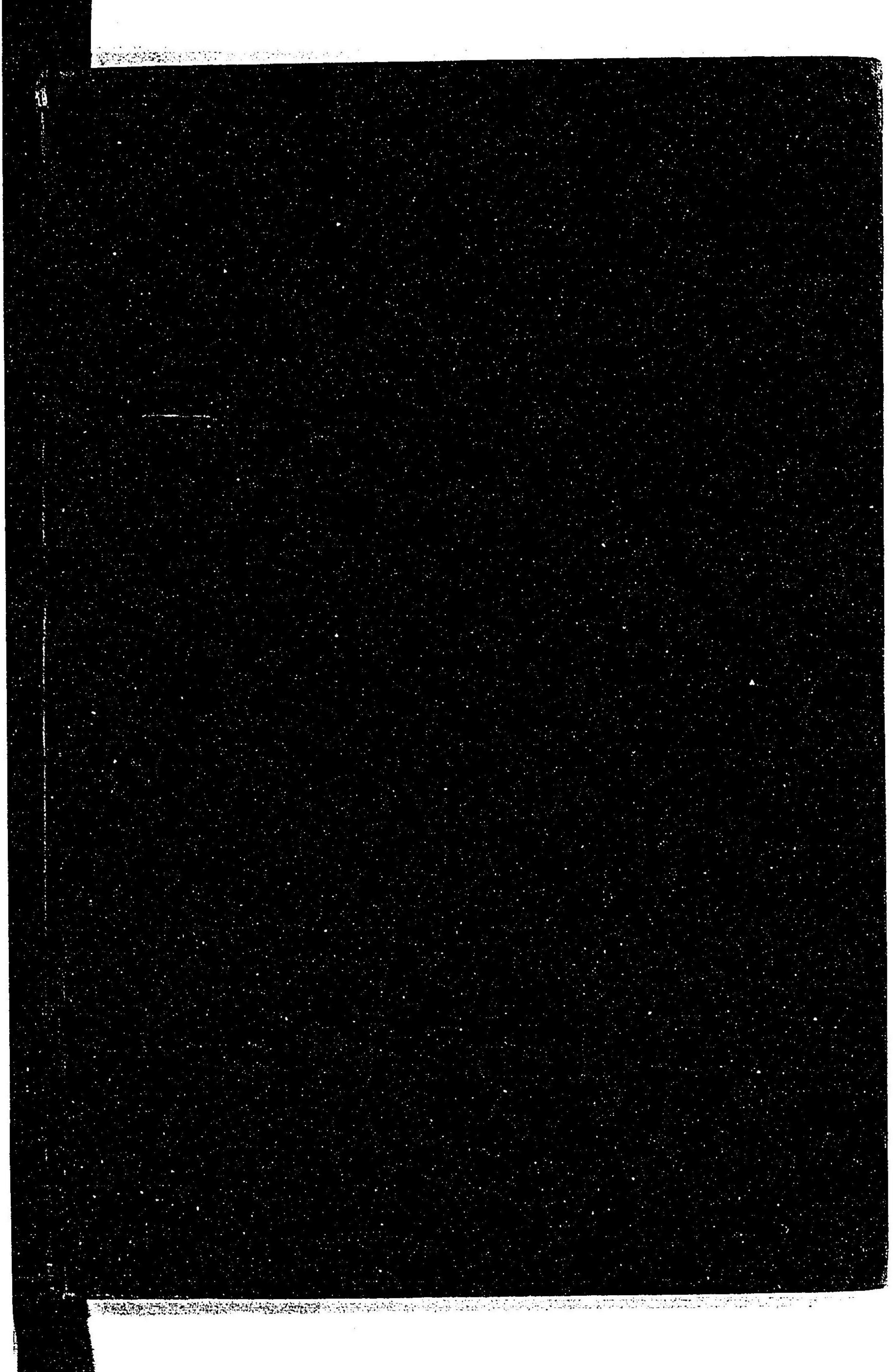
石邊公大物主命男久斯比賀多命之後也

石邊はイソベにやイシベにや思ひ定めかたし其地名詳らかならず大物主命は倭の美和に鎮坐御魂の御名にして大穴牟遲命の一名にはあらず其由は出雲國造神

賀詞に乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天己命和魂乎八咫鏡爾取託天倭大物主櫛瓊玉命登名乎稱天大美和神奈備爾坐云々皇孫命能近守神登貫置天とあるにて知るべし久斯比賀多命は和魂大物主神の子なり古事記中卷水垣宮の段に大田々根子の詞に僕者大物主大神娶陶津耳命之女活玉依毘賣生子名櫛御方命之子飯肩巢見命之子建甕槌命之子僕意富多々泥古白云々とみえしにて思ふべし公と云姓は皇別ならぬには賜はらぬ例なるに此氏にしもたまへるは殊に國作賜へる大神の未なればならむ拾芥抄姓尸錄部また姓名錄抄に石邊公とみえたり氏人も國史に見えず

新撰姓氏錄考證卷之十終





005922-001-2

288.2-Ku871s

新撰姓氏録考証

栗田 寛/著

1冊(上)

M33

ACG-0045



